

自己点検・評価報告書

令和3年6月



発行にあたって

本学では、これまで教育研究内容について自己点検・評価を行い、前回平成27年3月12日に「適格」と認定された。その後も、自己点検・評価を重ね、令和3年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会による認証評価を受審し、令和4年3月11日付で「適格」と認定された。

本学は、高等教育機関として教育研究活動の充実・発展に寄与するとともに、社会の要請に応える職業人を育成することが社会的使命であると考えている。特に、人間教育を柱に、地域社会との連携・協働を基盤とする教育の在り方は小規模な地方の大学としての責務である。教職員は、建学の精神に則り、「豊かな人間性と個性をもち、専門性をそなえた幅広い職業人の育成をはかり、地域社会に貢献できる大学」との設置目的に向かって、一丸となって教育研究活動に取り組んでいる。

教育の質保証の観点では、平成30年に策定した「学修成果の評価の方針」に基づき、各学科において各々項目と目標を定め、学内外に公表している。また、シラバスにも、卒業認定・学位授与の方針及び学修成果を記載し、受講する学生にも説明を行っている。加えて、授業改善のための方策として、「授業公開」「研究授業」「FD研修会」「学生による授業評価」「満足度アンケート」「学生生活調査」などを通し、学生からの意見を大学改善に役立てている。また、卒業生や就職先など社会からの意見も聴取している。この様に様々な意見を学生のための大学づくりに取入れてきた。

前回調査以降、改めて3つの方針を確認し、この方針に従った教学マネジメントサイクルに基づく教育の内部質保証の推進を行ってきた。加えて、本学のミッションである建学の精神に基づき、Vision2030『「対話と実践」を重ね、人・地域・世界とつながり地域の未来を拓く』およびアクションプランが策定され、本学が歩む将来が示された。中期目標・中期計画や年度事業計画も目的に従った具体的な内容となりつつある。加えて、自己点検・評価の客観性および妥当性を確保するために外部評価委員会を置き、外部の有識者からの意見を計画の策定や変更に取り入れている。

今後も教育活動におけるマネジメントサイクルを確立し、自己点検・評価を行い、教育力、教育内容、学生支援において改善・改革を繰り返しながらさらに向上させる必要がある。

今回発行する報告書は、令和3年度に認証評価を受けるために自己点検・評価をまとめたものである。ここで挙げられた諸課題を検討し、改善計画を推進することにより、この報告書を大学発展の糧としたい。

なお、本学は地域に求められる高等教育機関として、生き残りをかけて、学生の学修を支援し、学生が本学を選んで良かったと思ってもらえる大学へと変わるため、なおかつ地域を支援し地域社会が、本学は地域に必要なのだと思ってもらえる大学に変わるため、今後一層の改善に努めたいと考えている。皆様方から本学へのご意見、ご指摘等を賜わり更なる改善を図る所存である。

高松短期大学

学長 佃 昌道

目次

発刊にあたって

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	24
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	34
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	57
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	86
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	86
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	94
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	98
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	100
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	107
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	107
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	110
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	112

学校法人四国高松学園 高松短期大学 機関別評価結果

あとがき

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、高松短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 25 日

理事長

佃 昌道

学長

佃 昌道

ALO

中村 多見

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人四国高松学園の沿革 >

昭和43年 6 月	学校法人高松学園認可（香川県知事） 高松東幼稚園経営
昭和44年 4 月	高松短期大学を開学 高松短期大学児童教育学科を開設 開学記念式・校舎落成式・開学記念講演・祝賀会
昭和46年 1 月	法人の名称を四国高松学園に変更
昭和46年 4 月	高松短期大学保育科第二部を開設
昭和47年 4 月	高松短期大学専攻科（児童教育学専攻）を開設
昭和49年10月	高松短期大学創立 5 周年記念式典・祝賀会 高松短期大学学園歌制定
昭和51年 4 月	高松短期大学音楽科を開設
昭和55年 4 月	高松短期大学専攻科（音楽専攻）を開設
昭和58年 4 月	高松短期大学秘書科を開設
平成 3 年11月	高松大学創設準備室を設置
平成 6 年 5 月	高松短期大学保育科第二部の廃止
平成 7 年 3 月	高松短期大学創立25周年記念式典
平成 8 年 4 月	高松大学経営学部産業経営学科を開学 高松大学開学記念講演会
平成 8 年 5 月	高松大学開学記念式典
平成10年 4 月	高松短期大学幼児教育学科を開設（児童教育学学科の改組転換）
平成11年12月	高松短期大学児童教育学科の廃止認可
平成12年 4 月	高松大学大学院経営学研究科（経営学専攻）修士課程を開学 高松大学経営学部マネジメントシステム学科を開設 高松大学学生歌制定 高松短期大学専攻科（幼児教育学専攻）を開設（専攻科（児童教育学専攻）の改組転換）
平成14年 4 月	高松大学留学生別科を開設
平成15年 4 月	高松大学経営学部産業経営学科を経営学科に学科名称を変更 高松短期大学幼児教育学科を保育学科に学科名称を変更
平成16年 4 月	高松大学経営学部経営学科夜間主コースの学生募集停止
平成17年 3 月	高松大学経営学部経営学科（夜間主コース）の廃止
平成17年11月	高松大学開学10周年記念講演会
平成18年 4 月	高松大学発達科学部子ども発達学科を開設
平成18年 4 月	高松大学経営学部マネジメントシステム学科の学生募集停止 高松大学留学生別科の学生募集停止
平成19年 7 月	生涯学習教育センター10周年記念講演会
平成20年 4 月	高松短期大学音楽科の学生募集停止
平成20年12月	高松短期大学40周年記念講演会
平成22年 3 月	高松短期大学音楽科の廃止 高松短期大学専攻科（音楽専攻）の廃止

平成23年10月	高松大学経営学部マネジメントシステム学科の廃止
平成24年11月	高松短期大学秘書科30周年記念シンポジウム・記念祝賀会
平成29年3月	高松東幼稚園の廃止（認定こども園へ改組）
平成29年4月	幼保連携型認定こども園高松東幼稚園を開園
平成31年3月	高松短期大学創立50周年記念式典・記念講演・記念祝賀会
平成31年3月	高松大学・高松短期大学地域連携センター（旧生涯学習センター）開設20周年記念式典・記念講演・記念祝賀会
令和2年4月	高松短期大学秘書科グローバルビジネスコースを開設

< 高松短期大学の沿革 >

昭和44年3月	児童教育学科設置認可（入学定員50名） ・ 幼稚園教諭2級普通免許状授与認定 ・ 小学校教諭2級普通免許状授与認定
昭和44年4月	高松短期大学を開学 児童教育学科を開設 第1回高松短期大学入学式
昭和46年1月	保育科第二部設置認可（入学定員50名・夜間3年） ・ 幼稚園教諭2級普通免許状授与認定
昭和46年3月	第1回高松短期大学児童教育学科卒業式
昭和46年3月	聴講生課程認可（児童教育学科・保育科第二部）
昭和46年4月	高松短期大学同窓会結成 保育科第二部を開設
昭和46年6月	高松短期大学同窓会大阪支部結成
昭和47年1月	専攻科（児童教育学専攻）設置認可（入学定員5名・1年）
昭和47年4月	専攻科（児童教育学専攻）を開設
昭和49年10月	高松短期大学創立5周年記念式典・祝賀会 高松短期大学学園歌制定
昭和51年1月	音楽科の設置認可（入学定員50名[器楽専攻30名・声楽専攻20名]） ・ 中学校教諭2級普通免許状（音楽）授与課程認可
昭和51年2月	児童教育学科入学定員の変更認可（入学定員増50名→100名）
昭和51年4月	音楽科を開設
昭和51年12月	第1回音楽科定期演奏会
昭和54年12月	専攻科（音楽専攻）の設置認可（入学定員10名）
昭和55年4月	専攻科（音楽専攻）を開設
昭和55年11月	高松短期大学音楽科創立5周年記念オペラ公演
昭和56年8月	高松短期大学保育科第二部10周年を祝う
昭和58年1月	秘書科の設置認可（入学定員50名）
昭和58年4月	秘書科を開設
昭和60年12月	秘書科期間付入学定員増の認可（50名→100名） 高松短期大学音楽科創立10周年記念オペラ公演
昭和61年6月	高松短期大学同窓会高知支部結成
昭和61年9月	高松短期大学同窓会愛媛支部結成

平成 2 年 3 月	教育免許状授与認定 ・児童教育学科：小学校教諭 2 種免許状、幼稚園教諭 2 種免許状 ・音楽科（器楽・声楽専攻）：中学校教諭 2 種免許状（音楽） ・保育科第二部：幼稚園教諭 2 種免許状
平成 3 年 12 月	秘書科入学定員の変更認可（50名→100名） 秘書科期間付入学定員増の認可（150名→200名）（平成 4 年 4 月～平成12年 3 月）
平成 4 年 2 月	保育科第二部募集停止に伴う学則変更
平成 6 年 5 月	保育科第二部の廃止
平成 7 年 3 月	高松短期大学創立25周年記念式典
平成 7 年 12 月	児童教育学科入学定員の変更認可（100名→50名） 音楽科入学定員の変更認可（50名→30名） 秘書科入学定員の変更認可（200名→150名）
平成 8 年 12 月	音楽科の 2 専攻課程（器楽専攻・声楽専攻）の廃止に係る学則変更
平成 9 年 12 月	幼児教育学科の設置認可（入学定員50名、児童教育学科の改組転換）
平成10年 2 月	幼児教育学科が保母養成学校の指定を受ける
平成10年 4 月	幼児教育学科を開設
平成11年 7 月	秘書科期間付入学定員の廃止（150名→50名）に伴う恒常的定員の増加（50名→80名）
平成11年 12 月	児童教育学科の廃止認可 専攻科（幼児教育学専攻）の設置に係る学則変更（入学定員 5 名、専攻科（児童教育学専攻）の改組転換）
平成12年 4 月	専攻科（幼児教育学専攻）を開設
平成13年 4 月	音楽科音楽療法コースを開設
平成14年 7 月	幼児教育学科入学定員の変更認可（50名→80名）
平成14年 8 月	幼児教育学科の学科名称変更に係る学則変更（幼児教育学科→保育学科）
平成15年 4 月	幼児教育学科を保育学科に学科名称を変更
平成17年 11 月	高松短期大学音楽科創立30周年記念演奏会（高松・高知）
平成19年 10 月	第三者評価実地調査（財団法人短期大学基準協会）
平成20年 3 月	第三者評価適格認定（財団法人短期大学基準協会）
平成20年 4 月	高松短期大学音楽科の学生募集停止
平成20年 12 月	高松短期大学40周年記念講演会
平成21年 4 月	高松短期大学秘書科入学定員の変更（80名→70名）
平成22年 3 月	高松短期大学音楽科の廃止
平成22年 3 月	高松短期大学専攻科（音楽専攻）の廃止
平成22年 10 月	高松短期大学同窓会40周年記念祝賀会
平成24年 11 月	高松短期大学秘書科30周年記念シンポジウム・記念祝賀会
平成26年 9 月	第三者評価実地調査（一般財団法人短期大学基準協会）
平成27年 3 月	第三者評価適格認定（一般財団法人短期大学基準協会）
平成27年 7 月	保育学科が厚生労働省「専門実践教育訓練講座」の指定を受ける
平成27年 8 月	保育学科が「保育者をめざす高校生のための保育体験ツアー」を始める

平成29年 3 月	香川短期大学と単位互換協定締結
平成29年 9 月	香川県医師会と医療秘書養成に関する協定締結
平成31年 3 月	高松短期大学創立50周年記念式典・記念講演・記念祝賀会
令和 2 年 4 月	高松短期大学秘書科グローバルビジネスコース開設

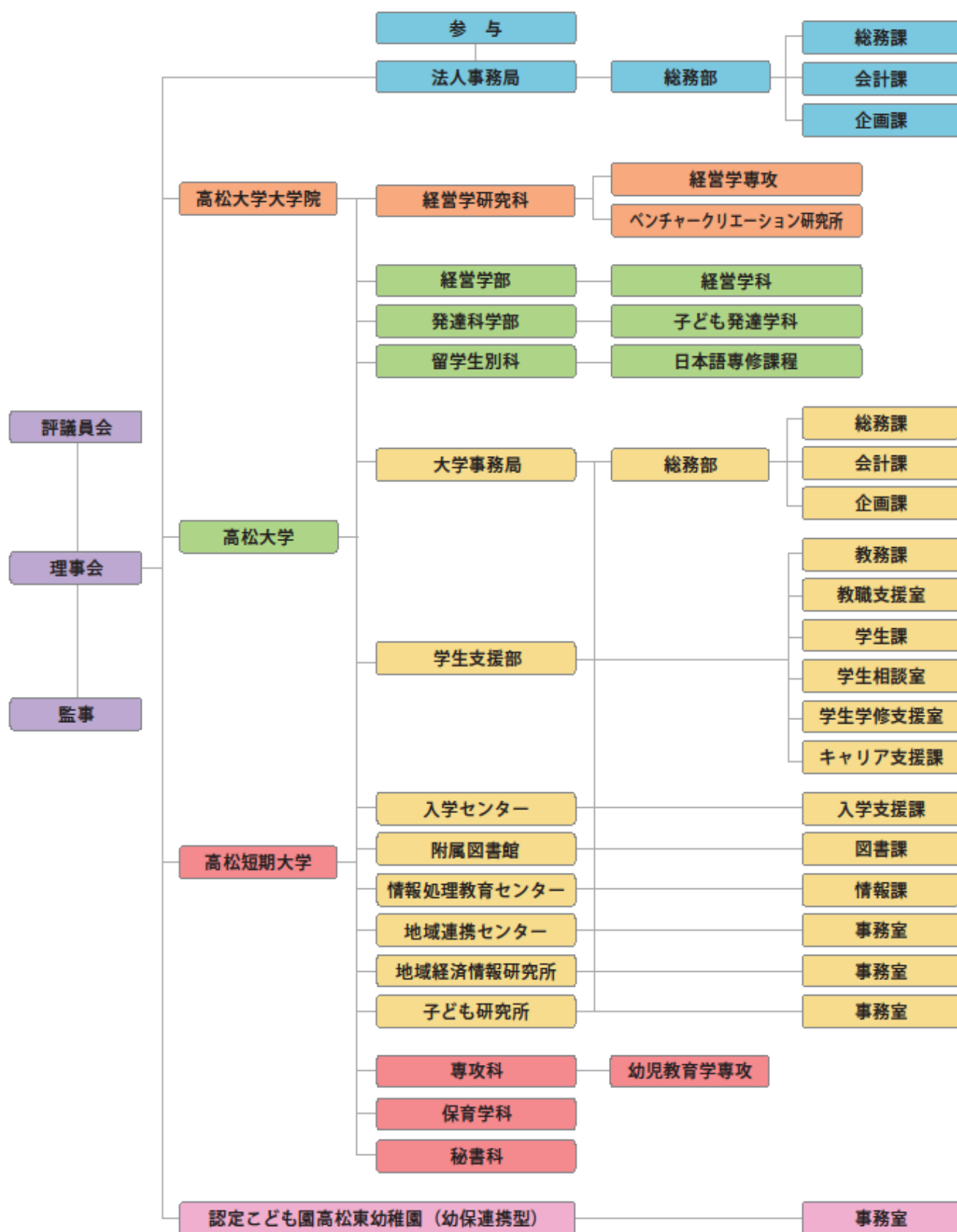
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高松短期大学	高松市春日町 960 番地	150	300	254
高松大学		175	720	686
高松大学院		10	20	2
認定こども園高松東幼稚園（幼保連携型）	高松市春日町 688 番地		450	405

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

高松短期大学の所在地は、「香川県高松市春日町 960 番地」である。

香川県は、日本で初めて国立公園に指定された瀬戸内海国立公園の中心に位置し、四国の東北部にある。北は瀬戸内海をはさんで、瀬戸大橋で岡山県と結ばれ、東及び南は徳島県に、西は愛媛県に接している。海岸線の延長は約 724km で、海面には多数の島が点在し、風光はまことに美しいものがある。

気候は、四季を通じて温暖少雨で、気候温和、明るい瀬戸内海の気候に恵まれている。美しい自然と温暖な気候に恵まれた香川県は、万葉集にも「玉藻よし讃岐の国は国がらか見れども飽かぬ」と歌われている。

地形は半月型で、南部には讃岐山脈が連なり、北部には讃岐平野が展開している。面積は全国で最も小さく（1,876.73 平方 km）、平地と山地はおおよそ半々である。河川はおおむね讃岐山脈に源を発し、北流して瀬戸内海に注いでいる。本学はそのうちのひとつ、高松市の東側郊外にある春日川のほとりに位置し、キャンパスからは平家物語で有名な屋島を眺望できる。

高松市は香川県の県庁所在都市で、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置している。これまでに大正、昭和、平成を通じ、8 回にわたる合併を経て、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川等に恵まれた自然を有する広範な市域のなかに、にぎわいのある都心やのどかな田園等、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市となっている。恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中核市として発展してきた。現在は「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」をめざして、それぞれの地域の特徴をいかした、都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現に向け、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進している。

香川県ならびに高松市の人口動態について、香川県統計情報データベースの令和 3 年香川県人口移動調査報告（月報）によると、令和 3 年 5 月 1 日時点の香川県人口は 945,763 人で、平成 12 年から人口が減少に転じている。世帯数も令和 3 年 5 月 1 日時点で 407,918 世帯と、前年（410,966 世帯）に比べて減少している。うち、高松市の人口は 416,639 人（県人口の 44.1%）で、世帯数は 188,310 世帯である。高松市においても、平成 17 年度の近隣 6 町との合併以降、人口は微増傾向が続いていたが、平成 28 年からは減少に転じており、人口減少社会の本格化が現実のものとなっている。

高松市は、この現状を踏まえ、市人口の将来展望に掲げる目標の達成をめざし、瀬戸内海を始めとした豊かな自然と、様々な都市機能がコンパクトにまとまった魅力ある都市空間等、高松市の特性をいかした「高松ならではの」総合戦略を、実効性のある人口減少対策として平成 27 年 10 月に「たかまつ人口ビジョン」を取りまとめ、令和元年度に改訂している（引用元：「たかまつ人口ビジョン令和元年度改訂版」<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/sosei/index.files/zinkou.pdf>）。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

令和 2 年度学校基本調査（確定値）によると、香川県の高등학교卒業生 8,355 名のうち、4,602 名（55.1%）が大学・短期大学へ進学している。そのうち、445 名が県内高等学校から短期大学へ進学している。経済状況が好転してきているとはいえ、高校生の親世代の経済的状況はまだまだ厳しく、通学可能な地元志向が強い。

そのため、高松短期大学の過去 5 年間の学生の入学動向を見ても、県内からの入学者が 90.0%以上を占めている。その他は、徳島、愛媛、高知、岡山の近隣各県の重点地区（高等学校）からの入学者である。

地域	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
香川県	89	94.7	125	91.2	145	94.8	124	96.1	127	96.9
徳島県	1	1.1	0	0.0	1	0.7	2	1.6	0	0.0
愛媛県	1	1.1	5	3.6	2	1.3	1	0.8	1	0.8
高知県	2	2.1	1	0.7	3	2.0	1	0.8	0	0.0
岡山県	0	0.0	2	1.5	0	0.0	1	0.8	2	1.5
その他	1	1.1	4	2.9	2	1.3	0	0.0	1	0.8
合 計	94		137		153		129		131	

〔注〕

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 2（2020）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

先の立地地域の人口動態で述べた通り、平成 26 年公布・施行の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、香川県ならびに高松市は実効性のある人口減少対策に取り組んでいる。例えば、本県の「第 2 期かがわ創生総合戦略」と本市の「第 2 期たかまつ創生総合戦略」がこれに当たる。平成 27 年度から本学では、県の「大学等魅力づくり補助金事業（現在の名称は、香川県若者県内定着補助金事業）」を活用した取組や「県内大学等合同進学説明会」への講師派遣、「大学コンソーシアム香川」への参加を継続し、香川県の人口減少抑制戦略と人口減少社会適応戦略に一定の役割を果たしている。また、本学は平成 21 年 5 月 29 日に「高松大学・高松短期大学と高松市との連携協力に関する協定書覚書」に調印しており、高松市との相互連携・協力もより一層盛んに行われ、地域振興および産業振興、教育、文化およびスポーツの振興・発展人材育成に関すること、子育て支援に関すること等、地域社会のニーズを踏まえた教育研究・地域貢献・大学運営を行っている。

なお、高松短期大学学則第 3 条の 2 にある学科の目的には、「一 保育学科は、保育士及び幼稚園教諭をはじめ、広く子育て支援に資する人材を育成することを教育研究

上の目的とする。」ならびに「二 秘書科は、職業人としての幅広い教養と高度なビジネスの専門知識・技能を有し、社会人としての基本的なマナーや品位を備え、周囲からの信頼を得て、第一線で活躍する人材を育成することを教育研究上の目的とする。」と定めている。そして、それぞれの学科で育てられた人材は、概ね県内就職を果たし、地元で活躍し、地域のなかで新たな次世代の育成を担っている。

■ 地域社会の産業の状況

香川県の企業立地推進課 (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kigyoritti/index.html>)によると、香川県には建設機械関連、造船関連、自動車部品関連、電気機械関連等の分野で国内トップクラスの企業が中核的企業として存在しており、それらを中心に、金属加工、金型、溶接等の高度な基盤技術を持つ協力企業が多数集積している。また、臨海部の工業用地を中心に、化学、石油、石炭、非鉄金属等の基礎素材系の大規模工場が立地している。加えて、食料品関連産業の歴史は古く、長期に渡り蓄積された発酵技術や品質・鮮度保持技術等は産学ともにトップレベルとされ、冷凍食品や調味料等の食料品関連の企業が県下一円に多数集積している。なお、平成 27 年度の国勢調査によると、香川県の産業別就職者は、第 1 次産業 23,823 人 (5.3%)、第 2 次産業 113,711 人 (25.1%)、第 3 次産業 301,401 人 (66.6%) である。平成 22 年時点の国勢調査と比較すると、3 つ全ての産業において縮小している。

これを踏まえ、平成 25 年度から「香川県産業成長戦略」がスタートし、5 年が経過した平成 29 年度には、これまでの進捗状況を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や企業が直面する課題等に的確に対応するため、見直しに向けた検討を行い、平成 30 年 3 月に改訂を行っている。経済環境の変化に強い産業構造を生かしながら、新たな経済成長の原動力を創出し、「力強く着実に成長していく経済社会」をめざし、分野別戦略（1. 地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野（希少糖クラスターの形成やオリーブブランド力の強化等）、2. 健康関連分野（K-M I X 事業の新たな展開と県内医療・福祉関連 I C T 産業の育成等）、3. 先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野（炭素繊維複合材料関連産業の育成等）、4. エネルギー・環境関連分野（再生可能エネルギー等関連産業の育成等）、5. 高品質な農産物づくり分野（成長化品目の生産拡大の加速化と担い手を中心とした産地構造の構築、全国をリードし続けるオリーブの振興、新たな 6 次産業化ビジネスの展開等）、6. 観光関連分野（アート・文化資源の活用、瀬戸内海の活用、老舗観光地の活性化等））と横断的戦略（1. 独自の強みを持つ企業の競争力強化の支援、2. 海外市場に挑む企業の事業展開の支援、3. 産業の成長を支える人材の育成・確保、4. 企業立地や企業活動を支えるための産業基盤の強化）が実施されている。

本学でも、地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結する等連携し、本学学生による各種イベントの運営やスタッフとしてボランティア参加する等、活気ある街創りを行うとともに、学生の社会的活動の場として活用されている。加えて、学生の県内就職・県内定着の一助にもなっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
[基準Ⅲ テーマA 人的資源] ○事務組織については連携体制が整備され、SD活動は実施されているが、SD活動に関する規程を整備することが必要である。 [基準Ⅲ テーマD 財的資源] ○学校法人は過去3年、短期大学では過去2年支出超過が続いている。中期計画の実施をととして財務体質の改善に努められたい。
(b) 対策
[基準Ⅲ テーマA 人的資源] ○「高松大学・高松短期大学SD活動推進委員会規程」を平成29年1月26日に制定し、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を行うため、「高松大学・高松短期

大学SD活動推進委員会」を設置した。 [基準Ⅲ テーマD 財的資源] ○本学をはじめ、幼稚園と大学を運営する学校法人全体の経営や財務状況の改善を図るため、平成27年9月に開催された理事会において経営改善計画（最終年度：令和2年度）が策定されている。経営改善計画においては、教学改革計画、学生募集対策と学生数・学納金等計画、外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画、人事政策と人件費の抑制計画、経費抑制計画、施設等整備計画が盛り込まれている。 この計画に基づいて、毎年度の進捗管理を行い経営改善に取り組んでいる。
(c) 成果
[基準Ⅲ テーマA 人的資源] ○SD活動において、体制が整備されることにより、SD研修会への取り組みが以前より積極的に行なわれ、教職員の資質向上及び技能習得等が図られている。 [基準Ⅲ テーマD 財的資源] ○経営改善計画では、平成31年度（令和元年度）末の帰属収支の黒字化を目標としていた。短期大学の事業活動収支差額は、平成28年度と平成29年度の支出超過から平成30年度及び令和元年度は収入超過に改善されたが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症感染対策等の事由により事業活動収支差額、経常収支差額ともに支出超過となった。 なお、法人全体では、平成27年度決算から令和2年度決算まで事業活動収支差額、経常収支差額ともに黒字を継続している。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

--

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	学生便覧、ウェブサイト「教育研究上の目的」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi01
2	卒業認定・学位授与の方針	学生便覧、ウェブサイト「学生が修得すべき知識及び能力」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi10
3	教育課程編成・実施の方針	学生便覧、ウェブサイト「学生が修得すべき知識及び能力」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi10
4	入学者受入れの方針	学生便覧、学生募集要項、ウェブサイト「入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員、卒業、就職等」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi04
5	教育研究上の基本組織に関する事	ウェブサイト「教育研究上の基本組織」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi02
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	ウェブサイト「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績」

	ること	https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi03
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ウェブサイト「入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員、卒業、就職等」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi04
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	学生便覧、ウェブサイト「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi05
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ウェブサイト「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi06
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	学生便覧、ウェブサイト「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi07
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学生便覧、募集要項、ウェブサイト「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi08
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生便覧、ウェブサイト「学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi09

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	ウェブサイト「財務情報」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi13 ウェブサイト「学校法人四国高松学園について」 https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi17

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止等の管理体制等）。

「高松大学・高松短期大学公的研究費の管理・監査に関する取扱規程」を制定し、公的研究費の管理・運営体制を定め、適確に行っている。また、「物品納品研修基準」に基づき、不正防止に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学は、自己点検・評価を適切かつ総合的に実施するため、全学的な委員会として、高松大学・高松短期大学自己点検・評価委員会を置いている。なお、全学委員会の下部組織に認証評価ワーキンググループ（以下、認証評価WGという。）を置き、各学科・各部局の教職員すべてが自己点検・評価できるように組織している。

【自己点検・評価委員会】

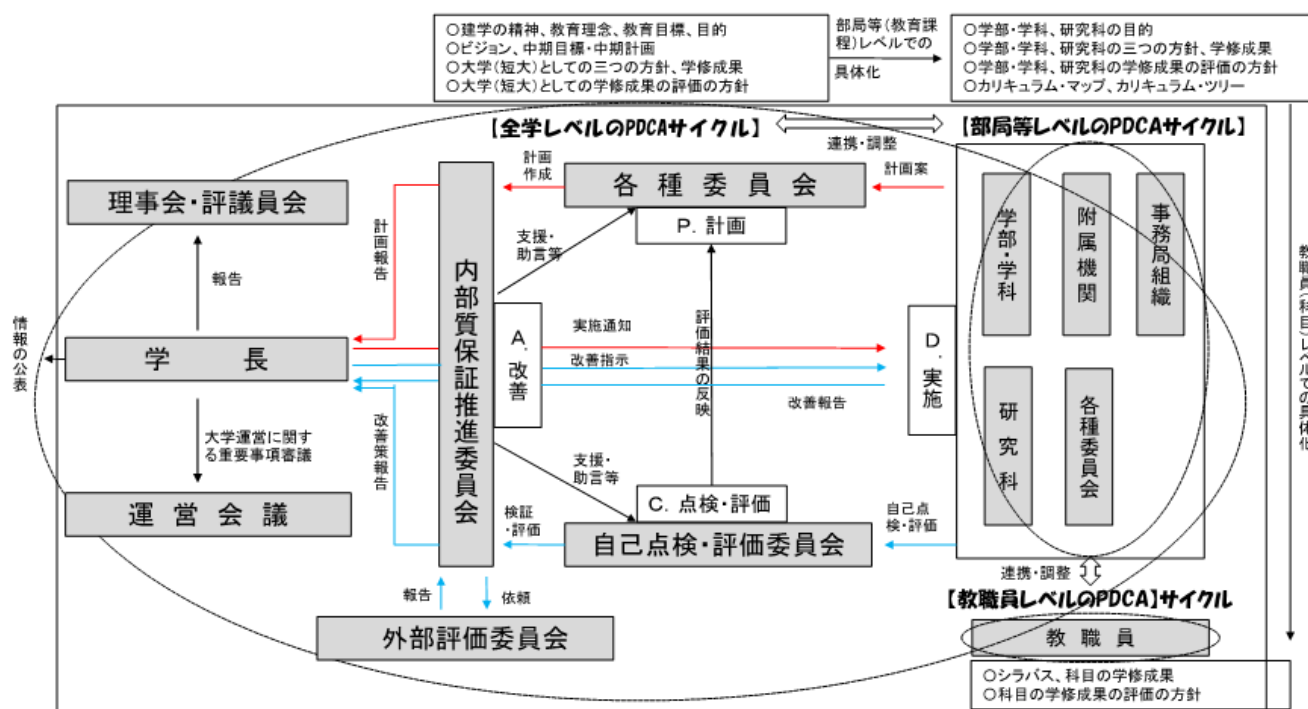
委員長	大学副学長	澤田 文男
委員	短大副学長	出木浦 孝
	学生支援部長	正岡 利朗
	経営学部長	末包 昭彦
	発達科学部長	松原 勝敏
	保育学科長	中村 多見
	秘書科学科長	森 靖之
	研究科長	井藤 正信
	事務局長	和田 光弘
参与		西村 隆史

【認証評価WG】

短大副学長	出木浦 孝
A L O・保育学科長	中村 多見
秘書科学科長	森 靖之
保育学科講師	佐々木利子
保育学科講師	相馬 宗胤
秘書科教授	関 由佳利
秘書科講師	佐藤 麻衣

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料－規程89）

内部質保証システム体系図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、高松大学・高松短期大学自己点検・評価実施規程【規程 89】に基づき、全学委員会を置き、委員長である高松大学副学長の下、自己点検・評価の基本方針に関すること、自己点検・評価の項目及び実施方針の策定に関すること、自己点検・評価の実施及び報告書の作成・公表に関すること、自己点検・評価の結果に基づく改善策の策定に関すること、認証評価機関による評価（以下「認証評価」という。）に関すること、外部評価委員会による評価（以下「外部評価」という。）に関すること等を審議している【備 18－9】。各種委員会や学科会議とも連動して、自己点検・評価は毎年行われている【備 18－15、備 18－16、備 18－27、備 18－28】。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

年月日	活動内容
令和2年5月29日	令和2年度自己点検・評価報告書に向けて、ALO、短大副学長、企画課で打ち合わせを行った。
令和2年6月15日	第1回自己点検・評価委員会を開催し、令和3年度認証評価受審について今後のスケジュール等の報告がなされた。
令和2年7月29日	自己点検・評価報告書の推敲作業を主に行う目的で、短大認証評価ワーキンググループ（以下、認証評価WG）を立ち上げ、第1回認証評価WGを開催した。
令和2年7月29日	各学科、各部署に自己点検・評価報告書の評価観点項目ごとの実施状況の確認依頼を行った。
令和2年9月16日	第2回認証評価WGを開催した。
令和2年9月28日	各部署に様式11～17、18～22、書式1～4についての記載依頼を行った。
令和2年12月8日	第3回認証評価WGを開催した。
令和2年12月14日	第3回（臨時）認証評価WGを開催し、学長、事務局長、参与へ12月8日までに協議した内容を報告した。
令和2年12月15日	各学科、各部署に自己点検・評価報告書の評価観点項目ごとの原稿作成依頼を行った。
令和3年2月18日	副学長打ち合わせ会議にALO、企画課が出席し、自己点検・評価報告書の進捗状況の報告、自己点検・評価報告書の完成までのスケジュール等について協議した。
令和3年2月26日	ALO、副学長、企画課で自己点検・評価報告書の完成までの確認作業のスケジュールを協議した。
令和3年3月9日	第4回認証評価WGを開催した。
令和3年3月12日	第5回認証評価WGを開催した。
令和3年3月19日	第6回認証評価WGを開催した。

令和3年5月14日	自己点検・評価委員会で「自己点検・評価報告書」について協議し、内容等が承認された。
令和3年5月14日	内部質保証推進委員会で「自己点検・評価報告書」について協議し、内容等が承認された。
令和3年5月24日	理事会にて「自己点検・評価報告書」の発行が承認された。
令和3年6月25日	一般財団法人大学・短期大学基準協会に「令和3年度認証評価 高松短期大学自己点検・評価報告書」を提出した。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- (1) 2020学生便覧 p. 1, p. 49
- (3-1) 2020入学案内 p. 66
- (3-2) 2021入学案内 p. 66
- (5-2) ウェブサイト「建学の精神」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/spirit/>)

備付資料

- (1-9) ウェブサイト「子育て講座・研修会」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/children/course/>)
- (1-15) ウェブサイト「地域連携・地域貢献活動報告」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/area/cooperation/>)
- (25-1) 協定書－高松大学・高松短期大学と高松市との連携協力に関する協定書
- (25-2) 協定書－東かがわ市との官学連携に関する協定書
- (25-3) 協定書－高松大学・高松短期大学とカマタマーレ讃岐とのパートナーシップ協定書
- (25-4) 協定書－高松商工会議所と高松大学・高松短期大学との連携協力に関する協定書
- (25-5) 協定書－高松大学・高松短期大学と特定非営利活動法人アーキペラゴとの連携協力に関する協定書
- (25-6) 協定書－連携協力に関する協定書（香川経済同友会）
- (25-7) 協定書－高松大学・高松短期大学と一般社団法人 街角に音楽を@香川との連携・協力に関する協定書
- (25-8) 協定書－高松大学・高松短期大学とむれ源平石あかりロード実行委員会との連携・協力に関する協定書
- (25-9) 協定書－香川県医師会と高松短期大学との医療秘書養成に関する協定書
- (25-10) 協定書－高松大学・高松短期大学と坂出市との連携協力に関する協定書
- (25-11) 協定書－高松大学・高松短期大学と高松丸亀町商店街振興組合との連携協力に関する協定書
- (25-12) 協定書－三木町と高松大学・高松短期大学との連携協力に関する協定書
- (46-1) 高松短期大学創立50周年記念誌 p. 36
- (46-2) 高松大学・高松短期大学生涯学習教育センター・地域連携センター開設20周年記念誌
- (48-1) 高松大学・高松短期大学ビジョン2030
- (48-2) 高松大学・高松短期大学ビジョン2030アクションプラン

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

高松短期大学（以下「本学」という。）の設置主体である学校法人四国高松学園（設立時の名称は「学校法人高松学園」）は、昭和 36 年 4 月に個人立で開園した高松東幼稚園（現在の「認定こども園高松東幼稚園」の前身）を源泉とし、昭和 43 年 6 月に設立された。その後、創設者である佃範夫、水口芳明らの「現代社会において最も必要なものは母となる女性の教育である」との考えにより、昭和 44 年、現在地に本学を開学し、児童教育学科（現在の保育学科、平成 15 年に名称変更）を開設した。そして、昭和 46 年に保育科第二部（平成 6 年廃止）、昭和 51 年に音楽科（平成 22 年廃止）、昭和 58 年に秘書科を次々に開設し、開学以来 50 年間にわたって、地域社会に貢献する人材の育成に力を注いできた。

本学の建学の精神は、「学生と教員とが互いに信頼の絆でしっかりと結ばれた、理想的な大学であらねばならない」という創設者の願いが込められ、次の通り定められている【提 1、提 5－2】。

建学の精神（昭和 44 年制定）

対話にみちみちたゆたかな人間教育をめざす大学

自分で考え自分で行なえる人間づくりをめざす大学

個性をのびしルールが守れる人間づくりをめざす大学

理論と実践との接点を開拓する大学

併せて、この建学の精神に基づいて、本学では開学と同時に、何事も率直な対話のなかで教育研究や学生生活が進められるようにするために、研究室制度が設けられた【備 46－1】。入学当初から、保育学科では専任教員の研究室に学生をその希望に基づいて平均的に配属、秘書科ではコース単位で平均的に配属し、研究室を学生生活の本拠としている。研究室は、学生と教員とが学問研究を通じて切磋琢磨する場であるとともに、生活指導の場、学生相互の学修及び人格形成の場、心のコミュニティを確保する場になっている【提 1】。本学では、開学以来 50 年間、一貫して研究室制度を教育研究の基盤として、対話を通じて学生一人ひとりの個性を大切にする人間教育を実施してきた。これを平成 18 年に教育理念として次の通り定め、本学の建学の精神を短期大学の教育理念・理想として明確に示した【提 1、提 5－2】。

教育理念（平成 18 年制定）

1. 対話に基づく豊かな人間教育
2. 調和と主体性を培う教育
3. 個性と創造性を伸長する教育
4. 社会に即応できる実践能力を養成する教育

そして、建学の精神は、教育の機会均等と私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割（教育の目的を実現するための教育の目標の達成）を担うことを前提に公正かつ適正に実践されており、本学の建学の精神は教育基本法及び学校教育法に基づいた公共性を有している。このことは高松短期大学学則第 1 条（本学の目的）に、「本学は教育基本法及び学校教育法に従い、豊かな教養と深い専門の学芸を修得させ、国家社会に貢献する有為の人材を育成し、あわせて地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。」と明記されていることから明らかである。

建学の精神と教育理念は、ウェブサイト「建学の精神」で公表され、学内外に表明できている【提 5-2】。それ以外にも、2020 学生便覧【提 1】や入学案内【提 3-1、提 3-2】にも記載され広く共有されている。

特に、学内における建学の精神の共有は、毎年、年度初めに行われる全教職員向けの事業計画説明会における学長講話、新任職員説明会、F D・S D研修会や教授会等の各種会合での学長挨拶、各学科における教育活動や自己点検・評価活動等において常時図られている。また、教職員のネームプレートの裏面には建学の精神が印字されている。

そして、学生やその保護者との間での建学の精神の共有は、受験前のオープンキャンパスや高校内ガイダンスから既に始まっている。その後は入学前教育や入学式での学長告辞、入学式後の学科別オリエンテーション、履修指導や授業開始時のオリエンテーション、ポートフォリオ（保育学科）／学びの歩み（秘書科）を作成する際の振り返り、毎年 9 月に実施されている保護者教育懇談会、学位授与式と卒業記念パーティでの学長挨拶等でも確認・活用・共有が繰り返し行われている。

加えて、高校訪問や大学・短期大学説明会における高等学校関係者や地域連携センターにおける高松教養大学に通う地域住民、大学が地域社会や企業等と共同で行っている活動における関係者等に向けても建学の精神は説明・共有されている。主要駅のパンフレットスタンドに入学案内や学園だより「かすが」を配架し、地域住民等に広く周知するとともに、同窓会報「春日会」においても広く同窓生に対して周知している。

このように、本学では学内の学生・教職員はもちろんのこと、保護者や高校生、高等学校関係者、地域住民、地方公共団体や企業等を含めてすべてのステークホルダーに対して、機会があるごとに本学の建学の精神について説明し、理解を得て、地域社会に貢献する人材の育成のための協力・信頼関係を築いてきた。

本学は平成 31 年 3 月に創立 50 周年を迎えた。記念式典が挙行政され、創設者の思いを再確認した他、記念行事の一環として、建学の精神が刻まれた記念碑を中庭に建立し、建学の精神をはじめさまざまな情報をマスコミに提供した。これらのことから建

学の精神は学内外に広く公表されている。

最後に、本学では、建学の精神をはじめ、建学の精神に基づく教育理念、教育目標、三つの方針を一体的に確認するとともに、教育の質保証を図るために、教育基本法および私立学校法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を確認し、法令を遵守している。この他、自己点検・評価委員会で総合的に評価する体制を整備し、内部質保証のための定期的な確認・点検に役立てている。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ-A-2 の現状＞

本学では、昭和44年の開学以来、地域・社会に高等教育の開放を行ってきた。当初は、学科ごとに開放講座・公開講座・夏期講習会を実施していたが、平成10年に生涯学習教育センターを開設し、高松大学・高松短期大学の教育面での社会貢献の中心拠点を確立した。平成26年度からは、地域連携及び地域貢献活動に関する業務の企画及び運営を目的として、生涯学習教育センターを地域連携センターとして発足させ、さまざまな事業の実施にあたっている。例えば、開放講座や公開講座、文化講座・青空ウォーク、高松市民大学・屋島カレッジ、町民大学・コミュニティセンター講座、生涯学習番組「ケーブルまなびタイム」、高松教養大学を開催してきた。こうした取り組みは、令和元年8月の教育学術新聞で取り上げられ、「各種講座を通して『アクティブラーナーの市民養成』を行っており、生涯学習社会を支える大学の理想的な姿がここにある」と紹介されたところである。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの講座が一部変更を余儀なくされたり、例年と異なる形態を余儀なくされたものの、十分な対策を講じたうえで開催された。本学の地域連携センターは平成30年度で開設20周年を迎え、さらなる地域・社会への貢献をめざしている。令和2年度の実績は、ウェブサイト「地域連携・地域貢献活動報告」に掲載している【備1-15】。

香川県を中心に地域社会の産業発展や活性化及び情報化基盤の整備・充実に貢献することを目的として平成8年12月に設立された地域経済情報研究所では、原則として年5、6回、高松大学経営学部と短期大学秘書科教員による研究会を開催してきたが、平成28年度からは地域との交流を促進するために、年1回公開することとなった。

加えて、平成21年度に子育て支援に貢献することを目的に開設された「子ども研究所」では、学外から講師を招いた講演会や、本学卒業の現役保育者による実践発表会等を開催してきた。令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止するも、令和2年度に、研修会「保育所・幼稚園・こども園・小学校教員等の集い」として、NPO法人国際臨床保育研究書の勝山結夢氏による講演を計2回実施した。今後も、本

学の保育者養成校としての専門的な機能を生かし、子どもに関する諸問題の研究はもちろん、子育て情報の提供、子育てや発達の相談、教育・保育に携わる方々の研修等、子育て全般に関する支援を行い、地域・社会への貢献をめざす。

また、本学では、正課授業の開放（リカレント教育を含む）として、科目等履修生や特別聴講学生の受入、教員免許更新講習を実施している。また、大学コンソーシアム香川における出前講座等の提供、高校内進路ガイダンス（出張講義や模擬授業を含む）や県内の各種研修への講師派遣（自治体や法人、企業等の子育て支援・保育研修や指導等）、楽器店主催の音楽コンクールや音楽講座等、学外でも本学専任教員の専門性の高い授業を体験できるようにしている。

次に、本学は、併設の高松大学とともに、地域・社会の 12 にわたる地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結して連携している【備 25－1、備 25－2、備 25－3、備 25－4、備 25－5、備 25－6、備 25－7、備 25－8、備 25－9、備 25－10、備 25－11、備 25－12】。

年 月	協定先	名 称
平成 21 年 5 月	高松市	高松大学・高松短期大学と高松市との連携協力に関する協定書覚書
平成 23 年 4 月	東かがわ市	東かがわ市との官学連携に関する協定書
平成 24 年 8 月	カマタマーレ讃岐	高松大学・高松短期大学とカマタマーレ讃岐とのパートナーシップ協定書
平成 25 年 4 月	高松商工会議所	高松商工会議所と高松大学・高松短期大学との連携協力に関する協定書
平成 25 年 4 月	アーキペラゴ	高松大学・高松短期大学と N P O 法人アーキペラゴとの連携協力に関する協定書
平成 25 年 7 月	香川経済同友会	連携協力に関する協定書
平成 26 年 4 月	街角に音楽を@香川	高松大学・高松短期大学と一般社団法人 街角に音楽を@香川との連携・協力に関する協定書
平成 26 年 4 月	むれ源平石あかりロード実行委員会	高松大学・高松短期大学とむれ源平石あかりロード実行委員会との連携・協力に関する協定書
平成 29 年 9 月	香川県医師会	香川県医師会と高松短期大学との医療秘書養成に関する協定書
令和 2 年 1 月	坂出市	高松大学・高松短期大学と坂出市との連携協力に関する協定書
令和 2 年 3 月	高松丸亀町商店街振興組合	高松大学・高松短期大学と高松丸亀町商店街振興組合との連携・協力に関する協定書
令和 3 年 3 月	三木町	三木町と高松大学・高松短期大学との連携協力に関する協定書

最後に、本学では教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。全学的なものとしては、年に一度、「古高松地区河川等一斉清掃」に参加している。地域ぐるみで「住みよい町づくり」、「ふれあいの町づくり」をめざすことを目的とした大学周辺地区の清掃活動である。平成 16 年度から継続し、令和 2 年度は学生 37 名と教職員 27 名が参加して、地域住民との交流を図っている。また、定期的に行っている「マナーアップ週間」では、その一環として、平成 24 年度から学科ごとに大学周辺の清掃活動も行っている。令和 2 年度は、5 月に予定していた秘書科は新型コロナウイルス感染症の感染対策による在宅学習期間中であつたため中止としたが、6 月に対面授業を開始して以降は、保育学科が 10 月に学科教員及び各研究室から選出された環境美化委員（学生）を中心に全員で清掃活動に従事した。

保育学科は、専任教員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。これまでも公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団さぬきこどもの国主催のはぐくみ×カレッジの運営スタッフや県内の保育施設及び福祉施設等で保育補助ボランティア（アルバイトの場合もある）等を行っている。また、主に保育学科の学生で構成される児童文化部が旧高松城まつりに毎年参加し、人形劇を披露し、地域との交流を深めている。また、要請に応じて保育所や施設等を訪問し、人形劇を披露する活動を行っている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響でこれらの活動は中止となった。例年は、学科全体で保育補助ボランティアへの参加を推奨しており、保育施設及び福祉施設からも毎年多くの学生ボランティア募集があり、地域への貢献度は高い。ただし、これについても令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響でほとんどの活動の休止を余儀なくされ、参加できた学生は 2 名であつた。

同様に、秘書科も、専任教員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響でほとんどの活動の休止を余儀なくされた。秘書科では、社会や地域の活性化に貢献する意欲と能力を養うため、地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を実施している。このような地域社会との交流・貢献活動を通じて、ボランティア精神を養うだけでなく、礼儀正しく、明るくかつ臨機応変に行動する姿勢を身につけることができるとともに、学内での学習と異なり、学生の満足度や充実感が比較的大きく、また、地域からも好評を得ていることから、今後とも地域貢献の一環として、有意義な活動となるよう発展させる。

このようななか、保育学科と秘書科による手づくりの医療用ガウン（代用品）製作のプロジェクトが発足した。6 月上旬より、保育学科及び秘書科学学生と教職員有志による製作が始まり、完成した医療用ガウン（代用品）を 5 回に分けて香川県医師会に 1,000 着を寄贈した。活動は今後も継続する予定である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

特になし。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

令和 2 年度に「高松大学・高松短期大学ビジョン 2030」及び「高松大学・高松短期

大学ビジョン 2030 アクションプラン」を策定し、時代の変化や社会の要請に的確に応え、今後とも持続的に発展していけるよう、今後 10 年間の運営の指針を定め、見通しを踏まえて将来のあるべき姿を描き、本学がめざすべき方向性と取り組む内容を示した【備 48-1、備 48-2】。詳細は、基準Ⅲ-D-2 にまとめている。

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

(規程174) 高松短期大学学則

(1) 2020学生便覧 p. 1, p. 47-49

(3-1) 2020入学案内 p. 66

(3-2) 2021入学案内 p. 66

(4-2) 2021履修ガイド p. 3

(5-1) ウェブサイト「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi06>)

(5-2) ウェブサイト「建学の精神」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/spirit/>)

(11-1) シラバス2020 (電子データで提出)

(11-2) シラバス2021 (電子データで提出)

(13-1) 秘書科－学びの歩み 令和2年度入学生用

(13-2) 秘書科－学びの歩み 令和3年度入学生用

(20-1) 保育学科－ポートフォリオ 令和2年度入学生用

(20-2) 保育学科－ポートフォリオ 令和3年度入学生用

備付資料

(50) 高松短期大学及び学科の学修成果の評価項目と達成すべき水準

(86-1) 令和2年度「就職先からの卒業生に対する評価(卒業生に関するアンケート)」集計結果報告書(平成30年度卒業生用)

(86-2) 令和2年度「就職先からの卒業生に対する評価(卒業生に関するアンケート)」集計結果報告書(令和元年度卒業生用)

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準Ⅰ-B-1 の現状>

本学では、建学の精神と教育理念に基づき、教育目標を次の通り定めている【提

1、提 5－2】。

教育目標

1. 研究室制度を基盤とした学生と教員の対話や活動を通じ、個性や情操を育み、調和のとれた心身の発達に努め、自他の尊厳を重んじる豊かな人間性を培う。
2. 学術や文化の基盤となる幅広い知識や技能を豊かに継承し、主体的に協働して学び、生涯にわたって学習活動を続け、たくましく生きる力を培う。
3. 知識基盤社会に求められる柔軟な思考力と創造力を育み、変化する社会の様々な課題について自ら気づき、考え、よりよく解決する判断力や表現力を培う。
4. 多様な実習や地域活動を重視した実践課題と理論的な研究の接点を開拓する専門分野の学修を進め、職場や地域、国際社会に貢献できる実践力を培う。

併せて、高松短期大学学則第1条（本学の目的）に「本学は、建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、豊かな教養と深い専門の学芸を修得させ、国家社会に貢献する有為の人材を育成し、あわせて地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。」と定めている【**規程 174**】。これに基づき、第3条の2（学科の目的）を「一 保育学科は、保育士及び幼稚園教諭をはじめ、広く子育て支援に資する人材を育成することを教育研究上の目的とする。」「二 秘書科は、職業人としての幅広い教養と高度なビジネスの専門知識・技能を有し、社会人としての基本的なマナーや品位を備え、周囲からの信頼を得て、第一線で活躍する人材を育成することを教育研究上の目的とする。」と定めている【**規程 174**】。このことから、短期大学及び学科の教育目的・目標は建学の精神に基づき確立されている。

この短期大学及び学科の教育目的・目標は、2020 学生便覧【**提 1**】や入学案内【**提 3－1、提 3－2**】に記載され、ウェブサイト「建学の精神」【**提 5－2**】でも公表され、広く学内外に表明している。特に、学生とその保護者からの認識や理解を得るための取り組みは、基準 I-A-1 における「(3) 建学の精神を学内外に表明している」と同じように、受験前のオープンキャンパスや高校内ガイダンスから始まり、その後は入学前教育や入学式後の学科別オリエンテーションと後援会、履修指導や授業開始時のオリエンテーション、ポートフォリオ（保育学科）／学びの歩み（秘書科）作成時の振り返り、毎年9月に開催される保護者教育懇談会、毎年11月（平成26年度～令和元年度）もしくは12月（令和2年度）に開催される非常勤講師との教育懇談会等で繰り返し確認・活用・共有できるよう工夫している。

これらの短期大学及び学科の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に応えているかについての定期的な点検は、毎年7月に「卒業生の就職先に対するアンケート調査」を実施し、その結果を点検に役立てている【**備 86－1、備 86－2**】。他にも、毎年6月に行われる高等学校関係者に向けた大学・短期大学説明会や、入学センターを中心に実施される高校訪問での聞き取りにおいても点検することができている。また、保育学科では、実習中の巡回指導時に当該園に就職している卒業生に関する聞き取り調査を行い、その記録を学科内で共有し、点検に役立てている。同様に秘書科

も、各コースの実習・インターンシップ、ボランティアの巡回指導における実施機関からの聞き取り調査や、これらを通じて得た学生自身の経験知や地域・社会からの評価は、学科独自の人材育成を定期的に点検することに役立っている。

〔区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学では、短期大学としての学修成果 1 を建学の精神及び学則第 1 条（本学の目的）に基づき、次の通り定めている【提 4-2、提 5-1】。令和 2 年度にこれまでの学修成果を明文化したもので、基準Ⅱ-A-6 及び基準Ⅱ-A-7 に詳細をまとめてある。

高松短期大学の学修成果

「建学の精神」および「高松短期大学の目的」（学則第 1 条）に基づき、以下の通り学修成果を定めています。

- ①豊かな人間性や主体的に生きる力
- ②課題に気づいて解決する力や社会に貢献できる力
- ③学科が示す専門的知識や技能および実践的能力

これを前提とし、各学科の学修成果を定めている【提 4-2、提 5-1】。すべて、建学の精神及び各学科の教育目的・目標に基づき定めている。その詳細は、基準Ⅱ-A-6 にまとめてある。

すべての学修成果は、令和 3 年度から 2021 履修ガイド【提 4-2】に記載され、ウェブサイト「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」【提 5-1】でも公表されており、広く学内外に表明している。また、令和 3 年度には、シラバスの授業紹介や到達目標に学修成果を反映させ、「学生が短期大学の学びを通して何を知り、何を身に付け、何ができるようになるか」を事前に表明して、授業と学修成果の関連性を明確にした【提 11-2】。そして、学修成果の獲得状況の評価については、授業担当者による厳正な成績評価と半期ごとの成績通知で学生自身が把握できるようにしている。加えて、保育学科のポートフォリオ【提 20-1、提 20-2】や秘書科の学

1 本学では、平成 24 年中央教育審議会の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～」(p. 2)における「大学設置基準上、大学での学びは『学修』としている。」に基づき「学修成果」と表記している。

びの歩み【提 13-1、提 13-2】にも記載し、学修成果の獲得状況を把握できるようにしている。学修成果の獲得状況の把握については、平成 30 年度に策定された学修成果の評価の方針【提 5-1】に基づき、令和 2 年度に機関レベル（短期大学レベル）、学科レベル、科目レベルで評価項目や達成すべき水準を決定し、令和 3 年度からの運用を開始した【提 5-1、備 50】。

最後に、本学の学修成果を定期的に点検している。現在の学修成果は、これまでの学修成果を令和 2 年度に再検討して、建学の精神、各学科の目的、三つの方針に基づいて明文化した。また、学修成果の評価の方針及び評価項目とその活用方法は、機関レベル（短期大学レベル）、学科レベル、科目レベルにおいて定められ、短期大学の目的の達成度を点検する。普段の対話から感じる問題点の他、研究室活動や卒業研究等への取り組み、ポートフォリオの記入内容・学生の自己評価、実習の状況等すべてが「保育学科のめざす保育者像」につながっているか点検することができる。秘書科においても、資格・検定取得状況等に基づいて学生の学修成果を点検し、学科の学修成果は次年度のカリキュラムを検討する際に点検する。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学の三つの方針は、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に基づき、学科会議で関連付けながら一体的なものとして策定され、総務教学委員会（～令和元年度）における組織的議論を経て、一貫性・整合性のあるものとして決定されている。現在の三つの方針は、平成 20 年度制定のものを平成 30 年度に改定したもので、平成 30 年度事業計画説明会にて、学長から「一人ひとりの学生を育成するためのエンロールメント・マネジメント」が掲げられ、三つの方針の一体性がより強固なものにした。

三つの方針を踏まえた教育活動については、入学前教育、入学式後の学科別オリエンテーションで入学者と保護者に説明するとともに、新入生オリエンテーションでさらに詳しく説明している。また、履修説明・指導時や授業開始時のオリエンテーション、各種実習指導や専門職教育－例えば、保育学科であれば保育職基礎演習Ⅰ・Ⅱや保育・教職実践演習、秘書科であれば基礎演習Ⅰにおいて、確認すべき事項として取り入れている。なお、シラバス【提 11-1】は学位授与・卒業認定の方針との関連性を明確に記載しており、本学は、三つの方針を踏まえた教育活動を行うことができている。保育学科、秘書科ともに、学位授与・卒業認定の方針に定めた資質・能力等を達成すべく、卒業認定・学位授与の方針と一貫性を確保した教育課程編成・実施の方針に基づき教育活動を展開している。

最後に、三つの方針は 2020 学生便覧【提 1】に記載するとともに、ウェブサイト「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」【提 5－1】でも公表され、広く学内外に表明している。詳細は、基準Ⅱ-A-1、基準Ⅱ-A-2 及び基準Ⅱ-A-5 にまとめている。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

本学は、建学の精神に基づき、学科の教育目的・目標を確立し、一体的に定められた三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。その学修成果を令和 2 年度に再検討して明文化し、学修成果の評価項目を機関レベル（短期大学レベル）、学科レベル、科目レベル別に決定した。これまでは学修成果の定期点検に曖昧なところもあったが、今後は自己点検・評価委員会で検討していく予定である。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

- (規程88) 高松大学・高松短期大学内部質保証推進規程
- (規程89) 高松大学・高松短期大学自己点検・評価実施規程
- (規程90) 高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程
- (12－1) 高松大学・高松短期大学内部質保証の方針
- (12－2) 高松大学・高松短期大学内部質保証システム体系図

備付資料

- (提4－2) 2021履修ガイド p.3
- (提5－1) ウェブサイト「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi06>)
- (提12－1) 高松大学・高松短期大学内部質保証の方針
- (提12－2) 高松大学・高松短期大学内部質保証システム体系図
- (1－20) ウェブサイト「評価」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/jikoten/>)
- (18－4) 議事録－教授会議事録（令和元年 5 月 9 日（第 2 回）、令和元年 6 月 13 日（第 3 回））
- (18－5) 議事録－運営会議議事録（令和 3 年 2 月 15 日（第 7 回））
- (18－9) 議事録－自己点検・評価委員会議事録
- (38) シラバス作成要領
- (45) 高松大学・高松短期大学外部評価委員会報告書
- (49) 高松短期大学及び学科におけるアセスメントの活用方法等について
- (50) 高松短期大学及び学科の学修成果の評価項目と達成すべき水準

- (55) 入学者選抜試験および高大連携に係るアンケート結果について
- (67-1) 平成30年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (67-2) 令和元年度自己点検・評価報告書
- (67-3) 令和元年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (67-4) 令和2年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (81) 令和元年度教育研究等実施報告
- (84) 令和2年度教育研究等実施計画
- (85) 令和2年度事業計画説明会の資料

〔区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学は、高松短期大学学則第1条の2に「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。」と定めている。これを踏まえ、「高松大学・高松短期大学自己点検・評価実施規程」を設け、同規程に基づき自己点検・評価を適切に実施するために、全学的な委員会として高松大学・高松短期大学自己点検・評価委員会を組織している【規程89】。同委員会は大学及び短期大学の副学長、学生支援部長、大学学部長、短期大学学科長、研究科長、事務局長、参与、その他委員長が必要と認めた者で構成され、委員長は大学の副学長をもって充てることとしている。自己点検・評価委員会では、高松大学・高松短期大学自己点検・評価実施規程第3条（任務）に基づき、自己点検・評価の実施計画の策定に関すること、自己点検・評価の実施及び報告書の作成に関すること、認証評価機関による評価、その他自己点検・評価に関することが審議されている【備18-9】。

また、令和2年度から「高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程」を設け、本学が実施した自己点検・評価の客観性及び妥当性について、学外の学識経験者等による評価を行い、教育研究活動等の優れた点及び改善を要する事項等について意見を付して学長に報告する【規程90】。

そして、自己点検・評価の結果及び外部評価の結果を踏まえ、令和2年度に策定された「高松大学・高松短期大学内部質保証の方針」【提12-1】と「高松大学・高松短期大学内部質保証推進規程」【規程88】に基づき、内部質保証の推進に責任を負う組織として「高松大学・高松短期大学内部質保証推進委員会」を設置する。そこで改善策を

策定し、改善・向上に向けた取組みを行い、内部質保証を推進する役割を担う。

このように、自己点検・評価は日常的に行われており、例えば、学生による授業評価（全科目、半期ごと2回）、授業公開（前期6月1週目授業から後期授業終了までの間）、研究授業（半期ごと2回）、大学改善に資する各種調査（学生生活調査（9月実施）、満足度アンケート（1月実施）、卒業生へのアンケート（9～10月実施）、就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）（7月実施）、短期大学生調査）の実施及び結果に基づく改善を行っている。これらの取り組みの結果は、教員個人レベルでは次年度のシラバス作成や授業の取組に反映させており、学科レベルでは、カリキュラム改革に活用している。さらに、全学レベルでは、全学的な教育研究活動に関する企画・立案や事業計画の策定にフィードバックし、教育研究活動の水準の改善・向上を図ることとしている。また、このことは年度初めに、全学及び各学科や各部局の年間計画や教育目標を表明する事業計画説明会において教職員に周知・説明している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一堂に会さず、事業計画説明会用資料の配布及び学内グループウェア desknet's NEO の文書共有となった【備 85】。この際、使用・配布・共有される資料は、入学定員に対する入学者数、卒業者数と退学・休学者数、各種資格の取得者数及び各種検定の合格者数、就職内定率等を把握するなかで、教育課程や学修成果についての各学科・各部局の自己点検・評価を行い、改善を含めた計画・目標をまとめたものである。他にも、教員個人の教育研究活動状況に関する自己点検・評価として、「教育研究等実施計画」及び「教育研究等実施報告」を毎年作成・提出している【備 81、備 84】。その内容は学長と学科長がすべて確認するとともに、学長との面談を行い、教員一人ひとりの状況を把握し、必要な場合は指導も行っている。これらのことから、全学レベル、組織レベル、教員個人レベルの各層において、日常的に自己点検・評価を行っている。

こうした日常的な自己点検・評価は、定期的に公表している。例えば、前回認証評価受審時の平成26年度以降、毎年「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」の各項目の課題の改善に努め、改善内容を報告書（資料集を含む）にまとめてきた。なお、平成28年度には香蘭女子短期大学との相互評価を実施し、その結果を「平成28年度 香蘭女子短期大学・高松短期大学相互評価報告書」として作成し、ウェブサイト「評価」で公表している【備 1-20】。また令和元年度に実施した自己点検・評価及び外部評価についても「令和元年度高松大学・高松短期大学自己点検・評価報告書（令和2年11月）」、「令和元年度高松大学・高松短期大学外部評価委員会報告書（令和2年12月）」として本学ウェブサイトで公表している。その他、「学生による授業評価」等の各種調査は実施後に集計結果報告書をまとめ、図書館等で自由に閲覧することができるようになっている。うち、結果をグラフ化し、学園だより「かすが」に記事として掲載したり、ウェブサイト「評価」で公表している【備 1-20】。

このように、本学の自己点検・評価活動は多岐にわたり、学科・部局を超えて全教職員が関与しなければ成立しない。自己点検・評価委員会の委員として組織されずとも、全学レベル、学科レベル、教員個人レベルの各層において、日常的に自己点検・評価が行われている現状を踏まえ、本学の自己点検・評価活動には全教職員が関与している。

次に、自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見を取り入れている。入学セン

ターと学科が連携し、高校訪問等の機会を利用して、高校生の進学状況の把握や、在学生の近況等の報告を行うなかで、多くの意見や提案をいただくことができている【備 55】。また、毎年6月に実施している大学・短期大学説明会は、高等学校教員との貴重な意見交換の場となっている。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、令和2年度は1か月遅れの7月に開催した。さらに令和2年度に持ち上げられた外部評価委員会は、香川県教育委員会教育長を委員長とし、大学教授、子育て支援関係NPO法人代表者、経済団体役員の4名で構成され、さまざまな視点から幅広い意見を聴取できるようにしている。外部評価委員会による評価も毎年継続して実施する予定である。

自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会から内部質保証の推進に責任を負う組織である内部質保証推進委員会に報告され、そこで必要な改善策を策定して学長に報告し、学長から学科長に対し改善を指示することになっている。学科長は、学長から改善の指示があった事項について改善計画を策定及び実施し、その結果は内部質保証推進委員会を経て学長に報告することになっている。また、学長は、自己点検・評価の結果を教育上の各種委員会における企画・立案や事業計画の策定にフィードバックし、教育研究活動等の水準の改善・向上を図ることとしており、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している【提 12-2】。

〔区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準Ⅰ-C-2 の現状＞

本学では、教育の質保証に努め、教育の向上・充実を図るために、平成30年度に学修成果の評価の方針を策定し、これに基づく機関レベル（短期大学レベル）の評価項目やその活用方法について、令和3年2月15日開催の運営会議にて審議了承された【備 18-5】。各学科においても具体的に検討され、これまでに学科レベルと科目レベルの評価項目や達成すべき水準【提 5-1、備 49、備 50】が決定し、令和3年度からの運用に向けた準備が進められている。詳細は、基準Ⅱ-A-6及び基準Ⅱ-A-7にまとめてある。

こうした学修成果を焦点とする査定の手法は、学科会議をはじめ、運営会議や自己点検・評価委員会等で定期的に点検されている。先述した通り、短大及び各学科の学修成果に関しては、令和2年10月6日開催の運営会議において、審議了承され、2021履修ガイド【提 4-2】に掲載されている。

本学では、建学の精神、教育理念、教育目標、三つの方針に基づき教育活動を実施するとともに、学修成果の評価の方針に基づき学修成果の達成状況を検証し、その結果を踏まえて機関レベル（短期大学レベル）、学科レベル、科目レベルで教育の改善・充

実に取り組むこととしており、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。

これに加え、各教員は、年2回ずつあるFD・SD研修会やSPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）等の各種研修会への参加、授業公開・研究授業、学生による授業評価を行うことで得られたことを授業や学生支援に活かしている。また、本学では、教育の質保証のために、シラバスの作成要領の変更を行った。これまでは、記載内容に精粗があり記述が不十分なものも散見されていた。そこで、どの科目についても記載内容が過不足なく、学生が授業内容や到達目標等をイメージしやすいよう改善した。例えば、到達目標においては、学生を主語とし、授業での学びで得られるものを記載する表記に統一した。また、シラバスの組織的チェック体制の整備も行った。シラバス作成については、シラバス作成要領【備 38】に従って、全学共通科目に関しては学生支援部次長（教務担当）（第1次チェック）と副学長（第2次チェック）が、専門科目に関しては教務委員（第1次チェック）と学科長（第2次チェック）が、組織的、階層的に実施し、修正が必要な場合は、作成者に修正を依頼し、修正後に再度チェック（第1次、第2次）するという念入りなチェック体制を設け、シラバスの一層の充実を図り教育の質保証に努めている。

最後に、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正について、文部科学省の通達、官報、私立短期大学協会の通知等を学長、事務局長、関係部局長が適宜確認し、法令遵守に努めている。また、改正内容に応じて、所掌する関係委員会で検討・協議し、適切に申請や届出を行っている。とりわけ、法令改正については、学長が重要度を判断し、必要に応じて教授会で資料を配布したり、口頭説明を行うことで、全教員が情報を共有するとともに、法令遵守に努めている【備 18-4】。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学では、平成30年度に学修成果の評価の方針を策定し、令和2年度に学修成果を再検討し、明文化した。そして、令和3年2月15日開催の運営会議にて、高松短期大学及び学科の学修成果の評価項目と達成すべき水準を機関レベル（短期大学レベル）、学科レベル、科目レベル別に決定した。今後は、令和3年度からの運用開始を踏まえ、点検・評価し、そこから生じた課題を改善していかなければならない。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回受審の平成26年度以降、平成29年度に学校教育法施行規則改正に伴う三つの方針の見直しを行った。これら三つの方針は、平成30年度入学生より適用し、学生便

覧や本学ウェブサイトによる公表も修正済みである。

量的・質的データに基づいた学修成果の分析・評価方法の改善については、平成 30 年度に学修成果の評価の方針を策定したことにより、令和 2 年度に学修成果を明確に表明することができ、非常勤教員を含めた各教員が学修成果をより正確に測定・評価できるようになった。また、シラバス作成要領を変更し、各授業において関連する学修成果及び卒業認定・学位授与の方針を明記することとなり、卒業時や卒業後の将来のビジョンをもって意欲的に学ぶことができるような記載にした。

自己点検・評価の十分な活用と改善に向けての全教職員の意識は、年度当初の事業計画説明会や年 2 回ずつある F D・S D 研修会、S P O D（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）等の各種研修会への参加により、着実に醸成されている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成 29 年度から令和 2 年度にかけて、三つの方針の見直しや学修成果の評価の方針とこれに基づく評価項目等の策定、学修成果の再検討とシラバスへの反映に加え、「高松大学・高松短期大学ビジョン 2030」及び「高松大学・高松短期大学ビジョン 2030 アクションプラン」を策定したり、内部質保証を推進するための体制づくり等、短期大学のみならず、大学も含めた改善・改革に取り組んできた。

今後は、本学の内部質保証システム体系図にも示されている教学マネジメントの実施、P D C A サイクルを十分に機能させ、本学の教育の継続的な質保証を図り、本学のビジョン「『対話と実践』を重ね、人・地域・世界とつながり、地域の未来を拓く」大学づくりをめざして、定期的な自己点検・評価とその活用・改善に理事長と学長のリーダーシップの下、全教職員で取り組んでいく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- (1) 2020学生便覧 p. 47-49, p. 51, p. 56-67, p. 84, p. 100
- (4-2) 2021履修ガイド p. 3
- (5-3) ウェブサイト「秘書科」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/univ-jrcol/junior/secretary/>)
- (5-4) ウェブサイト「保育学科」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/univ-jrcol/junior/nursery/>)
- (11-1) シラバス2020（電子データで提出）
- (11-2) シラバス2021（電子データで提出）

備付資料

- (提2-1) 2020学生募集要項 p. 17-18, p. 22-32, p. 41
- (提2-2) 2020学生募集要項（社会人入試） p. 1, p. 3-7, p. 10-11
- (提2-3) 2020学生募集要項（長期履修学生入試） p. 1-2
- (提2-4) 2020学生募集要項（私費外国人留学生入試） p. 1-2, p. 6-10, p. 14
- (提2-5) 2021学生募集要項 p. 19-20, p. 24-35, p. 45
- (提2-6) 2021学生募集要項（社会人入試） p. 1, p. 3-8, p. 11
- (提2-7) 2021学生募集要項（長期履修学生入試） p. 1, p. 3
- (提2-8) 2021学生募集要項（私費外国人留学生入試） p. 1-2, p. 7-10, p. 14
- (提3-1) 2020入学案内 p. 42, p. 57
- (提3-2) 2021入学案内 p. 42, p. 57
- (提4-1) 2020履修ガイド p. 1-7, p. 9-12, p. 16-27, p. 30-39, p. 43-55, p. 58-63
- (提5-1) ウェブサイト「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi06>)
- (提13-1) 秘書科－学びの歩み 令和2年度入学生用
- (提13-2) 秘書科－学びの歩み 令和3年度入学生用
- (提20-1) 保育学科－ポートフォリオ 令和2年度入学生用
- (提20-2) 保育学科－ポートフォリオ 令和3年度入学生用
- (1-11) ウェブサイト「就職状況」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/job/cond/>)
- (1-17) ウェブサイト「入試情報」入試に関するQ & A (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/exam/nyushiqa/>)
- (1-18) ウェブサイト「入試情報」入試に関するお問い合わせ (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/exam/inquiry01/>)
- (1-22) ウェブサイト「募集要項」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/exam/application-requirements/>)
- (2) オープンキャンパス実施内容

- (18-4) 議事録－教授会議事録（令和2年7月9日（第4回））
- (18-5) 議事録－運営会議議事録（令和2年7月16日（第2回）、令和2年10月6日（第4回）、令和3年2月15日（第7回））
- (18-6) 議事録－総務教学委員会議事録（平成28年11月24日（第8回））
- (18-15) 議事録－IR委員会議事録（令和3年3月24日（第2回））
- (18-16) 議事録－教務委員会議事録（令和2年7月2日（第2回）、令和2年7月14日（第4回）、令和2年9月3日（第6回））
- (18-19) 議事録－入学試験委員会議事録（令和2年11月5日（第8回）、令和2年12月3日（第10回）、令和2年12月17日（第11回）、令和3年2月10日（第13回）、令和3年3月24日（第17回））
- (18-20) 議事録－入試合否判定専門部会記録
- (18-27) 議事録－保育学科学科会議議事録（令和2年6月18日（第6回）、令和2年10月22日（第10回）、令和3年3月19日（第15回）、令和3年3月26日（第16回））
- (18-28) 議事録－秘書科学科会議議事録（令和2年6月25日（第6回）、令和2年9月1日（第9回）、令和2年9月14日（第10回）、令和3年3月24日（第19回））
- (30) 高校内ガイダンス参加一覧
- (36) シラバス記載方法についてお願い（秘書科）
- (37) シラバス作成にあたっての補足事項（保育学科）
- (38) シラバス作成要領
- (39) シラバスチェック流れ
- (41) 新入生アンケート集計結果の概要
- (44) 大学・短期大学説明会実施要項
- (49) 高松短期大学及び学科におけるアセスメントの活用方法等について
- (50) 高松短期大学及び学科の学修成果の評価項目と達成すべき水準
- (61) 秘書科－履修指導2020（1年前期）
- (67-1) 平成30年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (67-2) 令和元年度自己点検・評価報告書
- (67-3) 令和元年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (67-4) 令和2年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (69) 保育学科－実習の手引き（改訂版）
- (80) 累計GPA分布表
- (82) 令和2年度学生生活調査報告書
- (83) 令和2年度「学生による授業評価」集計結果報告書
- (86-1) 令和2年度「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」集計結果報告書（平成30年度卒業生用）
- (86-2) 令和2年度「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」集計結果報告書（令和元年度卒業生用）
- (87) 令和2年度「卒業生へのアンケート」集計結果報告書

(88) 令和2年度短期大学生調査

(90) 令和2年度満足度アンケート結果

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、短期大学及び学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次の通り定めている【提1】。学修成果との対応については、令和2年度に再検討して、令和3年度から適用できるようにした【提4-2】。なお、学修成果の詳細は基準Ⅱ-A-6 にまとめてある。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

高松短期大学

高松短期大学は、「教育目標」に基づき、全学共通科目や専門科目およびその他必要とする科目を体系的に学則に定める成績評価のもとに62単位以上を修得し、以下の資質や能力などを培うとともに、卒業要件を満たした学生に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。

1. 豊かな人間性や主体的に生きる力
2. 課題に気づいて解決する力や社会に貢献できる力
3. 学科が示す専門的知識や技能および実践的能力

保育学科

「保育学科のめざす保育者像：子育て支援や福祉を通して、地域に積極的に貢献するとともに自己研鑽し続ける保育者」の具体的到達目標として掲げた以下の4つの資質能力を身に付けた学生に卒業を認め、短期大学士（保育学）の学位を授与します。

1. 子どもの命と成長に対し誠実に向き合う使命感と倫理観
2. 自分に厳しく、子どもと保護者に温かく接することのできる豊かな人間性
3. 高度な専門的知識と的確な洞察力や判断力

4. 多彩な保育活動を創出する基礎技能を基盤とした保育実践力

秘書科

秘書科では、以下のような資質や能力を身に付けた学生に卒業を認め、短期大学士（秘書）の学位を授与します。

1. 豊かな人間性や社会人としての幅広い教養や国際感覚
2. 基礎的能力（高い倫理観、情報収集・分析力、問題発見・解決力、コミュニケーション能力等）
3. 職業人としての専門知識や技能

短期大学及び学科の卒業認定・学位授与の方針では、所定の単位（62 単位以上）を修得した者に対して卒業を認定し、短期大学士（保育学）もしくは短期大学士（秘書）の学位を授与することを明記している。また、成績評価の基準は、高松短期大学学則第 18 条に定めるとともに、詳細を 2020 学生便覧【提 1】に明記している。

●高松短期大学学則（2020 学生便覧 p. 59）

第 18 条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

2 前項に定める評価の基準は、別に定める。

●成績評価の基準（2020 学生便覧 p. 84）

秀	90 点以上 100 点	合格
優	80 点以上 90 点未満	
良	70 点以上 80 点未満	
可	60 点以上 70 点未満	
不可	60 点未満	不合格

保育学科及び秘書科で取得できる主な免許・資格は次の通りで、その取得要件は 2020 履修ガイドに明記してある【提 4-1】。なお、両学科では、免許・資格の取得を卒業要件にしていない。ただし、令和 2 年度卒業生のうち、保育学科（61 名卒業）では、約 96%の学生が免許もしくは資格を取得し、秘書科（58 名卒業）では、約 81%の学生が資格を 1 つ以上取得し、卒業している。次表に、令和 2 年度卒業生（令和 3 年 3 月に卒業した者）の免許・資格の取得者数（%）を示す。

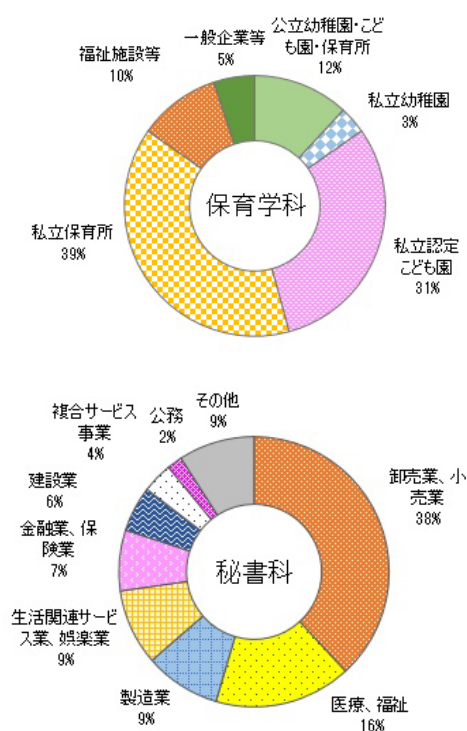
学 科	免許・資格 の別	名 称	取得者数（%）
保育学科	免許	幼稚園教諭二種	54（88.5）
	資格	保育士	59（96.7）

秘書科	資格	上級秘書士	44 (75.9)
		上級秘書士（メディカル秘書）	1 (1.7)
		秘書士	2 (3.4)
		上級ビジネス実務士	1 (1.7)
		上級ビジネス実務士（国際ビジネス）	10 (17.2)
		上級ビジネス実務士（サービス実務）	2 (3.4)
		※令和2年度卒業生まで	
		ビジネス実務士	0 (0)
		上級情報処理士	4 (6.9)
		情報処理士	17 (29.3)
		プレゼンテーション実務士	5 (8.6)
		実践キャリア実務士	4 (6.9)
		日本医師会認定医療秘書	8 (13.8)

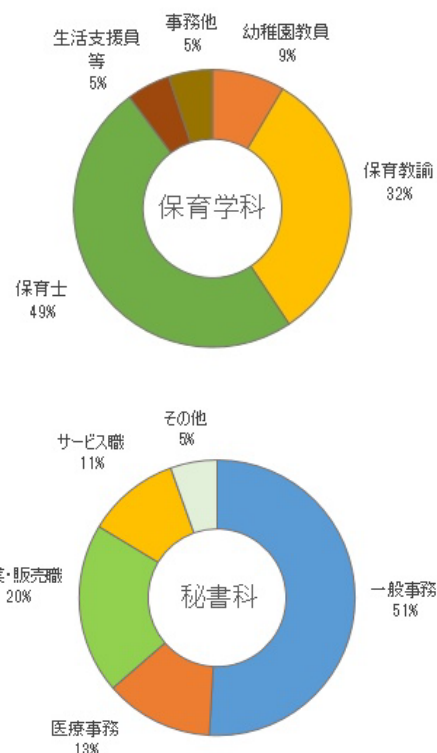
このように、両学科ともに卒業認定・学位授与の方針に対応する学修成果を得て、専門性の高い知識と能力を要する免許・資格を取得し、それを生かした就職を果たしている。令和2年度卒業生（令和3年3月に卒業した者）の令和3年5月1日時点の就職状況は次の通りである。

学 科	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育学科	100.0 %	100.0 %	100.0 %
秘書科	98.6 %	98.5 %	98.2 %

業種別就職状況



職種別就職状況

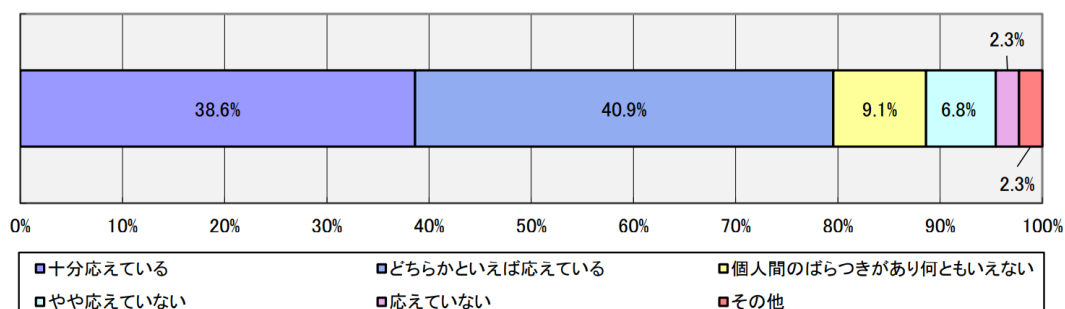


さらに、本学では、毎年7月に「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」を実施している。集計結果によると、卒業生に対する就職先からの評価が高いことも社会的な通用性があることを示すものである。ここでは、令和元年度卒業生の集計結果を一部示す【備 86－2】。

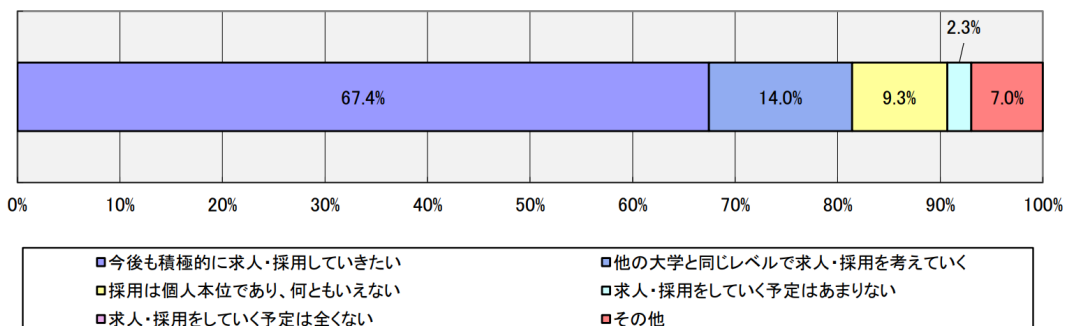
「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）の集計結果

令和元年度卒業生

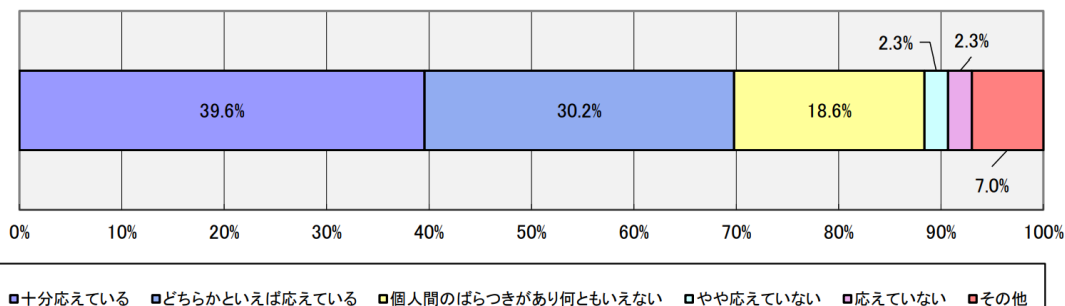
1. 保育学科卒業生は全体として、貴園(所)の人材ニーズや期待にえていますか。

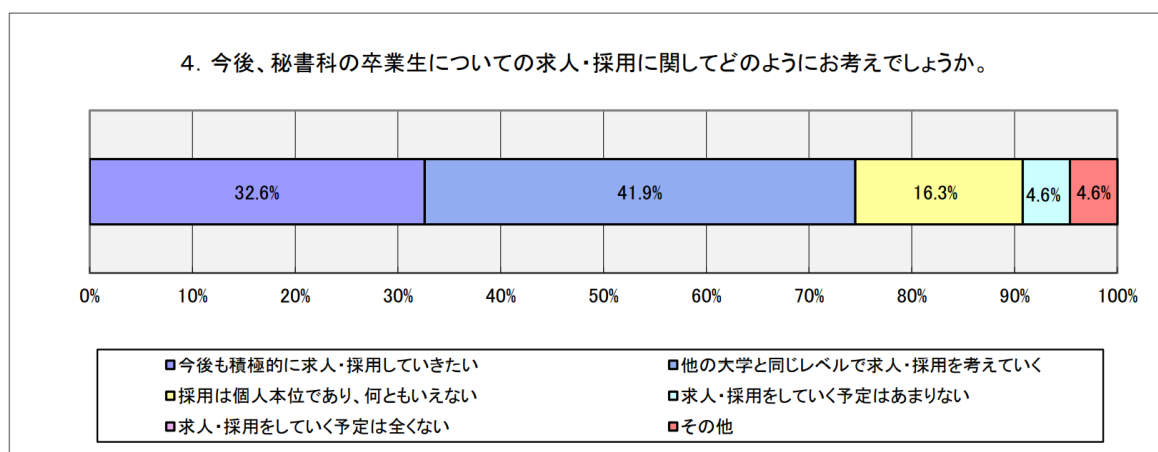


4. 今後、保育学科の卒業生についての求人・採用にどうお考えですか。



1. 秘書科卒業生は全体として、貴社・貴院の人材ニーズや期待にえていますか。





最後に、卒業認定・学位授与の方針は定期的に点検している。まず、平成 29 年度に、学校教育法施行規則改正に伴い、三つの方針の見直しを行った【備 18－6】。また、学科会議においても定期的に点検し、教育の質保証に努め、教育の向上・充実を図っている【備 18－27、備 18－28】。今後は、学科会議での定期的な点検に加え、令和 3 年度から新たに設置された内部質保証推進委員会においても点検し、本学における内部質保証システムが強化される予定である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、短期大学及び学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー

一) を卒業認定・学位授与の方針に基づき、次の通り定めている【提1】。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

高松短期大学

高松短期大学は、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、全学共通科目や専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、効果的な授業を実施します。

1. 全学共通科目については、豊かな人間性を培い、幅広い教養を養うとともに、基礎学力を強化し、学科の専門科目との接続を図るため、多様な学習機会を提供します。
2. 専門科目については、専門分野を深化させ、学問探求の方法を身に付け、課題に気づき、解決する力の育成を図るため、体系的な教育課程を編成します。
3. その他必要とする科目については、多様な免許や資格の取得を図るため、必要に応じて開設します。
4. 授業については、講義、演習、実験、実習もしくは実技を適切に組み合わせ、多様な指導方法により、効果的に実施します。
5. 学修成果については、個々の学生の学修状況を様々な直接的・間接的方法により把握し、各科目のシラバスに定めるところに基づいて測定し、多面的に評価します。

保育学科

卒業認定・学位授与の方針に掲げた4つの資質能力を身に付けるとともに、広く子育て支援に資する人材を育成するために、体系的なカリキュラムを編成しています。

1. 保育士資格および幼稚園教諭二種免許状取得のための課程を開設し、「保育学と教育学」「心理学と社会福祉」「保健学と栄養学」「保育・教育の内容と方法」「実習」「総合的演習」の科目群および全学共通科目を系統的・構造的に配列することにより、専門的知識や技能の修得のみならず、主体的に取り組み、課題に気づき、解決する力を育成します。
2. 研究室制度を基盤とした研究室活動を通して、学生と教員が豊かな対話を実現し、周囲と協調しながら取り組む態度を養うとともに、主体性や判断力、表現力を高めます。
3. 卒業認定・学位授与の方針に掲げられた「保育学科のめざす保育者像：子育て支援や福祉を通して、地域に積極的に貢献するとともに自己研鑽し続ける保育者」の具体的到達目標との関連性が明確に示されたシラバスの定めるところに基づいて学修成果を測定し、評価します。

秘書科

秘書科では、職業人、社会人として必要な能力や態度を育成するために、全学共通科目や専門科目を体系的に編成し、効果的な授業を実施します。

1. 全学共通科目については、豊かな人間性を培い、幅広い教養を養うとともに、基礎学力を強化し、学科の専門科目との接続を図るため、多様な学習機会を提供します。
2. 専門科目については、ビジネスの基本知識やマナーを身に付けるための共通専門科目と職業人としての高度な専門知識や技能を身に付けるためのコース別専門科目をバランスよく配置し、理論と実践の体系的な教育課程を編成します。
3. 個々の学生の将来設計に沿った専門知識を身に付けるために、①簿記やパソコンなどのビジネススキルと、接客や電話応対などの実践的なビジネスマナーを兼ね備え、将来、銀行や一般企業の事務職として活躍できる人材を育成する「ビジネス秘書コース」②医学・薬学の専門知識と、診療報酬請求事務や医事コンピュータの操作方法などの医療事務に関する実務能力を兼ね備え、将来、医療事務スタッフとして活躍できる人材を育成する「医療事務コース」③様々なビジネススキルや語学力・プレゼンテーション能力と、インバウンドにも対応できる能力を兼ね備え、将来、一般企業の事務職員・受付、ショールーム・ホテル・グランドスタッフ、販売担当者として活躍できる人材を育成する「グローバルビジネスコース」の3つのコースを設置し、各コースの目標を達成するための科目を設け、体系的な教育課程を編成します。なお、2020年度2年生のみ、企画やマーケティングなどの流通・販売に関する高度な専門知識と、販売技術や顧客対応などの実践的な運営能力を兼ね備え、将来、サービス産業の最前線で活躍できる人材を育成する「サービス実務コース」が設置されています。
4. 各コースに目標とする検定を設定し、1年次前期から集中的な指導を行い、就職活動を見据え、1年次の終わりまでに多くの検定を取得し、実践的な専門知識や技能を身に付けます。また、コース担当教員による少人数の研究室制度を設け、1年次から演習を重ね人間性や実践力を高め、さらに、2年次には多様な実習経験を積んで就職に結び付けます。グローバルビジネスコースでは、検定・資格取得への取り組みは他コースと同様ですが、スタートダッシュ検定に代わるものとして台湾での現地研修（グローバル研修）が実施されます。
5. ボランティア活動をはじめ多様な社会貢献活動を実施し、地域との連携・交流を通して学生の人間的成長を支援します。
6. 学修成果については、個々の学生の学修状況を様々な直接的・間接的方法により把握し、各科目のシラバスに定めるところに基づいて測定し、多面的に評価します。

このように、本学の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に基づき体系的に編成さ

れた教育課程であり、学科の教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応できている。保育学科の場合、保育者養成の役割を担っているため、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得できる教育課程を編成し、科目群を明記している。秘書科の場合、ビジネス秘書コース、医療事務コース、グローバルビジネスコースの3つのコースを設置し、各コースの目標を達成するための教育課程を編成し、取得目標となる検定も設定している。他にも、両学科に共通して、教育課程編成・実施の方針のなかで、本学の建学の精神に基づく研究室制度について、その意義・役割を明記している。

次に、本学の教育課程は、短期大学設置基準（第5条、第6条、第7条、第9条）を満たしている【**提 1、備 38**】。全授業科目について、科目のナンバリングを行い、履修モデルを示し、体系的に編成している【**提 4-1**】。学修成果に対応した授業科目を編成するために、シラバス作成要領【**備 38**】において、各授業科目のシラバスに対応する学修成果を記載することとしている。また、保育学科の場合、「シラバス作成にあたっての補足事項（保育学科）」という独自資料を作成し、そのなかで各授業科目に対して「必ず含めて欲しい学修成果」を定めている【**備 37**】。これにより、指定保育者養成校としての教育の質保証を図っている。秘書科においても「シラバス記載方法について（秘書科）」を作成し、そのなかで各授業科目の「授業の紹介」に記載する秘書科の学修成果について明記している【**備 36**】。次に、単位の実質化を図るために、保育学科は1年間の履修単位数の合計は45単位（ただし、「保育実習」「教育実習」「野外活動実習」を除く）、秘書科は1年次の履修単位数の合計は46単位（ただし、場合により超過を認める）【**備 61**】を年間で履修できる単位数の上限として定めている。この旨は、2020 履修ガイド【**提 4-1**】に記載され、学生に周知している。成績評価の基準は、短期大学設置基準（第11条の2）を満たすよう整備している。成績評価の区分及び計算方法については、高松短期大学学則第18条で規定し、2020 学生便覧【**提 1**】を配布して周知している。各授業科目における到達目標については、当該学科の卒業認定・学位授与の方針と対応していなければならないことを規定している【**備 38**】。また、成績評価の厳格化のために、評価割合を示すこと、出席による加点や欠席による減点を行わないこと、試験・レポート・発表については具体的に記述すること、課題に対するフィードバックを行うことを規定している。これらの点は、組織的・階層的なシラバスチェックの際に確認される。シラバスに記載する内容は、授業の紹介、到達目標、授業計画、授業時間外の学習、成績の評価、使用テキスト、参考文献を明示している。学修成果については、授業の紹介のなかに明記し、到達目標と関連付けている。授業時間外の学習に関しては、課題内容だけでなく、各課題にかける時間の目安も記載するよう指示している【**備 38**】。なお、本学では、通信による教育は行っていない。

加えて、保育学科では、平成30年度中に幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得るための再課程認定申請及び指定保育士養成施設の保育士養成課程の変更のための見直しがいずれも正式に認可され、令和元年度より新しい教育課程を運用している【**提 4-1**】。秘書科も3つのコースに従って、一般財団法人全国実務教育協会の認定資格である「上級秘書士」、「上級秘書士（メディカル秘書）」、「秘書士」、「上級ビジネス実務士」、「上級ビジネス実務士（国際ビジネス）」、「上級ビジネス実務士（サービス実務）」（令和2年度卒業生まで）、「ビジネス実務士」、「上級情報処理士」、「情報処理士」、「プ

レゼンテーション実務士」、「実践キャリア実務士」の11種類、日本医師会が認定する「医療秘書」の各教育課程の認定を受けることができている【提4-1】。このように、いずれの学科においても、教員は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて適切に配置されている。

最後に、学科の教育課程は定期的に見直され、学科会議をはじめ、教務委員会や運営会議、教授会等において組織的に議論され、学科の目的【規程174】を満たす教育課程を整備している【備18-4、備18-5、備18-16、備18-27、備18-28】。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学では、教養教育を「全学共通科目」と位置付けて、「教養科目」「基礎科目」「コミュニケーション科目」「健康とスポーツ科目」の4つの区分に分類して、合計23科目開設している【提1、提4-1】。その内容は、短期大学設置基準第5条の2に基づき、語学、人文、情報、地域、キャリア等、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことをめざして実施体制を確立している。

教養教育と専門教育との関連について、保育学科の場合、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得のための必修科目（日本国憲法、情報機器演習Ⅰ、情報機器演習Ⅱ、健康スポーツ論、スポーツ実習）及び選択必修科目（英語Ⅰ～英語Ⅳのうち2単位分）として、一部の共通必修科目が開講されている。また、共通必修科目のうちいくつかは、取り扱う教育内容が保育に関わるものとなっている。例えば、「英語Ⅰ」や「英語Ⅱ」では、保育に関連した文章や単語が教育内容として用いられている【提11-1】。また、「哲学」においても、児童文学を題材に、生命観について考える授業内容となっている【提11-1】。続いて、秘書科の場合、「英語Ⅰ」は習熟度別クラスによる授業が行われ、学生が必然性を感じられるような授業内容となっておりと同時に、専門教育への接続が意識されている【提11-1】。以上も含め、すべての全学共通科目はナンバリングによって、履修に適切な学年が明記され、専門科目との密接な結びつきがわかりやすいように工夫されている【提4-1】。

すべての全学共通科目においても、専門科目と同様に、期末に実施される授業評価の各項目が集計され数値化され、集計結果は科目担当教員に配布されるとともに、当該教員はコメントを記入して改善につなげている【備83】。その他にも、実技・実習を伴う科目（「ボランティア」や「スポーツ実習」）においては、実際の活動の振り返りを入念に行ったり、地域社会の方々の貴重な意見をいただいたりすることにより、教養教育の効果を測定・評価等に繋げ、さらなる改善に努めている。このように、各科目や教員個々による教養教育の効果を測定・評価・改善するとともに、本学では大学教育検

討会においても教養教育の効果の測定・評価について検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の教育課程は、短期大学設置基準第5条の2に基づき、専門教育である「学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」ために、保育学科は64科目、秘書科は85科目の専門科目を開設している【提1、提4-1】。

学科の専門教育は、基準Ⅱ-A-3でまとめた「全学共通科目」による教養教育と相まって、個々の学生が主体的に自分の将来設計に沿った学修成果を獲得し、なりたい職業に就く（接続を図る）ことをめざして実施体制が確立されている【提4-1】。学科ごとの教育課程については、基準Ⅱ-A-2でまとめた通りである。これを専門教育の実施体制に特化すると、保育学科は、保育者養成の役割を担っているため、保育士資格関連科目及び幼稚園教諭二種免許状関連科目を「保育学と教育学（12科目）」「心理学と社会福祉（11科目）」「保健学と栄養学（4科目）」「保育・教育の内容と方法（20科目）」「実習（10科目）」「総合的演習（7科目）」という科目系列に分類し、全学共通科目を含めた各専門科目の系統性をナンバリングと履修モデルにして示している【提4-1】。秘書科も、3つのコースの共通科目（必修科目8科目、選択科目19科目）とコースごとの専門科目（ビジネス秘書コース36科目、医療事務コース24科目、グローバルビジネスコース23科目、※科目重複あり）に分類している。かつ、資格取得のための授業一覧や履修基準、ナンバリング、履修モデル等を用いて、全学共通科目を含めた各専門科目の系統性を示している【提4-1】。

こうした専門教育の実施体制のチェックは、学科ごとに教務委員2名と学科長によるシラバスチェックで複数回行われている。令和3年度入学生からはシラバスに学修成果を反映させるため、保育学科では独自資料として「シラバス作成にあたっての補足事項（保育学科）」を作成し、「必ず含めて欲しい学修成果」を設定して、授業担当者に周知することにより、内容の適切性を担保している【備37、備38、備39】。秘書科においても、「シラバス記載方法についてお願い（秘書科）」を作成し、各授業科目に対して秘書科の学修成果を記載することを授業担当者に周知している【備36、備38、備39】。

最後に、職業教育の効果の測定・評価は、基準Ⅱ-A-1で示した令和2年度卒業生の就職状況（保育学科100%、秘書科98.2%）の他、全学的に実施している学生生活調査【備82】や満足度アンケート【備90】、卒業生へのアンケート【備87】、就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）【備86-1、備86-2】において

も行われている。結果は集計・分析され、次年度に向けた改善点も含めて、報告書としてまとめている。また、本学は短期大学基準協会が実施している短期大学生調査【備 88】にも参加しており、結果は I R 委員会において審議されている【備 18－15】。他にも、保育学科では、実習の巡回指導時に園で聞き取られた意見を定期的に収集・活用している。平成 30 年度には、実習園からの意見をもとに、今日的課題を盛り込んだものとなるよう「実習の手引き」の一部改訂を行った【備 69】。秘書科では各コースに取得目標とする検定を設定し、1 年次前期から集中的な指導を行い、就職活動を見据え、1 年次の終わりまでに多くの検定を取得し、実務的な専門知識や技能を身に付ける【提 1：、提 3－1、提 3－2】。また、コース担当教員による少人数の研究室制度を設け、1 年次から演習を積んで人間性や実践力を高め、就職に結び付けている【提 1、提 3－1、提 3－2】。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞

本学では、短期大学及び学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を次の通り定めている【提 1】。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

高松短期大学

本学では、本学が定めた「建学の精神」や「教育理念」「教育目標」に共感し、自らの可能性に向かって、失敗を恐れることなく何事にも果敢に挑戦し、日々努力を続けることができる学生の入学を期待しています。入学者には以下のことを求めます。

1. 高等学校等の教育課程を幅広く修得し、基礎的・基本的事項を身に付けている。

2. 高等学校等における各教科等の学習を通して、様々な人々とコミュニケーションを図るための基本的な態度・姿勢を身に付けている。
3. 様々な課題について自ら気づき、その解決を図ろうとする主体性と意欲がある。
4. 豊かな心を持ち、周囲の人と協調を図りながら物事に取り組もうとする態度・姿勢を身に付けている。
5. 学びたい学科で身に付ける知識や経験を、実社会において活かしていきたいという目的意識と意欲がある。

保育学科

保育学科では、「保育学科のめざす保育者像：子育て支援や福祉を通して、地域に積極的に貢献するとともに自己研鑽し続ける保育者」に共感し、以下のような素養を備えた学生を求めています。

1. 基礎的な学力を身に付けており、保育に関する専門的知識と技能の修得に高い意欲を持っている。
2. 保育における様々な課題に気づき、その解決のために主体性、協調性を持って取り組む意欲がある。
3. 子どもを愛し、誠実で常に相手の立場に立って考え行動できる。
4. 適切な言葉遣いや節度ある行動ができる。
5. 礼儀正しく、明るい態度でコミュニケーションをとることができる。
6. 人として成長するために常に努力することができる。

秘書科

秘書科では、職業人、社会人として必要な能力や態度を育成するために、入学者には以下のことを求めます。

1. 高等学校等における基礎的な知識、特に国語・数学・英語などの基礎的な学力を身に付けている。
2. 同年代の人や教職員、社会人など、様々な人々とコミュニケーションをとることができる。
3. 様々な課題について自ら気づき、よりよく解決するために挑戦することができる。
4. 目標に向かって前向きに努力することができ、同年代の人や教職員、社会人など、様々な人々と協力して責任を持って物事に取り組むことができる。
5. ビジネスや医療事務、グローバルビジネスに関する専門知識や実務技能を身に付けたいという目標がある。
6. 社会人としての基本的なマナーや品位を身に付けたいという目標がある。

本学の入学者受入れの方針は、学校教育法施行規則改正に伴い、平成 29 年度に見直されたもので、平成 30 年度入学生より適用している。基準Ⅰ-B-3にある通り、三つの方針は一貫性・整合性のあるものとして決定されている。また、基準Ⅱ-A-1で述べたように、卒業認定・学位授与の方針と学修成果についても関連づいていることから、入学者受入れの方針と学修成果も対応していると言える。

入学者受入れの方針は、学生募集要項【提 2-1~2-8】や本学ウェブサイト【提 5-3、提 5-4】に記載している。また、毎年 6 月に行われる高等学校関係者を対象とした大学・短期大学説明会、適宜行われる高校訪問、高校内ガイダンス、オープンキャンパス等で、高等学校関係者、高校生、保護者等に説明している。

大学・短期大学説明会や高校内ガイダンス等では、入学前の学習成果を把握・評価できるように説明し、受験・入学までの明るい見通しをもって本学への進学意欲・受験志望・入学意思を高めることができるよう努めている。なお、学生募集要項【提 2-1~2-8】には、入試区分ごとの出願要項のなかで受験生に求める性質や高等学校在学中の全体の学習成績の基準を示している。

本学の入学者選抜の方法は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、共通テスト利用選抜、社会人選抜、私費外国人留学生選抜、長期履修学生選抜、専攻科選抜の入試区分がある【提 2-1~2-8】。学生募集要項には、入試概要として、募集人員、出願資格、入試日程、選考方法等を記載している他、入試区分ごとにも出願要項（出願要件・推薦基準）や選考方法等を明確に示している【提 2-1~2-8】。これを踏まえ、出願した受験者の選考方法は、入試区分によって異なるが、書類審査をはじめ、共通テスト利用選抜を除き、学力検査、プレゼンテーションを含む面接もしくは面談が行われる【提 2-1~2-8】。書類審査や学力検査によって基礎学力を判定し、プレゼンテーションを含む面接・面談によって意欲・態度・コミュニケーション能力や将来設計となりたい職業（人物像を含む）等、短期大学及び学科の入学者受入れの方針を基準とした合否判定を行っている【提 2-1~2-8】。なお、各入試で面接員を務める教員に対しては、事前打ち合わせの際に、入学者受入れの方針で挙げられていることを基準に受験生を評価するよう、入学センター長から説明し、徹底するように努めている。

こうした、多様な入学者選抜を実施するにあたって、本学では、入学試験委員会、入試合否判定専門部会、科目等連絡会を設置する等の体制を整備している。合否判定においては、各入試区分の特性に応じた評価基準及び観点別配点に基づき、点数化した原案を入試合否判定専門部会において総合判定し、教授会での意見を踏まえ、学長が決定しており、厳正な手続きのもと、公正かつ適正に行われている【備 18-20、備 18-4】。また、毎年入学者選抜試験が終了した後に、評価基準や選抜方法の妥当性について入学試験委員会で協議・検討し、見直しを行っている【備 18-19】。

次に、授業料、その他入学に必要な経費は、学生募集要項【提 2-1~2-8】と入学願書はもちろんのこと、2020 学生便覧【提 1】や 2021 入学案内【提 3-2】、本学ウェブサイト【備 1-22】に明示している。

また、学生の募集から選抜までの実質的な業務を遂行するアドミッション・オフィスとして、本学では入学センターを整備している。入学センターでは、受験の問い合わせなどへの対応をはじめ、高等学校関係者向けの大学・短期大学説明会【備 44】やオ

ーブンキャンパス【備 2】を開催している。その他にも、高校内ガイダンスへの学科教員の派遣【備 30】や「新入生アンケート」の実施と結果集計等も行っており、本学の入口戦略を担う要としての役割を果たしている【備 41】。

入学センターによる受験の問い合わせなどに対する対応は適切である。本学ではウェブサイト「入試に関するお問い合わせ」を設けており、受信後はできる限り早くメールで回答している【備 1-18】。回答については、原案を入学センターで回覧し正確な情報を発信している。また、電話による問い合わせについても「入試に関するQ & A」を作成し、職員全員で共有しており、適切に対応している。「入試に関するQ & A」は、本学ウェブサイトにも掲載している【備 1-17】。

本学では、本学への入学者が多い県内高等学校を最重点校、重点校、開拓校として定め、近県高等学校を含めて、年間 233 校の高校訪問を行っている。高校訪問では、学科概要（三つの方針を含む）や入試・就職状況等に加え、入学者選抜試験や高大連携に関する意見聴取も行っている【備 18-19】。高等学校から聴取した意見は、入学試験委員会で報告を行う等、定期的に情報を共有し、学科運営の点検や入試日程・選抜方法等の改善の参考材料としている。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学では、短期大学及び学科の学修成果を次の通り定めている【提 4-2、提 5-1、提 13-1、提 13-2、提 20-1、提 20-2】。基準Ⅱ-A-1にある通り、本学では、令和2年度に学修成果を再検討して明文化し、令和3年度から適用している。

学修成果

学修成果とは、学生が短期大学の学びを通して何を知り、何を身に付け、何ができるようになるかを事前に表明したものです。すべての科目は学修成果の各項目のいずれかと関連し、その関連性はシラバスに示されています。

高松短期大学

「建学の精神」および「高松短期大学の目的」（学則第1条）に基づき、以下の通り学修成果を定めています。

- ① 豊かな人間性や主体的に生きる力

- ② 課題に気づいて解決する力や社会に貢献できる力
- ③ 学科が示す専門的知識や技能および実践的能力

保育学科

- ① 使命感：保育者の仕事を理解し、理想の保育者像・人間像に向かって研鑽し続けることができる。
- ② 望ましい行動：社会人、そして保育に携わる者として望ましい行動（立ち居振る舞い、マナーなど）を実践することができる。
- ③ 規範意識：社会人、そして保育に携わる者として相応しい規範意識（職業倫理、責任感など）を身に付けている。
- ④ 自律心：客観的な自己評価に基づいて、課題に気付いたり、改善・向上に向けて主体的・計画的に取り組んだりすることができる。
- ⑤ 温かさ：他者の気持ちや考え方に対する想像力を持ち、それを柔軟に受け止めることができる。
- ⑥ 協働・連携する力：社会のニーズや自分の役割などを把握し、様々な人と協働・連携して、目標達成に向かって取り組むことができる。
- ⑦ 指針・要領の理解：保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を理解している。
- ⑧ 保育に関わる専門的知識の習得：保育に関わる諸学問・領域（教育学、保育学、心理学、社会福祉、保健学、栄養学など）の専門的知識を身に付けている。
- ⑨ 洞察・判断する力：高度な専門的知識を活用することで、物事の全体像や要所またはその多面性を捉えたり、保育や実際生活において総合的に判断したりする力を身に付けている。
- ⑩ 表現技術と創造力：保育の表現技術（造形表現、音楽表現、運動遊びなど）および創造力を習得し、豊かな発想で活動を創出することができる。
- ⑪ 保育を計画する力：教材研究を行うことができ、また、子どもの成長発達、保育の環境、資質・能力の3つの柱、10の姿などを踏まえつつ、指導計画を作成することができる。
- ⑫ 子どもと関わる力：子どもとの望ましい関わり方について、状況に応じて考え、適切に実践することができる。

【保育学科の卒業認定・学位授与の方針と学修成果の対応表】

保育学科の卒業認定・学位授与の方針 4つの資質能力	対応する学修成果
子どもの命と成長に対し 誠実に向き合う使命感と倫理観	① 使命感
	② 望ましい行動

	③ 規範意識
自分に厳しく、子どもと保護者に温かく接することのできる豊かな人間性	④ 自律心
	⑤ 温かさ
	⑥ 協働・連携する力
高度な専門的知識と的確な洞察力や判断力	⑦ 指針・要領の理解
	⑧ 保育に関わる専門的知識の習得
	⑨ 洞察・判断する力
多彩な保育活動を創出する基礎技能を基盤とした保育実践力	⑩ 表現技術と創造力
	⑪ 保育を計画する力
	⑫ 子どもと関わる力

秘書科

- ① 自ら考え行動できる能力と幅広い教養や、知識・技能を身に付けている。
- ② 社会に関心をもち、積極的に物事に挑戦し、自らを高める努力ができる。
- ③ 心身の健康を維持するとともに、他者と協調・協働し、自己成長や社会発展に関与できる。
- ④ 高い倫理観と責任感、忍耐力を備え、礼節をわきまえた行動ができる。
- ⑤ 日本文化を理解したうえで、各国の文化を学習し、グローバルな思考ができる。
- ⑥ 問題発見能力、情報収集・分析・整理能力、問題解決能力を身に付けている。
- ⑦ 聞く・話す・読む・書くという基本的なコミュニケーションをとることができる。
- ⑧ 自己の周囲のものと文化を愛しみ育むことができる。

【秘書科の卒業認定・学位授与の方針と学修成果の対応表】

秘書科の卒業認定・学位授与の方針 3つの資質能力	対応する学修成果
豊かな人間性や社会人としての 幅広い教養	① 自ら考え行動できる能力と幅広い教養や、知識・技能を身に付けている。
	② 社会に関心をもち、積極的に物事に挑戦し、自らを高める努力ができる。
	⑤ 日本文化を理解したうえで、各国の文化を学習し、グローバルな思考ができる。
	⑧ 自己の周囲のものと文化を愛しみ育むことができる。

基礎的能力（高い倫理観、情報収集・分析力、問題発見・解決力、コミュニケーション能力等）	③心身の健康を維持するとともに、他者と協調・協働し、自己成長や社会発展に関与できる。
	④高い倫理観と責任感、忍耐力を備え、礼節をわきまえた行動ができる。
	⑥問題発見能力、情報収集・分析・整理能力、問題解決能力を身に付けている。
	⑦聞く・話す・読む・書くという基本的なコミュニケーションをとることができる。
高度な専門的知識と的確な洞察力や判断力 職業人としての専門知識や技能	①自ら考え行動できる能力と幅広い教養や、知識・技能を身に付けている。
	②社会に関心をもち、積極的に物事に挑戦し、自らを高める努力ができる。

このように、短期大学及び学科の学修成果は、卒業認定・学位授与の方針に対応するように一層具体化したものとして定められている。そして、令和3年度以降に開講される専門科目においては、関連する学修成果をシラバスに記載している【提11-2、備38】。これにより、各授業科目において「学習者が一定の学習期間を終えたときにどのような知識や理解に至り、何ができるようになっていくか」が明確に示され、学生の学習意欲の維持・向上と確かな学修成果の獲得に役立てる。

学修成果は、短期大学設置基準（第5条、第6条、第7条、第9条）にのっとり体系的に編成された学科の教育課程を経て獲得されるよう定められたものであり、一定期間内に獲得可能である。詳細は、全授業科目のナンバリングと履修モデル、シラバスに示される通りである【提4-1、提11-1、提11-2】。

学修成果の測定は、半期ごとの修得単位数やGPA（当期・累積・分布）をはじめ、各授業科目の学習シートやレポート、定期試験、確認テストやコメントカード、制作物、実技・実習に加え、学生による授業評価や満足度アンケート等の各種調査・アンケート結果等を用いており、測定可能である。なお、本学では、教育の質保証に努め、教育の向上・充実を図るために、平成30年度に学修成果の評価の方針を策定し、これに基づく機関レベル（短期大学レベル）、学科レベル、科目レベルの評価項目やその活用方法を令和2年度に決定し、令和3年度から運用することが決まっている【提5-1】。詳細は、次の基準Ⅱ-A-7にまとめている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

本学では、学修成果の評価の方針を次の通り定めている【提5-1】。また、短期大学及び学科の学修成果の評価項目や達成すべき水準を明確化し、活用方法等も含めて一覧にまとめた【備49、備50、備18-5、備18-27、備18-28】。

学修成果の評価の方針と評価項目について

高松短期大学

高松短期大学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針に基づき、「機関レベル（短期大学レベル）」、「学科レベル」、「科目レベル」の3段階で、学修成果等を検証します。

機関レベル（短期大学レベル）

学生の志望進路（就職率、資格・免許を活かした専門領域への就業率及び進学率等）等から、入学した学生の学修成果の達成状況を検証します。検証結果は、高松短期大学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用します。

【主な評価項目】

- ・ 入学試験（学力検査・小論文・プレゼンテーション・面接もしくは面談）、調査書等の記載内容
- ・ G P A（当期・累積・分布）、修得単位数、休学率、退学率、学生による授業評価（当該）
- ・ 卒業率、就職・進学率、留年率、満足度アンケート、就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）

学科レベル

各学科の所定の教育課程における資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況、単位取得状況、G P A、外部客観テスト等から教育課程全体を通した学修成果の達成状況を検証します。

【主な評価項目】

- ・ 入学試験（学力検査・小論文・プレゼンテーション・面接もしくは面談）、調査書等の記載内容、入学時アセスメントテスト・基礎学力調査、オープンキャンパスや入学前教育の参加率・参加実績、課題提出状況、個人面談

- ・ G P A（当期・累積・分布）、修得単位数、休学率、退学率、学生による授業評価（当該）、学修成果修得度、ポートフォリオ・学びの歩み、学生生活調査、学生による授業評価、実習参加状況・実習評価・実習の単位取得率、個人面談、課外活動状況
- ・ 卒業認定・学位授与率、資格・免許・検定取得率、就職率・進学率、留年率、最終 G P A（累積・分布）、総修得単位数、学修成果の修得度、ポートフォリオ・学びの歩み、満足度アンケート、就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）

科目レベル

シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価や学生授業評価等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を検証します。科目の成績評価は、科目の特性や到達目標等を踏まえて、教員がシラバスに明示した評価方法に沿って行います。

【主な評価項目】

各授業科目の最終成績、成績分布、出席率・出席状況、実習の評価、ポートフォリオ、学生による授業評価

このように、本学では学修成果の獲得状況を多岐にわたる量的・質的データを用いて測定している。得られたデータは、成績通知や研究室担当教員による個人面談、ポートフォリオ【**提 20-1、提 20-2**】や学びの歩み【**提 13-1、提 13-2**】の作成時に学生にフィードバックしている。また、秘書科では、学生が次の半期の目標を設定する際にも活用している。保育学科でも、令和3年度からポートフォリオを改訂し、半期の目標を設定できるようにしている【**提 20-2**】。

また、上記指標のうち、量的データとしてまとめることができるものに関しては、教育情報として本学ウェブサイトを通じて学内外に公表している【**基礎資料：教育情報の公表（p.12～13）**】。また、年度ごとに各種データを収集した自己点検・評価報告書（資料集）を発行し、会議室、図書館に配架、学長、副学長、各学科長に配布している【**備 67-1、備 67-2、備 67-3、備 67-4**】。また、短期大学基準協会の短期大学生調査【**備 88**】を実施しており、結果は I R 委員会において審議されている【**備 18-15**】。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学では、毎年7月に「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」を実施し、卒業生の進路先からの評価をアンケートによって聴取している。令和

2年度は7月に、平成30年度卒業生（就職1年後）及び令和元年度卒業生（就職3ヵ月後）の就職先に対してアンケート調査を行った。アンケート項目は学科別に作成して就職先に郵送し、平成30年度卒業生の回収率は、保育学科86.8%（依頼数38、協力数33）、秘書科63.8%（依頼数58、協力数37）、令和元年度卒業生の回収率は、保育学科83.3%（依頼数54、協力数45）、秘書科75.4%（依頼数57、協力数43）である。

アンケートの結果は、学生委員（各学科より2名選出された教員）による分析が加えられ、意見交換をする等して、在学生の指導内容・学修成果の点検・改善に活用している。これらを令和2年度「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」集計結果報告書（平成30年度卒業生対象）と令和2年度「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」集計結果報告書（令和元年度卒業生対象）としてまとめ、令和2年9月末に発行し、本学ウェブサイト公開している【備86-1、備86-2】。一部結果については、基準Ⅱ-A-1にまとめた通りである。

その他、保育学科は実習の巡回指導時に園で聴取した意見を訪問記録（保育実習Ⅰ施設訪問記録、保育実習Ⅱ施設訪問記録）にまとめ、学科で共有し、実習指導や学修成果の点検に役立てている。また、秘書科も各コースの実習・インターンシップ、ボランティア活動を通じて得た学生自身の経験知や地域・社会からの評価（医療事務コース：実習施設訪問記録、ビジネス秘書コース：ビジネス実習結果報告書）を集積し、学生指導や学修成果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学科の教育課程は、三つの方針や学修成果に対応しながら、定期的な点検と改善を繰り返し、より社会的に通用性のある学修成果を獲得できる教育課程に近づけていく必要がある。今後は、学修成果の評価の方針に基づく評価項目を活用して、量的・質的データを測定し、三つの方針や学修成果の対応とこれに基づく教育課程の自己点検・評価に取り組むこと、及び、その際に浮上する課題や問題点に対して適切に対応・改善し、全学的な内部質保証の推進に役立てていく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年4～5月を在宅学習期間とし、一部の授業を除いて、Google Classroom等を活用した遠隔授業を行った。6月1日以降は、「新しい生活様式」を取り入れた対面授業を開始し、幸い、令和2年度の授業や実習等をすべて完了することができた。授業は、教室への収容人数を半減して割振り、3密を回避できるように努めた。また、座席は完全指定制にして、万が一の場合に備えて濃厚接触者等の追跡を可能にした。そして、教室利用の前後には消毒作業ができるように消毒剤等をすべての教室に設置した。その他にも、建物入り口の随所にサーモカメラや手指消毒用のアルコール消毒液を設置したり、学生研究室にも手洗い用の石鹸や消毒剤等を配布した。学生と教職員が一丸となって、マスク着用や毎日の検温と行動記録の記入、ソーシャルディスタンスの確保、消毒作業等に取り組んでいる。なお、体調不良による欠席の連絡に対しては、学生課職員による聞き取りで

新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合は、欠席届扱いの欠席とし、病院への受診や必要に応じてPCR検査を受検することを指導した。また、回復後、教務課職員による欠席届の手続きをして、授業担当者に欠席届を提出し、代替課題を提供してもらい、課題作成・提出をすれば、出席扱いとすることも特例としてルール化した。結果、新型コロナウイルス感染症の影響はなく、すべての学生の学習機会を確保することができた。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- (1) 2020 学生便覧 p. 30-35, p. 47-49, p. 53, p. 56-63, p. 70, p. 77-78, p. 84, p. 91, p. 93-101, p. 104, p. 106, p. 112-113, p. 115, p. 122-123, p. 125, p. 134, p. 141, p. 143
- (2-1) 2020 学生募集要項
- (2-2) 2020 学生募集要項 (社会人入試)
- (2-3) 2020 学生募集要項 (長期履修学生入試)
- (2-4) 2020 学生募集要項 (私費外国人留学生入試)
- (2-5) 2021 学生募集要項
- (2-6) 2021 学生募集要項 (社会人入試)
- (2-7) 2021 学生募集要項 (長期履修学生入試)
- (2-8) 2021 学生募集要項 (私費外国人留学生入試)
- (4-1) 2020 履修ガイド p. 6-7, p. 66
- (4-2) 2021 履修ガイド p. 3

備付資料

- (提3-1) 2020入学案内 p. 31, p. 57, p. 59
- (提3-2) 2021入学案内 p. 31, p. 33-34
- (提5-3) ウェブサイト「秘書科」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/univ-jrcol/junior/secretary/>)
- (提5-4) ウェブサイト「保育学科」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/univ-jrcol/junior/nursery/>)
- (提11-1) シラバス2020 (電子データで提出)
- (提11-2) シラバス2021 (電子データで提出)
- (提13-1) 秘書科ー学びの歩み 令和2年度入学生用
- (提13-2) 秘書科ー学びの歩み 令和3年度入学生用
- (提20-1) 保育学科ーポートフォリオ 令和2年度入学生用
- (提20-2) 保育学科ーポートフォリオ 令和3年度入学生用
- (1-3) ウェブサイト「研究紀要第70号 (平成30年度)」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-70>)
- (1-4) ウェブサイト「研究紀要第71号 (平成30年度)」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-71>)
- (1-5) ウェブサイト「研究紀要第72号 (令和元年度)」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-72>)
- (1-6) ウェブサイト「研究紀要第73号 (令和元年度)」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-73>)
- (1-7) ウェブサイト「研究紀要第74号 (令和2年度)」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-74>)
- (1-8) ウェブサイト「研究紀要第75号 (令和2年度)」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-75>)

ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-75)

- (1-10) ウェブサイト「就職求人情報システム」 (<http://jobinfo.takamatsu-u.ac.jp/career/>)
- (1-11) ウェブサイト「就職状況」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/job/cond/>)
- (1-15) ウェブサイト「地域連携・地域貢献活動報告」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/area/cooperation/>)
- (1-16) ウェブサイト「図書館」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/>)
- (1-17) ウェブサイト「入試情報」入試に関するQ & A (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/exam/nyushiqa/>)
- (1-18) ウェブサイト「入試情報」入試に関するお問い合わせ (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/exam/inquiry01/>)
- (1-19) ウェブサイト「秘書科(学科運営サイト)」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/hisyo/>)
- (1-21) ウェブサイト「保育学科(学科運営サイト)」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/hoiku/>)
- (1-22) ウェブサイト「募集要項」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/exam/application-requirements/>)
- (3) オフィスアワー一覧
- (4) オフィスアワーの設定に関するお願い
- (6) 学生カード(様式)
- (9) 学内LAN配線経路図
- (12) カナダでの海外研修(令和元年度)
- (18-4) 議事録－教授会議事録(令和2年9月17日(第5回)、令和2年9月25日(第6回)、令和2年11月5日(第8回)、令和2年12月3日(第10回)、令和3年3月5日(第15回))
- (18-5) 議事録－運営会議議事録
- (18-7) 議事録－ビジョン検討委員会議事録
- (18-8) 議事録－中期目標・中期計画委員会議事録
- (18-9) 議事録－自己点検・評価委員会議事録
- (18-11) 議事録－国際交流委員会議事録
- (18-12) 議事録－ハラスメント防止委員会議事録
- (18-13) 議事録－FD活動推進委員会議事録
- (18-14) 議事録－SD活動推進委員会議事録
- (18-15) 議事録－IR委員会議事録
- (18-16) 議事録－教務委員会議事録
- (18-17) 議事録－学生委員会議事録
- (18-18) 議事録－人権教育委員会議事録
- (18-19) 議事録－入学試験委員会議事録
- (18-21) 議事録－附属図書館・情報処理教育センター運営委員会議事録
- (18-22) 議事録－地域連携センター運営委員会議事録

- (18-23) 議事録ー地域経済情報研究所運営委員会議事録
- (18-24) 議事録ー子ども研究所運営委員会議事録
- (18-25) 議事録ー衛生委員会議事録
- (18-26) 議事録ー人事委員会（短大）議事録
- (18-27) 議事録ー保育学科学科会議議事録（令和2年5月14日（第4回）、令和2年5月28日（第5回）、令和2年8月31日（第8回）、令和2年11月12日（第11回）、令和2年12月10日（第12回）、令和3年2月5日（第14回）、令和3年3月19日（第15回）、令和3年3月26日（第16回））
- (18-28) 議事録ー秘書科学科会議議事録（令和2年4月1日（第1回）、令和2年5月18日（第3回）、令和2年5月25日（第4回）、令和2年6月1日（第5回）、令和2年7月16日（第7回）、令和3年1月20日（第16回）、令和3年2月17日（第17回）、令和3年3月24日（第19回））
- (19) キャリアカウンセリング及びキャリア支援課窓口での年間相談件数
- (20) Career Note2022
- (31) 事務職員名表
- (32) 就職活動報告書
- (33) 就職相談票（様式） ※名称変更：現在は「進路（就職）相談票」
- (51) チラシー2021入試のポイント
- (52) チラシーオープンキャンパス2020
- (53) チラシー社会人のための入試
- (58) 秘書科ー医療事務コースチラシ
- (59) 秘書科ーグローバルビジネスコースチラシ
- (60-1) 秘書科ー入学前準備セミナー資料 令和2年入学生用
- (60-2) 秘書科ー入学前準備セミナー資料 令和3年入学生用
- (62-1) 平成30年度第1回FD研修会（実施結果）
- (62-2) 平成30年度第2回FD研修会（実施結果）
- (62-3) 令和元年度第1回FD研修会（実施結果）
- (62-4) 令和元年度第2回FD研修会（実施結果）
- (62-5) 令和2年度第1回FD研修会（実施結果）
- (63-1) 平成30年度第1回SD研修会（実施結果）
- (63-2) 令和元年度第1回SD研修会（実施結果）
- (63-3) 令和元年度第2回SD研修会（実施結果）
- (63-4) 令和2年度第1回SD研修会（実施結果）
- (63-5) 令和2年度第2回SD研修会（実施結果）
- (68-1) 保育学科ーこれから仲間となるみなさんへ 令和2年入学生用
- (68-2) 保育学科ーこれから仲間となるみなさんへ 令和3年入学生用
- (70) 保育学科ー長期履修モデル
- (71) 「マナーアップ週間」実施細則
- (72) 面接対策「Career Note」副読本
- (74) 履修指導ーオリエンテーション・履修手続き等の日程表

- (75) 履修指導－クラス分けについて
- (76) 履修指導－下書き用履修表
- (77) 履修指導－各学科時間割表
- (79) 履歴書・自己紹介書の書き方
- (80) 累計GPA分布表
- (82) 令和2年度学生生活調査報告書
- (83) 令和2年度「学生による授業評価」集計結果報告書
- (86-1) 令和2年度「就職先からの卒業生に対する評価(卒業生に関するアンケート)」
集計結果報告書(平成30年度卒業生用)
- (86-2) 令和2年度「就職先からの卒業生に対する評価(卒業生に関するアンケート)」
集計結果報告書(令和元年度卒業生用)
- (87) 令和2年度「卒業生へのアンケート」集計結果報告書
- (90) 令和2年度満足度アンケート結果

備付資料－規程集

- (規程12) 高松大学・高松短期大学将来計画検討委員会規程
- (規程14) 学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程
- (規程15) 高松大学・高松短期大学文書処理規程
- (規程62) 学校法人四国高松学園教職員研修規程
- (規程68) 学校法人四国高松学園不正行為調査委員会規程
- (規程84) 高松大学・高松短期大学ビジョン検討委員会設置要項
- (規程85) 中期目標・中期計画委員会設置要項
- (規程90) 高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程
- (規程91) 高松大学・高松短期大学FD活動推進委員会
- (規程92) 高松大学・高松短期大学SD活動推進委員会規程
- (規程93) 高松大学・高松短期大学IR委員会規程
- (規程94) 高松大学・高松短期大学国際交流委員会規程
- (規程95) 高松大学・高松短期大学入学試験委員会規程
- (規程99) 附属図書館・情報処理教育センター運営委員会規程
- (規程111) 高松大学・高松短期大学人権教育委員会規程
- (規程112) 高松大学・高松短期大学地域経済情報研究所運営委員会規程
- (規程124) 高松大学・高松短期大学子ども研究所運営委員会規程
- (規程126) 高松大学・高松短期大学地域連携センター運営委員会規程
- (規程128) 高松大学・高松短期大学教務委員会規程
- (規程135) 高松大学・高松短期大学学生委員会規程
- (規程136) 高松大学・高松短期大学キャリア形成支援専門部会内規
- (規程138) 高松大学・高松短期大学クラブ・サークル規程
- (規程144) 高松大学・高松短期大学学生相談室規程
- (規程145) 高松大学・高松短期大学学生学修支援室規程
- (規程146) 高松大学・高松短期大学障害のある学生支援規程
- (規程147) 障害のある学生支援について(申し合せ)

- (規程157) 高松大学・高松短期大学人を対象とする研究に関する研究倫理審査委員会
規程
- (規程172) 高松大学・高松短期大学学生不祥事再発防止委員会
- (規程176) 高松短期大学教授会規程
- (規程178) 高松短期大学人事委員会規程
- (規程184) 高松短期大学長期履修学生規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学では、開学以来、研究室制度の下、教職員が一丸となって学生の学修成果の獲得を支え、入学から卒業に至るまでの学生支援に責任を持って関わっている。

まず、教員は授業担当者として学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、卒業認定・学位授与の方針と学修成果が反映されたシラバスを作成する【提 11-1、提 11-2】。学生は半期及び通年の授業を受け、教員はシラバスに明示した成績評価基準による厳正な成績評価を行う【提 1】。提出された各授業の成績評価は学期末に成績通知表にまとめられ、成績通知日までに研究室担当教員の手元に研究室所属学生全員分の成績通知表が配布される。教員は、成績通知表を確認し、学生個々の学修成果の獲得状況を把握する。なお、成績通知表の他にも、本学が導入している教務システム Campus Square では常時研究室所属学生の成績を確認でき、学生の学修成果の獲得状況を適切に把握するのに役立っている。そして、成績通知日に成績通知表は学生に配布される。その際、科目ごとの成績評価はもちろんのこと、G P A（当期、累積、分布）【備 80】や学生による授業評価の集計結果【備 83】についても、研究室担当教員から説明される。併せて、ポートフォリオ【提 20-1、提 20-2】や学びの歩み【提 13-1、提 13-2】等を活用して、今期の振り返りを行い、次の半期に向けての課題や目標設定も行っている。このように、本学では、学修成果の獲得状況を教員と学生がともに把握できる環境を整えている。こうした学生の学修成果の獲得状況の把握は、授業担当者及び研究室担当教員としてのみでなく、学科会議等で共有され、教授会における卒業認定会議でも全学的に共有されている【備 18-4、備 18-27、備 18-28】。このことは、学科の教育目的・目標の達成状況の把握・評価につながっている。

こうした学生の学修成果の獲得に向けて、教員がその責任を果たすために、教員は学生による授業評価を定期的に受けている。半期ごとに各授業の最終日に実施され、結果は科目単位での平均値を示した授業評価集計表及び学生からのコメントが授業担当者に通知され、教員は結果に関するコメントを記入し提出する。コメント（授業の意図、感想、今後の工夫・改善等）は「学生による授業評価集計結果報告書」にまとめられ、毎年度前・後期をまとめて翌年度 5 月 31 日付で発行し、図書館、本館小会議室に配架され、学生および教職員等が閲覧できるようになっている【備 83】。このように、学生による授業評価は、各教員の授業内容の改善に役立てるとともに、本学全体の教育・指導内容をさらに充実向上させ、学生の満足度を一層高めるための大切な評価になっている。また、教員は授業改善のための F D 活動として、毎年 2 回（前期と後期）の研究授業を実施している。直近 2 年間の研究授業の実施概要は次の通りである。

学科	実施日時	授業科目	担当者	学 年
保育学科	令和元年 6 月 24 日（月） 2， 3 校時	保育相談支援	山本幾代 准教授	2 年生
	令和元年 11 月 8 日（金） 2 校時	家庭支援論	田中弓子 准教授	2 年生
	令和 2 年 7 月 22 日（水） 4 校時	保育内容総論	有馬則子 講師	1 年生
	令和 2 年 10 月 27 日（火） 3 校時	保育職基礎演習Ⅱ	出木浦孝 教授	1 年生

秘書科	令和元年 7 月 4 日（木） 5 校時	日本国憲法	山口明子 講師	2 年生
	令和元年 12 月 23 日（月） 4 校時	英語Ⅱ【うクラス】	上村秀樹 教授	1 年生
	令和 2 年 7 月 6 日（月） 2 校時	ビジネスイングリッシュⅠ	井上浩巳 准教授	2 年生
	令和 2 年 10 月 15 日（木） 3 校時	医療情報学概論	森 靖之 教授 佐藤 麻衣 助教	1 年生

さらに、毎年前期 6 月 1 週目授業から後期授業終了までの間、授業公開しており、併設の高松大学、他学科の教員の授業を参観することが可能である。いずれも、教員は、原則として年 1 回以上参観し、授業参観記録（感想、アドバイス等）を記入・提出することになっている。特に、研究授業については、授業終了後に、当該授業担当教員と参観者が集まって検討会が行われ、そこでの内容を実施報告として本学研究紀要に寄稿し、成果を発表するとともに、授業改善に役立てている【備 1-3、備 1-4、備 1-5、備 1-6、備 1-7、備 1-8】。

加えて、本学では毎年 11 月（平成 26 年度～令和元年度）もしくは 12 月（令和 2 年度）に非常勤講師との教育懇談会を実施し、短期大学全体と学科の三つの方針や授業内容、学生の様子について意思疎通、協力・調整を図っている。また、学科の特性に応じた、保育学科の総合的演習科目と秘書科の全コースの共通科目がある。保育学科は「保育職基礎演習Ⅰ」「保育職基礎演習Ⅱ」「保育・教職実践演習」、秘書科は「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「応用演習Ⅰ」「応用演習Ⅱ」である。いずれの科目も学科教員全員が担当するため、毎年度に授業内容、授業計画、成績評価等の打ち合わせを綿密に行っている【備 18-27、備 18-28】。また、授業における学外での実習や外部講師の招聘についても、学科会議等で事前に協議・連絡して、全員指導体制で実施できるよう調整を行っている。このように、授業内容について授業担当教員間で意思疎通、協力・調整を図り、連携して学修成果の獲得に向けた指導を行っている。

本学の学生支援は、全学的なスケジュールを踏まえ、入学前教育、入学式後の学科別オリエンテーション、新入生オリエンテーション、履修説明・指導や授業・実習での全体及び個別指導、研究室担当教員における学生指導・卒業研究指導、就職活動支援等、多岐にわたり実施されている【提 1、提 4-1、備 20、備 74】。このように教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行い、その学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

次に、本学においては、学生支援部（教務課、学生課、キャリア支援課）、入学支援課、図書課、情報課、総務部（総務課、会計課、企画課）、地域連携・生涯学習係にそれぞれ専任の事務職員が配置されている【備 31】。事務職員には、建学の精神、教育理念、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針等が記載された学生便覧が全員に配布されており、これらの事項について共有することで、学科の学修成果が認識されている【提 1、提 4-2】。また、所属部署には学生対応の窓口が設置され、事務職員は学生の学修成果の獲得に向けて責任ある職務

を遂行している。主な窓口業務は、学生便覧の「窓口案内」に記載し、新入生オリエンテーション時に担当事務職員により学生に周知している【提 1、備 74】。その内容は、多岐にわたり、受験・入学から履修及び卒業に至るまでに必要な支援を教員と協働しながら行っている。また、事務職員は、大学運営に関する重要事項を審議する運営会議、学長に意見具申する教授会等に事務局長以下各部署の責任者等が陪席するとともに、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、附属図書館・情報処理教育センター運営委員会等の各種委員会においては構成員となったり、関係部署が事務局となって必要な資料の作成や意見具申を行うことにより、学修成果の獲得、教育目的・目標の達成状況について教員と情報や課題の共有化を図っている【備 18-4、備 18-5、備 18-7、備 18-8、備 18-9、備 18-11、備 18-12、備 18-13、備 18-14、備 18-15、備 18-16、備 18-17、備 18-18、備 18-19、備 18-21、備 18-22、備 18-23、備 18-24、備 18-25、備 18-26、規程 12、規程 14、規程 62、規程 68、規程 84、規程 85、規程 90、規程 91、規程 92、規程 93、規程 94、規程 95、規程 99、規程 111、規程 112、規程 124、規程 126、規程 128、規程 135、規程 157、規程 172、規程 176、規程 178】。さらに、FD・SD研修会への参画等により職務能力の向上に努めたり、毎月開催される事務連絡会により事務職員間で所属部署の枠を超えた情報の共有に努めている【備 62-1~62-5、備 63-1~63-5】。このように、事務職員は、教員との連携、かつ各種委員会における教職協働によって、短期大学及び学科の教育目的・目標及び学修成果を認識し、必要な職務を遂行し、学生の教育目的・目標の達成状況を把握し、学修成果の獲得に貢献している。その成果をまとめた成績記録は、「高松大学・高松短期大学文書処理規程」および「別表 I」の保存年限に基づき、適切に保管している【規程 15】。紙媒体の成績記録は金庫にて保管し、データによる成績記録は定期的にバックアップを取っている。保存年限は、「学位授与に関するもの」は「永年」、「単位認定試験に関するもの」は 5 年と定められている。

最後に、本学には適切な面積、座席数及び所蔵数を有する図書館（3 階建て）がある。図書館には専門的職員が 3 名いて、学生の学習向上のための支援を行っている。まず、新入生全員を対象とした図書館の利用や蔵書検索指導である。図書館職員によるサポートの下、各学科の教員が直接指導する形で、キャンパスマップによる図書館の位置の確認や、館内図による受付カウンターや開架書架、閲覧室、パソコンコーナーの説明をする。かつ、図書資料の背ラベル（請求記号、分類記号、図書記号、巻冊番号）の見方や O P A C（オンライン閲覧目録）を使用した蔵書検索の方法も伝えている。また、レファレンスサービスや文献複写・相互貸借サービス（ILL）の無料化等、学生が学修・研究上必要とするものを提供できるよう配慮している【提 1】。他にも、学生の学修支援を目的に、学生による選書としてブックハンティングを年間 2 回実施したり、授業や実習、卒業研究の際に必要な図書のリクエストに応じる等の学生目線の選書も重視している【備 1-16、提 1】。これら利便性の高い図書館の学生支援は、学科教員にも熟知され、授業内で活用したり、学生主体で相談できるように、学科教員と連携しながら図書館利用を促している。なお、令和 2 年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響のため、内容変更・規模縮小して実施（蔵書検索指導）したり、中止（ブックハンティング）せざるを得なかった活動もある。

学内の I C T 及びパソコンの利用については、情報処理教育センターの管理の下で運営が行われ、学生の利便性の向上に努めている。学生が学内の I C T 及びパソコンを利用する場合は、利用者番号とパスワードが必要になる。そこで新入生オリエンテーションで、情報処理教育センターの事務職員により I C T 及びパソコン利用方法と利用者番号、パスワード取得のための説明、学生個人に割り当てられたメールについての利用説明が行われる【備 74】。当利用者番号やパスワードは、履修登録や成績参照にも利用されている。新入生の履修登録説明のときに学科専任教員により確認されている。

また、図書館においても、備付のノートパソコンとともに、貸出用のノートパソコンを常備している。通常は館内利用のみだが、教員からの利用申込があった場合は館外への貸出を行う等、学生の利便性を重視した対応に努めた。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、4～5 月は、在宅学習となった。この間の在宅学習を支援するために、学生個人に割り当てられたメールをアカウントとする L M S (Google Classroom) を利用し、学生の利便性向上に努めた。また、図書館に備付のノートパソコンを在宅学習期間中においても、校内に限り利用できるよう取り計らう等、学生の利便性を重視した対応に努めた。

教員は、学内のコンピュータを活用し、授業の準備や実施に役立てている。授業資料の作成やプレゼンテーションの授業場面で、コンピュータを利用している。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、授業支援に L M S (Google Classroom) を利用することとした。その決定を受け、情報処理教育センターでは、非常勤講師を含めた教員全体に対し L M S (Google Classroom) の操作方法の講習会を行い、授業で L M S (Google Classroom) が利用できるよう対応した。

その後、授業支援に L M S (Google Classroom) を用い、課題の指示、評価、フィードバック、学生への連絡等が行われた。6 月からソーシャルディスタンスを確保した対面授業が実施されることとなり、各パソコン演習室においても利用台数は半分となった。このことにより、1 つの授業で複数のパソコン演習室を利用する場合も多くなり、Google Meet の配信機能を利用して、各部屋へ授業内容を配信した。

また、令和 2 年度から新規に Microsoft Office365 Education A3 を導入し、I C T を活用した教育支援の環境整備の充実を図っている。そして、教員に対し、専用アカウントの発行やログイン、インストールの方法等の利用にあたってのマニュアルの整備を行った。その他にも、学事情報の一元管理としての教務システム Campus Square を利用して、学生の履修、成績、出席等の学修状況、学生カルテや学修ポートフォリオ等の学修成果の達成状況を把握するとともに、シラバスの登録や授業出席の入力、成績入力等の学務処理の効率化を行い、入試システムでは入学支援に関わる情報が蓄積され、キャリア形成支援システムでは就職支援の情報が蓄積され、3 つのシステムが有機的に結合している。加えて、本学では、会計 W e b システム、物品請求システム、旅費申請システム、グループウェア、ファイル共有等を活用し、各業務の効率化とデータの一元化を行っている。

学生による学内 L A N 及びコンピュータの利用を促進するための取り組みとして、平成 26 年度から、無線 L A N 経由でインターネットが利用できる学内無線 L A N サー

ビスを開始した。事前申請が必要で、学生であれば誰でも利用でき、需要も高い。これまでに2回の増設作業を行い、現在は学内22ヶ所の演習室等で利用可能である【備9】。学内無料LANの整備により、スマートフォンを利用したWeb履修登録や授業での活用促進につながっている。なお、令和元年度後期からは、在学生全員の登録及び利用が可能となった。これにより、一部授業では、学内のコンピュータを利用する他、レポート、プレゼンテーション資料、卒業研究の作成・提出等、授業時間外にもコンピュータの利用を促す機会を多く設けている。LMS（Google Classroom）やGoogle foamを利用する授業科目も複数あり、学生に対して、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の積極的な利用を促すものになっている。また、授業によっては、学生が作成したデータを学内サーバーに保存し、プレゼンテーションやレポート作成時に活用する場合もある。情報処理教育センターでは、データが消失しないようにバックアップサーバーへのバックアップ処理を行っている。さらに、学内のパソコンすべてにクライアント復元システムを導入している。これは、利用者がパソコンの環境を変更しても再起動するだけで自動的に正常な環境に復元できるシステムである。また、令和元年度よりパソコンのリプレースを行い、OSもWindows10 Proに更新した。具体的には、令和元年度後期に第1演習室、令和2年度前期に第2・第4・第5・第7演習室の更新を行った。令和2年度後期には206講義室のパソコンOSをWindows10 Proに更新して利用している。また、令和2年度後期から在学生個人所有の情報端末でOffice365が利用できるように、専用アカウントの発行、ログインやインストール方法のマニュアルを作成して利用促進に努めている。このように、情報処理教育センターを中心に、学内のコンピュータはすべて適切に管理され、ハードウェア障害・起動不能等の障害復旧を迅速に行い、システムの安定度を強化している。その他、情報処理教育センターでは、コンピュータの利用のために演習室の利用時間を工夫したり、新型コロナウイルス感染症の影響による一部在宅学習期間中にも利用できるようにしたり、学生の利用促進に努めている。

最後に、本学の教職員はすべてパソコンを所持しており、授業の準備及び実施に限らず、学生や教職員同士の連絡や教育研究活動等でもコンピュータを利用している。その利用技術の向上は、教職員において必須であり、情報処理教育センターを中心に、研修の機会を設けている。令和元年度にはGoogleサービスの使用法に関する研修を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、在宅学習環境を整備するために、希望する非常勤講師も含めた教員向けのLMS（Google Classroom）の使用方法に関する講習を4月14日～17日に実施した。また、同年9月3日には、FD研修会という形で、勉強会を実施した。この研修では、Google Meetを使った遠隔授業の体験も含んで、利用技術の向上に努め、教育課程及び学生支援を充実させた【備62-5】。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

本学では、学修成果の獲得に向けた学生への学習支援を、教務委員会を設置し、学科教員、事務職員が連携して組織的に行っている。教務委員会は学科ごとに2名の教員が委員となり、原則として毎月1回開催され、教育課程、授業の計画及び実施、修学指導、単位認定、学籍異動、教育実習・保育実習の計画及び実施、インターンシップの計画及び実施、その他教務に関する重要な事項を審議する。事務手続き等は教務課5名の事務職員が対応しており、その主な窓口業務は学生便覧の「窓口案内」に記載してある通りである【提1】。これを踏まえた学科ごとの学習支援は次の通りである。

保育学科

入学手続者に対し、入学前講座を実施し、入学までに授業や学校生活についての情報を提供している。まず、「これから仲間となるみなさんへ」【備68-1、備68-2】を配布し、これから始まる学生生活に向けての準備と春休みの過ごし方をお願いを行っている。また、保育学科教員による保育士や幼稚園教諭に求められる人間性や専門的知識、保育技能の基礎についてのレクチャー、授業・実習についての内容説明等を通して、入学前からの学習意欲向上に努めている。例年は年2回（12月と3月）実施していたが、令和2年度入学者については、新型コロナウイルス感染症の影響により1回（令和元年12月14日）のみ実施し、令和2年3月27日は中止した。ただし、入学後に延期して、対面授業開始後の6月に不足分の説明等を行った。なお、令和3年度入学者に向けた入学前講座は1回（令和3年3月25日）で実施し、例年通りの内容を時間調整して行った。

入学後、入学者に対し、さらに具体的な学習と学生生活のためのオリエンテーションを行っている。例えば、入学式直後の学科オリエンテーションでは、保育者になるための心得やマナー、教員と研究室の紹介等、これから始まる学生生活上必要なことを伝えている。そして、次の登学日から各種オリエンテーション【備74】が始まり、保育学科では履修説明と履修指導・相談が行われる。履修説明では、三つの方針【提1】をはじめ、保育者になるためのラーニング・ティップスとして履修基準や履修モデル

等について説明している【提 4-1】。保育学科では、すべての入学生が幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得をめざし、保育者になることを目標にしているため、「保育学科がめざす保育者像」【提 1】についても理解しやすい。そして、これに基づき、履修指導・相談において、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得のための授業選択ができるよう全教員で指導している。全教員で指導する理由は、学科定員が 80 名であり、科目によって 2～3 のクラスに分かれるうえに、実技科目（音楽）はさらに数グループに分けるものもあるため、数パターンもの時間割を効率よく全員分確認するためである。

その際に使用される印刷物は、2020 学生便覧【提 1】と 2020 履修ガイド【提 4-1】をはじめ、オリエンテーション・履修手続等の日程表【備 74】、各学科時間割表【備 77】、クラス分けについて【備 75】、下書き用履修表【備 76】の一式が入学式で配布されている。なお、シラバスは本学ウェブサイト上で公開している他、初回授業時に印刷物として配布し、オリエンテーションとして口頭で説明する授業担当者も多い。

そうして始まった授業や学生生活のなかで、秀でた者、つまずく者、遅れる者、諦める者等の個々の事情が明らかになると、授業内容に関する質問や配慮、補講や再履修等の対応は授業担当者が行い、その他の各種相談・指導については研究室担当教員を中心とした個別指導を行っている。授業担当者と研究室担当教員との連絡は非常に緊密に行われている。また、月 1 回程度の学科会議でも学生情報は常に確認・共有され、迅速かつ丁寧に、学科全員指導体制で臨むように徹底されている。研究室担当教員による個人面談（2 年間で 3 回（1 年次 5 月と 12-1 月、2 年次 4 月））の機会も確保し、学生個々の諸事情（悩みや困難も含む）や学生生活（履修状況、出欠管理、授業態度、課題の提出状況、成績評価等）、進路志望等を把握し、学生個々の事情や志望に添った将来につながる指導体制を徹底することにもつながっている。基礎学力が不足する学生への対応として、音楽系の科目では、各自の習熟度に合わせた個別のレッスンを実施している。また講義・演習系の科目ではこうした学生への対応も含め、授業内容を構成している。特に専門用語やその表記等は具体的に説明し、理解の促進を図るように努めている。

学習上の悩み等の相談に対応し、適切な指導を行うことは、随時実施しているが、体制の整備としてオフィスアワー（週に 60 分以上）を定め、時間の確保を図っている【備 4】。

保育学科では、通信による教育は行っていない。

次に、進度の早い学生や優秀な学生に対しては、音楽系の科目であればピアノ伴奏の難易度を上げたり、講義・演習系の科目では授業のなかで参考資料の紹介や発展課題の提供等を行い、学びを深めていけるよう支援を行ったりしている。優秀な学生のなかには公務員を志望する者が多く、2 年次の「幼保専門教養発展講義」と「幼保専門教養発展演習」の受講を勧めるとともに、各学科教員の専門を生かした個別のサポートを実施している【提 11-1】。これにより、毎年数名が公務員試験に現役合格しており、令和 2 年度も 2 名（高松市 2 名）が保育教育士として採用された【備 1-11】。

現在、保育学科には留学生はおらず、留学生も派遣していない。

最後に、学修成果の獲得状況についてはポートフォリオ【提 20-1、提 20-2】を中

心に、半期ごとの履修カルテ（学びの記録）や成長の記録を通して自己評価を行っている。これを研究室担当教員が点検し、個人面談等の参考資料とし、個々の学生の学習支援方策の提案に結び付けている。また、授業担当者との連携が必要な場合は、教員間で協議したり、学科会議で審議する等、適宜学生に必要な指導・配慮等ができるように体制を整えている。さらに、今後は学修成果の多面的評価をめざし、学修成果の評価の方針に基づく評価項目と活用方法等を駆使して、各授業科目と関連付けられた学修成果を総合的に獲得できるよう量的・質的データを測定・評価しながら点検を進めていく【提 4-2、提 20-1、提 20-2】。

秘書科

入学予定者の積極的な学習意欲を向上させるため入学前教育を実施している。例年は12月以降の入試で合格した入学生に対し、第2回秘書科入学前説明会を3月に実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度入学予定者に対し、4月（入学式後）に該当者を集めて実施した。令和3年度入学生への実施状況について、令和2年度からは入試区分変更に伴い、12月までの合格者に対し第1回秘書科入学前説明会を1月に実施した。適切なコース選択を支援するため、「秘書科の教育方針について」「各コースの内容説明」「コース選択に関する諸注意と相談」等を秘書科教員全員で実施した。また、第1回秘書科入学前説明会に出席していない入学生（2月・3月入試の合格者等）に対し、3月に第2回秘書科入学前説明会を実施した。さらに、高等学校までと異なる学習環境への適応を支援するため、3月に「入学準備セミナー」を開催し、「秘書科の教育方針・学科内容等の説明」「秘書科での学び方について」「秘書科での学生生活について」等を秘書科教員全員で実施した【備 60-1、備 60-2】。

入学式後、オリエンテーション期間中に学生課、教務課、キャリア支援課等と連携して、学習と学生生活のためのオリエンテーションを行っている。また、秘書科関係周知事項の時間に、スーツデーや秘書科行事等の周知も行っている。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、時間を短縮して実施した。

学期開始時における履修指導・相談等を積極的に行っている。また、「基礎演習Ⅰ」の第2回目授業において「大学での学び入門」「ノートの取り方、レポートの書き方」等のガイダンスを実施予定であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により対面授業が可能となった最初の授業（第7回）で実施した。

学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行し、学修成果の獲得を支援している【提 1、提 4-2】。「学生便覧」や「履修ガイド」だけでなく、入学前教育や入学後のオリエンテーションやガイダンスでは、必要に応じて「時間割表」や「検定日程表」、「履修指導のための補助プリント」、「大学での学び入門」、「秘書科 周知事項」等、各種資料を配布している。資料作成の際には、学生が理解しやすいよう可能な限り平易で、簡潔な表現を心掛けている。

授業内容に関する質問や補講、特別対応等は授業担当者が行い、その他の各種相談・指導については研究室担当教員を中心とした個別指導を行っている。平成22年度から、「英語Ⅰ・Ⅱ」（秘書科コミュニケーション科目）において、習熟度別クラス編成を導

入し、履修者の学習レベルに合わせた授業を可能とした。また、入学前教育の一環として3月開催の「入学準備セミナー」で、国語・数学・英語の基礎学力調査（試験）を実施し、その成績を基に基礎学力レベル別クラス（A・Bクラス）分けを行った。習熟度別クラスおよび基礎学力レベル別クラスについて、英語の試験結果を習熟度別クラス分けに使用し、「英語Ⅰ・Ⅱ」において3クラス（あ・い・うクラス）に分けた。国語・数学・英語の総合点を基礎学力レベル別クラス分けに使用し、「秘書実務Ⅰ・Ⅱ」「情報機器演習Ⅰ・Ⅱ」「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」「コンピュータ基礎」「文書実務」「プレゼンテーション概論・演習」「サービス実務Ⅱ」において2クラス（A・Bクラス）開講とした【提4-1】。また、平成29年度入学生からは、数学の学びなおしを必要とする学生に「数学基礎」の履修を勧めた【備75】。授業や検定取得が難しい等、基礎学力が不足する学生に対しては、授業時間外に補習授業等を行っている。

研究室担当教員は、学科の学修成果の獲得に向けて、必要に応じて学生の授業態度や学修成果を見ながら、面談を通じて学習上の悩み等の相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。1年次から少人数制の研究室に所属する「研究室制度」を設けており、日々の生活指導、学習指導だけでなく、卒業研究の指導も行われ、学生生活を様々な角度からバックアップしている【提1】。毎週1回の研究室活動で十分な指導ができない場合は、学生と教員の空き時間を利用して追加の指導や、研究室担当教員だけでは十分な指導・助言等ができない場合は、必要に応じて学科長や教務委員、他研究室の教員が加わるようにしている。また、学習上の悩みを持つ学生は、欠席が多くなったり、授業中の態度が無気力・無関心になることが多い。このような状況に早めに気づき、対応することが、早期解決への方法であるとともに、学生が悩みを相談しやすい環境づくりも重要である。オフィスアワーを設定（教員研究室の扉に掲示）し、必要に応じてそれ以外の時間においても随時相談・指導を行っている。とりわけ、基礎学力不足と思われる学生には、頻繁に個人面談を行い、学習理解度の確認や学習方法等の指導を行っている。出欠状況については、連続欠席や欠席回数について、授業担当者から研究室担当教員に知らせる体制を整えている。例えば、欠席の多い学生や、連続欠席の学生については、迅速に研究室担当教員に連絡し、個別に指導してもらう流れになっている【備3】。

習熟度別クラスおよび基礎学力レベル別クラスを導入していることから、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮ができています。また、科目によっては、優秀学生にレベルの高い課題を用意して個別対応を行っている。検定においては、上級級取得をめざす学生に対して個別指導を行っている。検定前に、直前合格対策を実施する場合や、学生からの要望があれば、補習授業等を実施する検定もある。さらに、レベルの高い検定を受験するための動機づけとして、複数の検定合格者に対して学長表彰および学科長表彰を授与する制度もある【備18-28】。教員が所属している学会において「学生プレゼンテーション大会」等が開催される場合には学生に発表を促している。

学修成果の獲得状況については、学修成果診断カルテにおいて秘書科での2年間の学びの軌跡を保存していくとともに、卒業認定・学位授与の方針に合致した人物に近づいているかどうか、自分自身を顧みることによって課題を見出し、自己成長を促すための道具として活用している。学期末に配布する成績通知表をもとに、秘書科の専門科目

ごとに「学修成果に対する自己評価」を学生個々に行い、「学び得たこと・もっと学びたかったこと等」を反省し、次の目標を立て、前の目標に対する振り返りを行うことで、節目ごとに自分自身の学習状況をチェックできるようになっている。学生から提出された「学修成果診断カルテ」は、研究室担当教員が確認し、さらに学科会議において学習支援方策を点検している【提 13-1、提 13-2】。

最後に、両学科ともに「私費外国人留学生特別選抜」を実施して、留学生を受け入れている。また、海外の 11 校（河南財経学院、西北大学、西安外事学院、青島市立青島旅游学校、青島職業技術学院、クライストチャーチ工科大学、大田保健大学、ハワイ大学マウイカレッジ、バンクーバーアイランド大学、ジェンデラル・スディルマン大学、開南大学）と学術交流協定等を結んでおり、現在、このうちの 5 校（西安外事学院、クライストチャーチ工科大学、ハワイ大学マウイカレッジ、バンクーバーアイランド大学、開南大学）で海外研修を実施している【備 12】。なお、令和元年度に学術交流協定を締結した開南大学（台湾）に関しては、令和 3 年度開催予定の「海外研修実施に係る検討会」において、令和 4 年度からの実施に向けて検討する予定である。

海外研修は、ホームステイや各種施設の訪問を通して、現地の生活や文化について学び、異文化に対する理解を深め、国際的視野を持った感性豊かな人材を育成することを目的に実施している。参加者からは、英語力の向上に役立った、ホームステイや様々な体験研修によって異文化理解を深めることができた、研修後の成果発表の機会を通じて、プレゼンテーション能力の向上に役立った等の感想が寄せられている。今後も、海外研修に参加する意義を確認し、海外においても学生自らが積極的に行動することができるよう、入念な事前研修が必要である。なお、参加者は定められた単位を修得でき、国際交流に対する助成金を給付している【提 1】。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、学生課を学生の生活支援のための組織として整備している。主な窓口業務は、学生便覧の「窓口案内」に記載してある通りである。学生課には4名の職員が配属され、学科ごとに2名の教員が学生委員会の学生委員として活動している。学生委員会は原則として毎月1回開催され、学生の規律保持に関する事項、奨学金及び学資に関する事項、学生の課外活動に関する事項、学生の団体に関する事項、学生相談室ならびに学生学修支援室の管理運営に関する事項、学生及び卒業生の就職相談並びに職業紹介に関する事項、求人の開拓に関する事項、学生を対象とする検定試験及び課外講座に関する事項、その他学生の生活及び進路に関する重要な事項等を審議する。加えて、学生委員は、本学の「高松大学・高松短期大学学生準則」【提1】にのっとり、本学学生の守るべき必要な事項である挨拶、身だしなみ、環境美化、交通マナー、飲食マナー、禁煙指導等の指導について、各学科の中心的役割を担っている【規程135】。これを建学の精神に基づき、学生のマナー向上をめざすとともに、学内の学習環境を整えることにより、本学学生としての誇りを持ち、さらに学習意欲を高め、将来の就職活動に役立たせる目的で定められたのが「マナーアップ週間」である。毎月第2週もしくは第3週の月曜日から金曜日まで、その期間は全学的にすべての教職員が学生の挨拶、身だしなみ、環境美化、交通マナー、飲食マナー、禁煙指導等（学生心得において、短期大学生は20歳を過ぎても禁煙と位置付けている）の指導を行っている。さらに年2回、学生委員が当番制で朝の登学時間帯に構内で立哨指導を行っている。令和2年度は、1回目が新型コロナウイルス感染症の影響による在宅学習期間から登学開始となった直後であったため、立哨指導を学生会館の見回り指導に変更し、後期開始時には通常の立哨指導を実施した。また、マナーアップ週間の一環で大学周辺を含む清掃活動を行っているが、これも5月に予定していた秘書科は新型コロナウイルス感染症の影響による在宅学習期間中であったため中止としたが、6月に対面授業を開始して以降は、保育学科が10月に学科教員及び各研究室から選出された環境美化委員（学生）を中心に清掃活動に従事した。このように、本学では、学生課を中心として、学科教員と連携し、学生の生活支援を組織的に行っている【備71】。

学生による主体的な活動は、主にクラブ・サークルと大学祭がある。まず、本学では、クラブ・サークル活動について、「団体活動を通して、幅広い人間関係を発展させ、責任感や自主性、協調性を養い、社会生活を営むうえで望ましい人格形成がなされるという大切な面がある」【提1、規程138】と考えており、学生にこれらへの積極的な参加を勧めている。本学の体育・文化系クラブ・サークルは、令和2年度時点で、短大に3団体（女子バレーボール部、児童文化部、茶道部）ある。一方、併設の高松大学と

併せると 42 団体に及び、本学では大学・短大を問わず、どのクラブ・サークルにも所属可能である。令和 2 年度においては、保育学科 27 人、秘書科 11 人がクラブ・サークルに所属している。その拠点となるクラブハウスがあり、1 階は合宿施設、2 階はクラブの部室 6 室、音楽系クラブのために防音設計を施した音楽室、大学祭実行委員会室、ウッドデッキのテラス等を配置し、活発な課外活動を支援している【提 1】。また、クラブハウスの他に西館 4 階にはサークルが共同で使うことができる部屋を設け、活動拠点として利用している【提 1】。さらに、主に体育系クラブが遠征試合の移動等のために利用する課外活動専用バスもあり、顕著な成果をあげるための一助になっている。

次に、大学祭【提 1】については、本学は従来から正課の一環（教育的行事）として、原則、研究室単位により全員参加で、毎年、地域の近隣住民をはじめ、卒業生、高校生とその保護者等が多く訪れる。また、保育学科主催の「ほいくのくに」【提 3-1、提 3-2】と併設の高松大学発達科学部主催の「げんき村わんぱく通り」という親子遊びのイベントを楽しみにした多くの親子連れが訪れ、2 日間の開催期間中におおよそ 1,740 名の来場者があるほどの人気ぶりである。ただし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施を中止した。こうした活発なクラブ活動及び大学祭は、学生の主体的な参画があつてのことで、それを支援するために後援会も運営費の一部を補助している。その他にも、音楽・ダンス系サークルによる「ふれあいコンサート」が年 8 回程度、昼休みに本学中庭や本館 1 階ホールを利用して開催され、学生たちの発表や学生間の交流の場だけでなく、全学的に潤いと豊かさを感じる時間になっている。令和 2 年度については新型コロナウイルス感染症の影響で前期は中止したが、後期に 6 回実施した【備 18-4】。こうした学生主体の学術・文化・スポーツ等の活動において、顕著な成果をあげ、本学の名誉を高めた者に対して、選考のうえ、学長から賞状および副賞が授与される学長表彰制度を設けている【提 1】。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限され、表彰の基準を満たす事例はなかった。

本学の学生食堂、売店は学生会館に設置されている。1 階に食堂たーちゃんキッチン（座席数 180 席）、2 階に売店とらっくんホール（座席数 84 席）がある。令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、座席を半数にし、パーテーションの設置や配置を工夫した。開放的で採光性が高く、植物も豊かで、中庭に面した広々とした空間に、ベンチやイスが点在している。芝生のうえで活動することもでき、学生にとっての憩いの場となっている。また、学生会館には男女別のトイレと多機能トイレ、自動販売機 3 台、湯沸かしポット 3 台、電子レンジ 1 台、ゴミ箱等、学生のキャンパス・アメニティに配慮し、コミュニケーションを意識した居場所づくりを行っている。

本学は学生寮を有していない。そのため、宿舎が必要な場合のために備えて、入学試験合格者の二次手続書類に下宿紹介に関する案内文を同封している。また、学生課では、本学周辺の「下宿一覧表」を作成し、入学予定者で下宿を希望する者や在学生に配付もしている。

本学は最寄りに J R 高徳線の木太町駅、ことでん志度線の春日川駅もしくはことでん長尾線の木太東口駅、ことでんバス庵治線・浦生線（令和 2 年廃線）・大学病院線の

バス停春日川がある。加えて、通学のためのスクールバスをＪＲ高松駅から主要駅３か所（ことでん高松築港駅、ことでん瓦町駅、ＪＲ木太町駅）を經由して本学まで、午前２便（本学行）と午後２便（ＪＲ高松駅行）を無料で運行している。自転車、自動二輪車、自家用車での通学者に対しては、駐輪場とバイク置場、駐車場（高松大学と共用で３１５台分）を完備し、便宜を図っている【提１】。

学生への経済的支援のための制度として、まずは本学独自の奨学制度を設けている【提１】。本学独自の奨学制度として、①入学前の入学志願者を対象としたものと、②入学後２年次からを対象にしたものがある。①入学前の入学志願者を対象にした奨学生制度は、奨学生推薦入試（推薦基準は特別奨学生およびスポーツ奨学生）と奨学生一般入試があり、詳細は学生募集要項【提２－１～２－３、提２－５～２－７】に記載している通りである。いずれの奨学生入試も、他の入試区分と組み合わせて出願することができ、受験の機会を多く設け、授業料の免除につながるよう支援体制を整えている。②入学後２年次には、高い学習意欲を持ち、学業優秀と認められる学生に対し、授業料全部または一部を免除する一般奨学生の制度【提１】がある。令和３年度からは、免除を相当額の給付の制度に移行することが決定しており、令和２年度内にその募集・選考を実施する。加えて、突発的な諸事情により経済的困難が生じ修学が困難な者を対象とした、授業料免除（全額または半額）の制度がある。さらに「高松大学・高松大学大学院・高松短期大学入学金、授業料の免除等に関する規程」に基づき、経済的理由により授業料等の納入が困難な場合には分納・猶予を認めている【提１】。令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を憂慮し、猶予については申込期間を延長した。

一方、令和２年度から始まった国の新しい修学支援制度において給付奨学生として採用された学生には、「大学等における修学の支援に関する法律に基づく高松大学・高松短期大学の授業料等の免除等に関する規程」に基づき、授業料の減免を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による特別な生活支援として、日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」において、学内の学生食堂、コンビニエンスストアで利用できるミールクーポンを在学生全員に２,５００円分配付し、学生の修学継続を支援した【備１８－４】。

その他、日本学生支援機構貸与奨学金、各地方自治体等の外部の奨学金、国の教育ローンやそれ以外の金融機関と提携する教育ローンも用意して学生の修学を支援している。社会人学生への生活支援体制は、「社会人特別選抜」を利用し、授業料を５０％減免している。また、日本学生支援機構奨学金等の各種奨学金については、他の学生と同様に取り扱っている。令和２年度は、保育学科に２人（２年生２名）が在籍している。令和２年度奨学制度の利用者数は次の通りである。

種 別	学内・学外の別	給付・貸与、授業料免除の別	学生数
一般奨学生	学内	授業料免除	３
特別奨学生	学内	授業料免除	２１
スポーツ奨学生	学内	授業料免除	２

社会人の授業料の減免	学内	授業料免除	2
私費外国人留学生授業料減免制度	学内	授業料免除	0
学術振興基金からの留学助成	学内	給付	0
学長表彰	学内	給付	0
日本学生支援機構奨学金	学外	給付	40
日本学生支援機構奨学金	学外	貸与	68
日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費	学外	給付	0

学生の健康管理は、毎年度当初のオリエンテーション期間中に、全学生を対象に健康診断を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、4月と12月の2回に分けて実施した。また、医務室では常勤看護師による応急処置および健康相談が適宜行われている。専門的な医療相談に対しては、産業医による健康相談を月1回定期的に行っている。学生および教職員が法定伝染病や感染症等に感染した場合は、産業医と相談しながら、学生支援部（学生課及び教務課）を中心として、早急に対策を検討する体制をとっている。学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制は、高松大学・高松短期大学学生相談室規程【**規程 144**】に基づき、学生生活の充実に支援することを目的として学生相談室を開設しており、学科ごとに1名ずつ、併設の高松大学と合わせて5名の専任教員（うち2名は公認心理師）が室員を併任している。さらに、外部の臨床心理士によるカウンセリングの申込も随時受け付けており、学生相談室の一環として、学生生活の相談やフィジカルヘルス、メンタルヘルス、ハラスメントに関すること等への援助を行っている。申込みから相談までの流れは、学生便覧に掲載しており、対面だけではなく電話相談にも応じることができるよう工夫している。なお、ハラスメントへの対策として、本学では、ハラスメント相談窓口を設けるとともに、年度初めに「学生相談室からのお知らせ」、「新入生へのメッセージ 2020年度版」と題する資料を配布して学内全体で予防意識を高めている。こうした学生課を中心とした学生の健康管理に加えて、本学の場合、研究室制度を基盤としながら学生の生活支援を行っている。多様化する学生のなかでも、とりわけ学生指導が必要な学生には、原則として研究室担当教員が指導に当たり、必要に応じて保護者と連絡を取ったり、場合によっては学科長に相談したり、他の教職員と連携して、適切なケアを迅速に行うことで事態の早期解決に努めている【**提 1**】。

広く学生生活に関する学生の意見や要望の聴取を行うために、本学は投書BOX「VOICE」を学生会館2階と本館1階ホールの2か所に設置している。寄せられた学生の意見や要望にはきちんと回答し、それを掲示している【**提 1**】。また、学生による授業評価【**備 83**】や学生生活調査【**備 82**】、満足度アンケート【**備 90**】も学生の意見や要望を聴取できる機会になっている。結果は集計され、広く学生生活の充実に向上に役立てられるよう教職員で共有されている。さらに、より身近なところで言うと、研究室制度に基づく週1回の研究室活動のなかでも学生の意見や要望は聴取され、建学の精神にある通り、対話にみちみちた大学づくりに反映されている。

留学生への生活支援体制は、「私費外国人留学生特別選抜」を利用し、留学生の経済

面、学習面（チューター制度、T A制度）、生活面（医療・保健、住宅）等、多岐にわたってサポートする仕組みを用意している【提 1】。その内容は、生活支援として、医療費補助、国民健康保険料補助等の支援、県下の国際交流協会が下宿の保証人を請負う制度がある。また、経済的支援として、留学生の授業料は通常の 50%、その他の学納金は 50%を減免している。また、留学生を対象とした外部の各種奨学金の制度がある。なお、保育学科、秘書科ともに、令和 2 年度には留学生は在籍していない。

本学では、地域に開かれた大学として「生涯学習の支援」を掲げ、社会人選抜を実施している【提 2-2、提 2-6、備 53】。授業は一般学生と同じ時間（9:00～17:50）での履修になっている。併せて、職業に就いたり家事に従事したりしながら、あらかじめ自分自身で 3 年以上の在学年数を定め、各種の免許・資格を含めて、短期大学の卒業資格（短期大学士の学位）が取得できる長期履修学生制度を設け、社会人も利用することができる。また、保育学科は、教育訓練給付制度（専門実践教育訓練給付）の指定を受けており、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった者（離職者）が、本学保育学科に入学して課程を受講し、受講認定基準を満たした場合、受講中に本人が支払った教育訓練経費（入学金、授業料等）の 50%（年間上限 40 万円）がハローワークから支給される。保育学科で保育士資格を取得して卒業後（受講終了後）1 年以内に雇用保険の一般被保険者として雇用された者または既に雇用されている者に対しては、支払った教育訓練経費（入学金、授業料等）の 20%（合計 70%、上限 112 万円）がハローワークから追加支給される。

本学では、「高松大学・高松短期大学障害のある学生支援規程」【規程146】と「障害のある学生支援について（申し合せ）」【規程147】を整備し、「高松大学・高松短期大学学生学修支援室規程」【規程145】に基づき、学生学修支援室を設け、障害者支援専門の教員が室長を併任し、専任の支援員も配置している。学生学修支援室や障害学生支援については、学生便覧や本学ウェブサイトにも明記し、学生に周知している【提1】。また、年度初めのオリエンテーション時に「学生学修支援室について」を配布して、全ての学生に周知している。障害のある学生をはじめ、何らかの困難を感じ、配慮を必要とする学生は、学内のサポートを利用しやすくするために〈学生学修支援の流れ〉に従って、「申込み」「相談」「決定」し、「支援」を開始する。その後も「見直し」を含め、障害学生一人ひとりへのホスピタリティをより充実させる仕組みをチャート式にまとめ、学生便覧等で明示している。具体的には、障害のある学生から提出のあった「配慮申請書」に基づいて協議を行い、学生、部局、支援関係者の合意の下に「配慮合意内容書」を作成し、配慮依頼文書によって授業担当教員への配慮事項の周知を行っている。合理的配慮の内容に応じて「ノートパソコン」「iPad」「Apple Pencil」「ポケットWi-Fi」「ICレコーダー」「ロジャーペン」等の機材を学生に貸与することが可能であり、「iPad」には「UDトーク」等の修学に必要なアプリケーションソフトを導入している。また、併設する大学との連携の下、学生が教育補助業務を行うことができるように「スチューデント・アシスタント制度」を導入し、「スチューデント・アシスタント用マニュアル」等を整備したうえで、学内支援者作業用のノートパソコンも準備している。学内支援者は、主にアクセシビリティリーダー 2 級以上の資格を有する学生のことで、令和 2 年度時点で 6 名在籍している。

施設設備面は、本館、1号館、2号館、附属図書館にエレベーターが1基ずつあり、キャンパス内の多機能トイレは7か所ある。また、各館の入り口にはスロープ等の設備を整え、車いす対応も十分できている。さらに、1号館と学生会館と本館の3つの建物は、2階の回廊で結ばれ、車いすでも容易に移動できるように整備している。

次に、本学は、多様な学生を受け入れるために、高松短期大学学則第52条の2（長期履修学生）を定め、希望する学生に計画的な長期履修を認めている【提1】。さらに、「高松短期大学長期履修学生規程」【規程184】は、長期履修生についての具体的な事柄を規定し、学納金等への経済的配慮についても明記されている。令和2年度は、保育学科、秘書科ともに長期履修生は在籍しないが、保育学科では3年もしくは4年の履修を希望した場合の履修モデル【備70】を作成し、受験生や保護者から問い合わせ等あった場合は、入学センターと連携し、学科長及び教務委員が中心に丁寧に対応・説明している。秘書科では、入学希望者の目的に対応した3年または4年の履修を作成することになっている。

最後に、本学では、開学以来50年間にわたって、地域社会に貢献する人材の育成に力を注いできた。そのため、学生の社会的活動を強く推奨している。社会的活動を通して、地域への理解を深め、地域社会に貢献するとともに、学生の自主性や自立性を高める。建学の精神にある通り、理論と実践の接点を開拓するために、学生の社会的活動は欠かせないものと、本学では認識し、その指導の下、学生も様々な機会をとらえて活動し、地域の活性化や短大のPRに貢献している。保育学科では、幼稚園・保育所・福祉施設への保育参加（保育ボランティア）、人形劇の公演、各種イベントのスタッフ参加等を通じて、保育者としての自覚を高め、資質・能力向上を図っている【備1-15】。なぜなら、現場理解を深めることはもちろんのこと、保育職への就職のきっかけづくりとその確実性を高めることにつながるという利点があるためである。また、保育者の役割として子育て支援や地域との連携が位置付けられており、ボランティア活動等を通して地域・社会に貢献する経験は、保育者としての資質向上にもつながるものと捉えている。そのため、進路支援のなかでも実習指導のなかでも推奨し、学生もその利点を理解したうえで、積極的に参加するようになっている。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響ゆえに、保育参加（保育ボランティア）の機会は激減した。学科としても保育参加（保育ボランティア）等を推奨しにくい状況にあり、さぬきこどもの国での親子遊びイベント「はぐくみ×カレッジ」や児童文化部による人形劇公演も中止になった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響下ゆえにできる社会的活動もあり、基準Iでも述べたように、香川県医師会への医療用ガウンの寄贈は秘書科とともに1,000着にも及んだ【備18-27】。また、保育学科では、学生服未来応援ファンド one support にも参加した【備18-27】。秘書科では、地域文化を学ぶいくつかの授業をカリキュラムのなかに組み込んでいる。例えば、地元四国のお遍路について学ぶ「地域文化論」「地域文化研究Ⅱ（令和2年度卒業生まで）」、香川県の観光地屋島山上のツアーガイド体験をする「ボランティア」や、地元香川の県産品について理解を深め、香川県らしい食や工芸、生産者、飲食店等の魅力を伝えることを目的としたイベントの「さぬきマルシェ in サンポート」で商品販売する「ビジネス実務」の授業がある【提11-1】。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、

一部内容を変更して実施した。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、学生支援部にキャリア支援課を設置し、就職支援の中心的役割を担う組織として整備している。主な窓口業務は、学生便覧の「窓口案内」に記載してある通りである。キャリア支援課には3名の事務職員が配属され、学科ごとに1名の教員が学生委員会の下部組織にあたるキャリア形成支援専門部会のメンバーとして活動している。就職相談、職業紹介、求人開拓に関する事項は、高松大学・高松短期大学学生委員会規程に基づき学生委員会で審議され、その下部組織となるキャリア形成支援専門部会は、就職活動の連絡調整等を審議、学生の就職支援を行っている【**規程 135、規程 136**】。その他にも、キャリア支援課にはキャリアカウンセラーを4名配置し、随時、学生の個別カウンセリングに加えて、履歴書添削や面接指導等の支援をしている。その他、キャリア支援課が中心となり、1年次前期に就活スタートアップ講座を実施、1年次後期から就職活動オリエンテーション、学内外の講師によるセミナー、面接対策講座（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりWeb面接対策含む）、就職模擬試験、筆記試験対策講座、企業研究セミナー（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講義形式の全体会を実施）等の就職ガイダンスも行っている。

具体的な活動内容として、令和2年度に行った就職ガイダンスプログラムは次の通りである。

開催日	スタイル	保育	秘書	タイトル
令和2年 7月10日（金）	対面講義		○	2022 就活スタートアップ講座
9月16日（水）	対面講義		○	就職活動オリエンテーション ／就職活動前の心構えについて
9月16日（水）	対面講義	○	○	公務員採用試験について
10月1日（木）	対面講義		○	マイナビ登録 &自己分析で自分新発見講座
10月8日（木）	対面講義		○	就職模擬試験
10月15日（木）	対面講義		○	自己分析～履歴書
10月22日（木）	対面講義		○	キャリアタス適職診断テスト

10月29日(木)	対面講義		○	筆記試験対策講座
11月5日(木)	対面講義		○	リクナビ登録 &「言語・非言語WEBテスト」体験講座
11月12日(木)	グループ ワーク		○	グループワーク体験講座
11月19日(木)				
12月4日(金)	対面講義	○	○	職業指導懇談会 ～「しごと」について考える
12月10日(木)	対面講義		○	履歴書・エントリーシートの書き方
令和3年 2月11日(木)	対面講義		○	卒業生懇談会
2月12日(金)	対面講義		○	秘書科春期セミナー ～面接の基礎的マナー講座
2月12日(金)	対面講義		○	集団面接体験講座
2月16日(火)	対面講義	○	○	企業研究セミナー
2月18日(木)	オンライン	○	○	プレ面接会

本館1階にあるキャリア支援課窓口の向かい側に就職資料室があり、受付求人票を常時掲示し、企業パンフレットや就職関連図書等、就職活動のための資料も備え、学生の就職支援を行っている。卒業生が残した「就職活動報告書」ファイルは、学生の就職活動において貴重な情報源となっている【備 32】。就職資料室に配架し、在学生がいつでも閲覧できるようにしている。また、履歴書用紙の無料配布、大学宛求人についての応募書類の取りまとめと送付等、学生の就職活動を資金面からも援助している。キャリアカウンセラー及びキャリア支援課窓口での年間相談件数は、令和2年度は延べ1,000件程度である【備 19】。求人情報については、就職資料室内での求人票の閲覧の他、学内外からインターネットを介して「就職求人情報システム」を利用し、最新の求人票を閲覧することができる【備 1-10】。さらに、求人やインターンシップ、説明会案内等、必要な情報を随時、学生にメールで知らせている。

また、本学では、数多くの検定試験を実施する他、検定合格に役立つ課外講座も随時開講している。簿記検定、秘書技能検定、パソコン関連等の数多くの検定試験を実施するとともに、検定合格に役立つ課外講座も随時開講している【提 1、提 3-1】。また、保育学科では、公立の保育所や幼稚園への就職をめざす学生を対象に、公務員受験対策講座も開講している。その他、簿記検定、リテールマーケティング(販売士)検定の講座も開講している。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による検定試験の一部中止や、公務員受験対策講座を対面ではなくオンライン講義に変更する等している。検定試験や課外講座等の申込受付、合格発表等の事務作業はキャリア支援課が担当し、就職試験対策として、履歴書・エントリーシートの書き方、筆記試験対策、面接対策等の幅広い就職指導も行っている【備 79】。また、年間の就職ガイダンススケジュールや自己分析、業界研究、就職試験の心構え等を分かりやすく記載した「Career Note」を学生に配布し、就職ガイダンスや就職活動オリエンテーションを必ず受講するよう研究室担当教員から促している【備 20】。学科ごとの支援は次の通りで

ある。

保育学科

平成 25 年度より、公務員受験志望者のための講座を授業化し、就職試験対策等の支援を丁寧に行っている。まず、「幼保専門教養発展講義」【提 11-1】では、主に筆記試験対策を行い、保育・幼児教育の基礎理論を再確認し、相互に関連付けることで、知識として定着させることを目的としている。このため、定期的な小テストや模擬テストで定着状況を確認したり、関連内容を自分で調べることで理解力の向上を図っている。また、自主的な取組みの習慣化を図るとともに、取組み意欲の向上に向けて働きかけを行っている。もう一つの「幼保専門教養発展演習」【提 11-1】では、主に面接試験対策を行い、これまで授業や実習等で学んできた知識、保育に関する自分の考え方を、他の人に言葉で的確にわかりやすく伝えるための思考力や社会的スキルを身に付けることを目的としている。また、伝える内容についてまとめる過程を通して、自身の保育者としての資質能力を確認する機会ともなっている。このような授業化した公務員試験対策の甲斐もあって、毎年公務員試験の合格者を輩出することができ、保育学科全体の就職率はここ 20 年連続 100%を達成し続けているとともに、令和 2 年度は公立幼稚園・保育所への現役合格者 2 名（高松市 2 名）を輩出できた【提 3-2、備 1-11】。

なお、面接試験対策は公務員志望の学生以外にも実施しており、就職試験が本格化する前の 7 月上旬に 2 年生を対象に全教員による模擬面接を実施している。またこれと併せ、面接における振る舞い等のマナーについても授業のなかで取り上げ、基本的な所作の指導を実施している【備 72】。

その他にも、ほとんどの学生が保育職に就くことから、例年は 1, 2 年生対象に卒業生及び高松市保育教育士との懇談会を年 3 回実施している。就職に向けて学生時代に取り組むべきことや、保育者としての仕事の実際について具体的な話を伺っている。これにより、保育者としての実像がよりはっきりとイメージされ、漠然と感じていた仕事への不安解消や、保育職に就くことへのモチベーションの向上につながっている。なお、令和 2 年度は 6 月に予定されていた卒業生懇談会を中止し、12 月に 1 年生対象で高松市保育教育士との懇談会を 1 回開催したものである。

こうした保育学科での進路支援の内容と実施時期は、これまでの就職状況と学生の傾向（現状）にのっとって検討し、いつ何をすればいいのか、どういう目的・ねらい・効果があるのか等を吟味し計画されている【備 18-27】。まず、1 年次の入学当初の保育職基礎演習 I の授業にて、これからの 2 年間の就職に向けた取り組みを説明し、いつ、どのようなことを授業のなかで実施するか、また学生が独自に行っていくかを示している【提 11-1】。そして、計画に従って順次進めていくとともに、1 年次の 5 月、12-1 月、2 年次の 4 月に研究室担当教員が個別面談を実施し、進路志望についても確認をしている。学生によっては具体的な方向が見出せない、途中で進路変更をする等、不安定な状況も見られるが、面談を頻繁に行う等の教員からのアプローチにより、学生にとっての最善の進路選択ができるよう支援を繰り返してきている。そのためにも、就職支援に向けた取り組みについては定期的に学科全体でその内容を検討し、点検・改善に努めつつ実施している。また、教授会や学科会議等で、当該年度の就職状況を一

覧にし、保育所・幼稚園・認定こども園といった施設による就職先の変移を把握し、その結果を就職支援の具体に活用している。ほとんどの学生が保育職をめざすなか、ときに保育職以外の就職・進路を志望する学生もいる。そうした学生に対しても研究室担当教員が個別指導を繰り返しながら、本人の意向確認や悩み相談、家族との連絡も行い、学生にとって最善の選択を導き出すよう配慮している。これは、研究室担当教員のみならず、学科としての全員指導体制の下、複数の教員のサポートも行われている。

秘書科

秘書科では、高度な実務能力と即戦力を養うため、各種資格取得や検定合格に対応した科目群を設置しており、学生の意欲に応じてスキルアップが図れるよう配慮している。各コースで取得をめざす検定のうち、主要なものをひとつずつピックアップして、「スタートダッシュ検定」と位置づけ、1年次前期から集中的な指導を行い、1年次の間に検定合格を実現させるようにしている。例えば、ビジネス秘書コースでは「日商簿記検定3級」、医療事務コースでは「メディカルクラーク（医科）」、サービス実務コース（令和元年度入学生まで）では「リテールマーケティング検定3級」をスタートダッシュ検定に位置付けている。なお、令和2年度から開設したグローバルビジネスコースでは、スタートダッシュ検定に代わるものとして、台湾への研修を実施するグローバル研修の科目を1年生後期に設置している。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できていない。このように、学生が、就職活動が始まる1年次の終わりまでに実務的な専門知識や技能を身につけ、自信を持って就職戦線に乗り出せるようにしている。ちなみに、令和2年度入学生の検定結果の一例をあげると、令和3年4月時点で、ビジネス秘書コース学生の日商簿記検定3級取得率が80%、医療事務コース学生のメディカルクラーク（医科）取得率は100%、ドクターズクラーク取得率は63%となっており、複数の科目において検定対策や指導を行うことで効果が表れている。その他にも、秘書科では、全国大学実務教育協会認定の上級秘書士、秘書士（メディカル秘書）、上級ビジネス実務士、上級情報処理士、情報処理士、プレゼンテーション実務士、実践キャリア実務士等11種類の資格が取得できるようになっている。短大の秘書科で、これほど多くの資格を取得可能であるのは本学の特色であり、令和2年度卒業生は、最大で5つの資格を取得している。検定試験の結果については、検定試験と関連している科目の授業担当者が、経年的傾向を検証し、授業改善や個別指導の材料としている。例えば、合格率が高い場合は、さらに上位の検定をめざすよう指導し、低い場合は、基本に忠実に、丁寧に指導するよう授業の工夫をしている。なお、令和2年度の卒業生は、在学中に最大で12の検定を取得している。また検定試験については、各コースでスタートダッシュ検定と位置付けられた検定以外に、秘書検定、ビジネス文書検定、日商PC検定（文書作成）、日商PC検定（データ活用）、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）、漢字検定、実用英語技能検定、TOEIC等の受験を推奨している。これらの検定については、授業と関連付けて指導・支援している。例えば、令和2年度入学生は、秘書検定とビジネス文書検定は「秘書実務Ⅰ・Ⅱ」「文書実務」で、日商PC検定は「ビジネスコンピューティング演習Ⅰ・Ⅱ」で、MOSは「IT活用演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」で、TOEICは「ビジネスイングリッ

シュⅠ・Ⅱ」で対策や指導を実施し、合格を支援している【提 11-1】。また、入学前および入学後において、学科が認めた検定に合格した場合は、本学が定める授業科目の単位を修得したものと認定する単位認定制度も設けている。また、平成 25 年度から、キャリアデザインを踏まえた授業を実施し、就職支援や資格取得支援を強化している。その他、就職試験対策として、漢字、数学、SPI を対象とした模擬テスト形式の学習を授業に取り入れている（「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」）。さらに、「ビジネス実習」「医療事務実習Ⅰ・Ⅱ」「サービス実習（令和元年度入学生まで）」「グローバルビジネス実習（令和 2 年度入学生から）」の授業は、実際のインターンシップ体験を取り入れ、社会人とのコミュニケーション能力を高めることを目的としており、実践のためのカリキュラムが用意されている【提 11-1】。

秘書科では、前年度卒業生の就職希望率および就職率、関連する資格取得率は、学科全体で経年的傾向を検証したうえで、次年度の就職活動の指導に役立てている。

最後に、本学では、進学に対する支援を行っている。進学志望者に対する入学・編入学試験の受験準備については、キャリア支援課が進学に関する資料（大学案内・募集要項）を就職資料室に配架するとともに、研究室担当教員も個別指導を行っている。保育学科では平成 30 年度に併設する高松大学への 3 年次編入があった。それ以降、進学志望者はいない。例年、就職希望者が多く、進学、留学に関する相談・実績は少ないものの、毎年在学中に進路を検討するなかでは進学を視野に置く学生もあり、経済的事情や保育環境・ニーズの変化に合わせて、学生が一層輝ける進路支援に努める必要を感じている。

留学希望者に対する指導・相談は、研究室担当教員と英語担当教員が中心に行っている。なお、留学に対する支援については、文部科学省の留学推進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」を学内に紹介している。具体的には、学生が集まる本館 2 階ホールにポスターやパンフレットを設置したり、本学ウェブサイト当該キャンペーンを掲載しリンクを貼る等、学生が留学にアクセスしやすい環境を提供している。令和 2 年度は、留学希望者はいなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本学の学生支援は、研究室制度に基づき、教職員が一丸となって組織的に取り組んでいるため、非常に手厚いものになっている。また、現在学科ごとに 1 名ずつ、併設の高松大学と合わせて 5 名の専任教員が学生相談室の室員を併任している。また、令和元年度には学生学修支援室も設置され、専任教員 5 名が室員を併任している。さらに、外部の臨床心理士にも定期的に対応してもらい、学生支援体制を整えている。ただし、近年、特別な支援を必要とする学生の増加に伴い、多様な学生に関する基礎的な理解と個々のニーズに応じた合理的配慮の在り方について理解を深めることが必要になっている。そのため、今後も FD・SD 研修会の開催や SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）等への参加を通じて、全学的な学生支援のための職能向上に努める。

次に、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、学生も教職員もさ

さまざまな努力や工夫を求められる一年であった。特に、遠隔授業の実施は、まずそれが実施できる環境かどうかを確認する必要があった。スマートフォンはほぼ全員が所有しているものの、パソコンやプリンター、ピアノに関しては全員が所有しているわけではなく、インターネット環境においても無線LAN経由でインターネットが利用できるWi-Fi環境がどの家庭でも整っているわけではなかった。そのため、在宅学習期間に入る令和2年4月8日までのオリエンテーション期間4日間（令和2年4月2日～7日）で在宅学習期間の課題を紙面で準備したり、課題の説明会を開催したり、遠隔授業を実施するためのGoogle ClassroomとGmailの使い方を指導する等、初めての事態に多くの時間を割いて、在宅学習期間を迎える準備をした。そのなかで課題となったのが、教職員の情報利活用能力である。情報処理教育センターによるGoogle Classroom講習会のおかげで、ひと通り利用できるようになったものの、授業形式（実技系科目）や学生の学習・通信環境によっては、さまざまな制約や問題が生じてしまったことは今後の課題になっている。このことは、全学的な課題でもあり、「高松大学・高松短期大学ビジョン2030」及び「高松大学・高松短期大学ビジョン2030アクションプラン」にも明記され、令和3年度から学内のICT化を本格的に進め、学生と教職員の情報利活用能力の向上にも取り組むことになっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

令和2年5月19日に、本学は新型コロナウイルス感染症への対応として、学生の情報機器等の学習環境や通信環境の向上を支援することを目的に「学習環境整備支援金」として在学生全員に一律5万円を支給することを通知した。在学生923名に対し、学術振興金40,000千円や寄付金6,150千円等を財源としたもので、在宅学習における学生の経済的負担を軽減し、遠隔授業による教育格差の解消や教育の質保証に努めた。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の三つの方針は、学生便覧に明記し、学生、教職員、非常勤講師に配布している。その共有は、各種オリエンテーションや非常勤講師との教育懇談会等において口頭説明により図っている。また、詳細なシラバス作成要領とシラバスチェックリストを準備し、三つの方針とともに配布している。そして、シラバス作成の際には、①教育課程編成・実施の方針に沿った授業内容とすること、②卒業認定・学位授与の方針との関連からみた授業科目の紹介とすること、③学生が教育課程編成・実施の方針や卒業認定・学位授与の方針における授業の位置づけを認識したうえで、卒業時や卒業後の将来ビジョンをもって意欲的に学ぶことができるように配慮すること等を説明し、学位授与の方針及び学修成果と授業科目との関連をシラバスに明記できるようにしている。その他にも、学内グループウェアdesknet's NEOにて文書共有も行い、多岐にわたって三つの方針の浸透を図っている。

特に、毎年度の授業依頼の際にシラバス作成要領等に加えて、本学授業の実施その他で困ったことがあれば、教務課へ気軽に声を掛けていただくように、非常勤講師との意思疎通を心掛け、本学の教育課程や学生支援への理解を得られるように努めている。

学生支援について、学生の各種活動における学長表彰等の多面的な評価方法を検討した結果、秘書科において、「学科長が特別にその成果を認めた学生」を基準に追加することになった。代表者会議の運営方法については、「高松短期大学代表者会議規程」にのっとり、教職員と学生との意思疎通を図るとともに本学の発展に寄与することを目的とし、年に最低2回開催している。学生の互選により議長、副議長を選出し、学生主体の議論を行えるようにした。地域の清掃活動は、年に1回、マナーアップ週間の一環で大学周辺を含む清掃活動に、学科ごとに全員で取り組んでいる。また、地区の一斉清掃へのボランティアを募り、教職員とともに参加している。障がい者用の設備の充実については、令和元年度から学生学修支援室を設置し、困難さを抱える学生の相談や配慮申請手続き、学修支援、就職支援等を行っている。簡易な折り畳みベッドを設置し、休養することもできる。また、音声文字化システムを導入しタブレットを貸し出す等の配慮を行っている。そして、令和2年度には、1号館に新たなエレベーターを設置した。

前回受審の平成26年度以降、各学科は学生の基礎学力の向上やマナー教育に注力し、即戦力として地域に貢献できる人材育成を行ってきた。その成果としての県内就職率は7年間を通して高く、各学科が長年築いてきた就職先との信頼関係をさらに強く深めるものとなっている。

本学の入学者受入れの方針は、高校内ガイダンスやオープンキャンパス等に参加した高校生に対して説明している。各学科の特色と卒業後の進路（就職先）についても丁寧に説明し、高校生の進学志望を本学受験に結び付くよう工夫している。そして、受験者の多様な資質を多面的・総合的に判定するため、様々な入試区分に応じた選考方法により「学力の3要素」を確実・丁寧に評価する選抜方法に改善し、実施した。合格後は、各学科において、入学手続き者に対して入学前講座を実施し、入学前からできる動機付けと入学準備を行ってもらっている。入学後の各種オリエンテーションは、学習や学生生活の充実を図るためのより具体的な内容や目標を説明し、学修成果や卒業認定・学位授与の方針を意識した取り組みを推奨している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

卒業認定・学位授与の方針に示す生きる力の育成と Society5.0 時代を生きる力とが十分に反映されるように、学科の自己点検・評価と全学的な内部質保証システムを連動させて、教育課程の充実を図る。

また、Society5.0 時代の大学づくりとしての教育機関におけるDX化も推進し、教職員の情報利活用能力を高め、授業支援や教育支援業務の効率化を図り、学生支援に

おける教職員の連携体制を充実させる。

最後に、18歳人口の減少に伴い、本学も入学定員充足率は8割前後と前回の評価時よりは改善している。しかし、今後も香川県の高校生数の推移は減少傾向にあり、入学定員確保はますます難しくなる様相である。反面、香川県の有効求人倍率は全国でも高く、特に本学に対する多くの求人があり、保育所、幼稚園、認定こども園、一般企業等からの本学に寄せる期待は高いと考える。また、開学以来50年間にわたって、地域社会に貢献する人材の育成に力を注ぎ、約7割の卒業生が県内に在住し地域で活躍している現状がある。そして、何よりも、卒業生の子弟が本学に入学する現状を考えると、本学の存在意義は大きい。このことを受け、定員確保に向けては、社会のニーズや受験生のニーズを十分に理解することが重要と考える。教員自らが、現場と接点を持ち、現場と連携した活動を行ない、その経験をもとに、受験生から選ばれる大学として、魅力あるカリキュラムやコースを設置する。また、在学生からの声を大切にして、学生が満足するキャンパスライフが送れるように環境整備を行う。さらに、生涯教育やグローバルの立場から、いつでも、どこでも、だれでも本学にアクセスできるオープンな環境を含め、多チャンネルでの入学広報活動を行う。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

なし

備付資料

(提1) 2020学生便覧 p. 74, p. 137-138

(1-3) ウェブサイト「研究紀要第70号（平成30年度）」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-70>)

(1-4) ウェブサイト「研究紀要第71号（平成30年度）」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-71>)

(1-5) ウェブサイト「研究紀要第72号（令和元年度）」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-72>)

(1-6) ウェブサイト「研究紀要第73号（令和元年度）」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-73>)

(1-7) ウェブサイト「研究紀要第74号（令和2年度）」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-74>)

(1-8) ウェブサイト「研究紀要第75号（令和2年度）」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/study/library/publication/kiyo-journal/#article-75>)

(5) 外部研究資金の獲得状況一覧

(18-3) 議事録－常任理事会決議録（令和2年6月17日（第2回）、令和2年7月31日（第3回）、令和2年12月18日（第7回））

(18-4) 議事録－教授会議事録（令和2年9月17日（第5回）、令和3年3月24日（第17回））

(18-5) 議事録－運営会議議事録（令和2年10月6日（第4回））

(18-7) 議事録－ビジョン検討委員会議事録

(18-8) 議事録－中期目標・中期計画委員会議事録

(18-9) 議事録－自己点検・評価委員会議事録

(18-11) 議事録－国際交流委員会議事録

(18-12) 議事録－ハラスメント防止委員会議事録

(18-13) 議事録－FD活動推進委員会議事録

(18-14) 議事録－SD活動推進委員会議事録（令和2年7月20日（第1回）令和3年3月9日（第4回））

(18-15) 議事録－IR委員会議事録

(18-17) 議事録－学生委員会議事録（令和2年5月14日（第4回）、令和2年12月8日（第18回））

(18-18) 議事録－人権教育委員会議事録

(18-23) 議事録－地域経済情報研究所運営委員会議事録（令和2年10月2日（第1

回))

- (18-24) 議事録－子ども研究所運営委員会議事録（令和2年8月19日（第1回））
- (18-25) 議事録－衛生委員会議事録（令和2年5月22日（第2回）、令和2年9月28日（第6回）、令和2年10月22日（第7回）、令和2年11月20日（第8回）、令和3年2月26日（第11回）、令和3年3月12日（第12回））
- (21) キャンパス配置図
- (22) 休暇簿
- (23) 教育研究業績書 [様式19]
- (24) 教員教育研究経費配分書
- (26) 勤務時間確認簿
- (27) 勤務時間等状況表
- (31) 事務職員名表
- (34) 出勤簿
- (35) 諸手続きのしおり
- (43) 専任教員の研究活動状況表
- (54) 日本学術振興会e-ラーニング（eI CoRE）倫理教育修了書
- (57) 非常勤教員一覧表 [様式20]
- (62-1) 平成30年度第1回FD研修会（実施結果）
- (62-2) 平成30年度第2回FD研修会（実施結果）
- (62-3) 令和元年度第1回FD研修会（実施結果）
- (62-4) 令和元年度第2回FD研修会（実施結果）
- (62-5) 令和2年度第1回FD研修会（実施結果）
- (63-1) 平成30年度第1回SD研修会（実施結果）
- (63-2) 令和元年度第1回SD研修会（実施結果）
- (63-3) 令和元年度第2回SD研修会（実施結果）
- (63-4) 令和2年度第1回SD研修会（実施結果）
- (63-5) 令和2年度第2回SD研修会（実施結果）
- (65-1) 平成30年度研究者総覧
- (65-2) 令和元年度研究者総覧
- (65-3) 令和2年度研究者総覧
- (66-1) 平成30年度財産目録及び計算書類
- (66-2) 令和元年度財産目録及び計算書類
- (66-3) 令和2年度財産目録及び計算書類
- (67-1) 平成30年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (67-3) 令和元年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (67-4) 令和2年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (78) 履歴書 [様式18]
- (90) 令和2年度満足度アンケート結果

備付資料－規程集

- （規程2）学校法人四国高松学園就業規則

- (規程5) 学校法人四国高松学園行動規範
- (規程12) 高松大学・高松短期大学将来計画検討委員会規程
- (規程15) 高松大学・高松短期大学文書処理規程
- (規程16) 高松大学・高松短期大学文書決裁規則
- (規程18) 学校法人四国高松学園職員定年規程
- (規程19) 学校法人四国高松学園育児休業規程
- (規程20) 学校法人四国高松学園介護休業規程
- (規程31) 高松短期大学教育職員任用基準
- (規程33) 高松短期大学教員昇任内規
- (規程40) 高松大学・高松短期大学非常勤講師に関する規程
- (規程49) 学校法人四国高松学園旅費規程
- (規程53) 学校法人四国高松学園教職員退職手当規程
- (規程61) 学校法人四国高松学園教員外国研修規程
- (規程62) 学校法人四国高松学園教職員研修規程
- (規程66) 学校法人四国高松学園共同研究規程
- (規程68) 学校法人四国高松学園不正行為調査委員会規程
- (規程82) 学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程
- (規程84) 高松大学・高松短期大学ビジョン検討委員会設置要項
- (規程85) 中期目標・中期計画委員会設置要項
- (規程89) 高松大学・高松短期大学自己点検・評価実施規程
- (規程90) 高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程
- (規程91) 高松大学・高松短期大学FD活動推進委員会規程
- (規程92) 高松大学・高松短期大学SD活動推進委員会規程
- (規程93) 高松大学・高松短期大学IR委員会規程
- (規程94) 高松大学・高松短期大学国際交流委員会規程
- (規程111) 高松大学・高松短期大学人権教育委員会規程
- (規程128) 高松大学・高松短期大学教務委員会規程
- (規程135) 高松大学・高松短期大学学生委員会規程
- (規程154) 高松大学・高松短期大学公的研究費の管理・監査に関する取扱規程
- (規程156) 高松大学・高松短期大学研究活動不正行為防止規程
- (規程157) 高松大学・高松短期大学人を対象とする研究に関する研究倫理審査委員会規程
- (規程158) 高松大学・高松短期大学における利益相反管理規程
- (規程159) 高松大学・高松短期大学科学研究費補助金事務取扱要項
- (規程172) 高松大学・高松短期大学学生不祥事再発防止委員会規程
- (規程174) 高松短期大学学則
- (規程176) 高松短期大学教授会規程
- (規程178) 高松短期大学人事委員会規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

令和3年5月1日現在の本学の教員組織は、学校教育法第92条第1項に基づき、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教が置かれ、保育学科と秘書科にはそれぞれ学科長が置かれている【**提1、規程174**】。また、短期大学設置基準（第20条第2項、第21条の2、第22条）に基づき各学科の専任教員を次の通り編制し、充足できている。

学科別専任教員配置状況（令和3年5月1日現在）							
学 科	専 任 教 員 数					短期大学設置基準	
	教授	准教授	講 師	助 教	計	必要 教員数	必要 教授数
保育学科	5	2	4	1	12	8	3
秘書科	3	2	4	0	9	7	3
計	8	4	8	1	21		

その職位は、短期大学設置基準（第23条、第24条、第25条、第25条の2）に基づき「高松短期大学教育職員任用基準」を定め、教育・研究の実績等により決定している【**規程31**】。専任教員個々人の教育研究活動については、学校教育法第113条、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、各教員の研究テーマや活動・発表先等を本学ウェブサイトにて教員別に研究者一覧として掲載している【**基礎資料：教育情報の公表（p.12）**】。また、各教員の詳しい教育研究業績は「研究者総覧」を毎年度発行し、会議室に配架することにより閲覧できるようにしている【**備78 [様式18]、備23 [様式19]、備43、備65-1、備65-2、備65-3**】。

保育学科は、保育士資格が取得できる指定保育士養成施設であるとともに、幼稚園教諭二種免許状が取得できる教職課程を有するため、「指定保育士養成施設指定基準」及び「教職課程認定基準」の規定に従い専任教員を配置している。

秘書科は、一般財団法人全国実務教育協会の認定資格（「上級秘書士」など 11 種類）及び日本医師会の認定資格「医療秘書」を取得するために必要な教育課程の認定を受けており、それぞれの専門科目を担当する専任教員が配置されている。

このように、本学では学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、専門性に秀でた教育研究業績を有する専任教員及び専門性に秀でた非常勤教員を配置している【備 57[様式 20]】。

非常勤教員の採用は、短期大学設置基準の規定に従い、本学の高松大学・高松短期大学非常勤講師に関する規程第 4 条（委嘱基準）に基づき、原則として本学の教授、准教授、講師及び助教のいずれかの任用基準に該当する資格を有する者と規定しており、当該要件に該当する者に非常勤講師を委嘱している【規程 40】。

なお、補助教員等については、教育課程編成上、必要としていないため、配置していない。

次に、教員の採用、昇任に関しては、学校法人四国高松学園就業規則、高松短期大学教育職員任用基準、及び高松短期大学教員昇任内規に基づいて行っている。採用にあたっては、履歴書、教育研究業績書を基に理事面接を行い、常任理事会、人事委員会及び人事教授会に諮り決定している。昇任は、学科長の推薦により、経験年数、業績等（研究業績、教育実績、大学運営、学外の活動実績等）を考慮し、常任理事会、人事委員会及び人事教授会に諮り決定している【備 18－3、規程 2、規程 31、規程 33】。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、専門科目に関連した教育研究活動（論文発表、学会活動、その他）を行っている。その成果は、本学研究紀要、学会誌及び学会等で発表することにより評価を得ており、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている【備 1－3、備 1－4、

備1-5、備1-6、備1-7、備1-8】。

科学研究費等の外部資金の獲得に向けては、科学研究費補助金をはじめ各種団体から募集のある研究助成等の募集について周知を図るとともに、科学研究費補助金申請者に対する研究費の加算配分制度を設けたり、学長が教授会等において積極的申請を促したりする等、申請・獲得に向けて取り組んでいる【**備18-4**】。しかしながら、科学研究費補助金における人文社会系の分野で採択が厳しい傾向にあることもあり、直近3年間での科学研究費補助金の獲得はできていない状況にある【**備5**】。

専任教員の研究活動に関する規程については、教員教育研究経費配分書、学校法人四国高松学園共同研究規程、高松大学・高松短期大学公的研究費の管理・監査に関する取扱規程、高松大学・高松短期大学研究活動不正行為防止規程、高松大学・高松短期大学における利益相反管理規程、高松大学・高松短期大学人を対象とする研究に関する研究倫理審査委員会規程、高松大学・高松短期大学科学研究費補助金事務取扱要領等を定めている【**備24、規程66、規程154、規程156、規程157、規程158、規程159**】。

専任教員の研究倫理の遵守を確保するため、日本学術振興会の提供するe-ラーニング（e1 CoRE）の倫理教育の定期的な受講を全教員に義務付けている【**備54**】。

専任教員の研究成果を発表する機会を確保するため、研究紀要の発刊、地域経済情報研究所と子ども研究所の研究会の開催等を行っている【**備18-23、備18-24**】。

本学では、短期大学設置基準第28条第3項に基づき、専任教員にはそれぞれ研究室が与えられ、本学の特徴である研究室制度をより効果的なものとするため、教員研究室の近隣に学生が活動するための学生研究室を配置している【**提1**】。

専任教員の研究、研修等を行う時間については、授業や学生指導を除いて確保している。教員（助手を除く）は、専門業務型裁量労働制を適用しており、勤務時間管理を委ねることにより、勤務時間帯等について自らの裁量により自由な勤務が行うことができ、効率的に研究活動等に充てることができるようにしている。また、令和3年度に向け、各教員が空き時間を活用して、より効率的に研究活動等が行えるように、各教員の持ちコマ数を平準化（14コマ程度）するようにカリキュラムの検討を行った【**備18-5、規程2**】。

専任教員の留学等に関する規程に関しては、学校法人四国高松学園教員外国研修規程を定め、短期研修（3か月以内）と長期研修（1か年以内）が制度化されている。また、海外出張に関しては学校法人四国高松学園旅費規程に基づき必要な旅費が支給されている【**規程49、規程53、規程61**】。

F D活動に関しては、短期大学設置基準第11条の3に従い、高松大学・高松短期大学F D活動推進委員会規程を整備し、当該規程に基づいてF D活動を行っている。毎年全教員を対象とした研修会と特定の教員を対象とした研修会を開催しており、令和2年度は「ティーチング・ポートフォリオ」をテーマとした研修会を開催し、全教員が受講した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、在宅学習期間中の遠隔授業やその後の対面授業での感染防止対策の一環として、Google Classroomの活用に関する講習会を開催した【**規程91、備62-1、備62-2、備62-3、備62-4、備62-5、備67-1、備67-3、備67-4**】。

専任教員は、短期大学設置基準第2条の3にのっとり、学校運営に関する重要事項

を審議する運営会議、学長に意見具申する教授会及び学内の関係部署、他学科教員や事務職員も構成員となっている教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、附属図書館・情報処理教育センター運営委員会等の各種委員会等を活用し、連携しながら、学生の学修成果の獲得を向上させるための取り組みを行っている【備18-4、備18-5、備18-7、備18-8、備18-9、備18-11、備18-12、備18-13、備18-14、備18-15、備18-17、備18-18、備31、規程12、規程68、規程84、規程85、規程89、規程90、規程91、規程92、規程93、規程94、規程111、規程128、規程135、規程172、規程176、規程178】。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

教育研究活動等に係る事務組織は、学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程により、本学併設大学の事務組織と事務分掌の範囲を定め、事務組織の責任体制を明確にしている【規程82】。

その職能は専門性を有し、学生支援部（教務課、学生課、キャリア支援課）、入学支援課、図書課、情報課、総務部（総務課、会計課、企画課）、地域連携・生涯学習係にそれぞれ専任の事務職員が配置されている【備31】。また、学校法人四国高松学園就業規則、学校法人四国高松学園教職員研修規程、及び高松大学・高松短期大学SD活動推進委員会規程に基づき、学内で実施するSD研修会や学外で実施される研修会、セミナーに参加するとともに、OJT研修を通じて、大学事務に関する知識及び職能を向上させている【規程2、規程62、規程92】。

事務職員の各人が有する能力や適性が十分に発揮できるよう人員配置を行っており、定期的な人事異動の実施や人事評価制度の導入等により適切な人事管理を行っている。また、事務連絡会を月1回開催し、各部署が情報の共有化を図りながらより効率的な業務執行が行われるようにしている。加えて、心身ともに健康で就労できるように、学内定期健康診断やストレスチェックの受診の徹底、学内に産業医を配置して月1回の健康相談の機会を設ける等、職員の健康管理面での体制の充実も図っている【備18-25】。

事務関係諸規程は、学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程、高松大学・高松短

期大学文書処理規程、高松大学・高松短期大学文書決裁規則をはじめ、所掌事務の迅速で適正な執行を図るための諸規程を整備している【**規程15、規程16、規程82**】。

事務部署は、それぞれ必要な事務室を整備しており、事務室の設備としては、事務職員一人にそれぞれ1台のパソコンを設置し、学内LANで接続したプリンターを共用している。また、コピー機、印刷機等の必要な事務用機器を設置している【**備66-1、備66-2、備66-3**】。

SD活動に関しては、短期大学設置基準第35条の3に従い、高松大学・高松短期大学SD活動推進委員会規程を整備し、教職員が必要な知識・技能を身につけ、能力・資質向上が図られるよう、年度ごとに活動事業計画を作成し、全教職員を対象とした研修や特定の教職員を対象とした研修を実施している。令和2年度は、全教職員が受講した「クレーム対応実践」と新規採用教職員を対象とした「本学園の経営・財務状況の把握と分析手法等について」の2回の研修会を実施した。また、短大の事務職員は大学の事務職員も併任しており、毎年日本私立大学協会中・四国支部研修会をはじめ様々な研修会に参加すること等により業務の基本や実践的な能力の修得に努めている【**備18-14、備63-1、備63-2、備63-3、備63-4、備63-5、備67-1、備67-3、備67-4、規程62、規程92**】。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

本学では、毎年卒業年次生を対象に「満足度アンケート」を実施しており、その質問事項に「事務職員の対応」、「自分の卒業後の進路」、「施設・設備」等があり、この報告書を踏まえ、各部署において、「現状・点検・評価、問題点」、「改善策」を検討し、業務の見直しや事務処理の改善を図っている。また、月1回の事務連絡会でも、業務等における課題や他部署への協力について相談・調整を行う等、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努めている【**備18-17、備90**】。

事務職員は、短期大学設置基準第2条の3にのっとり、学生の学修成果の獲得が向上するよう、学校運営に関する重要事項を審議する運営会議、学長に意見具申する教授会等には、事務局長や事務部署の責任者等が陪席し、教員と情報や課題の共有化を図り連携している。また、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、附属図書館・情報処理教育センター運営委員会等の各種委員会においては、事務部署の責任者が構成員となったり、関係部署が事務局となり必要な資料の作成や意見具申を行っている【**備18-4、備18-5、備18-7、備18-8、備18-9、備18-11、備18-12、備18-13、備18-14、備18-15、備18-17、備18-18、備31、規程12、規程68、規程84、規程85、規程89、規程90、規程92、規程93、規程94、規程111、規程128、規程135、規程172、規程176、規程178**】。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

本学では、労働基準法第89条に従い、教職員の就業に関して、学校法人四国高松学園就業規則、学校法人四国高松学園行動規範、学校法人四国高松学園職員定年規程、学校法人四国高松学園育児休業規程、学校法人四国高松学園介護休業規程等の規程を整備している【規程2、規程5、規程18、規程19、規程20】。

これら諸規程は、学内グループウェア desknet's NEO に保存されており、各教職員は学内ネットワークを通じて随時、閲覧や印刷をすることができる。また、採用時には諸規程を要約した「諸手続のしおり」を配付し、新任職員説明会等で周知している。なお、新たに制定した規程や規程改正については、その都度、教授会や事務連絡会で周知している【備 18-4、備 35】。

教職員の就業に関しては、学校法人四国高松学園就業規則に基づき、出勤簿、休暇簿、勤務時間等状況表（教員）、勤務時間確認簿（事務職員）等により労働日数、労働時間、年次有給休暇、特別休暇等を管理している【備 22、備 26、備 27、備 34】。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

科学研究費補助事業への申請が低調である。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

なし

備付資料

（提1）2020学生便覧

（9）学内LAN配線経路図

（17）危機管理マニュアル

（66-1）平成30年度財産目録及び計算書類

（66-2）令和元年度財産目録及び計算書類

（66-3）令和2年度財産目録及び計算書類

（74）オリエンテーション・履修手続等の日程表

（89）令和2年度 防災訓練（実施要項）、タイムスケジュール

備付資料－規程集

（規程24）学校法人四国高松学園危機管理規程

（規程25）学校法人四国高松学園防火・防災管理規程

（規程54）学校法人四国高松学園経理規程

（規程56）学校法人四国高松学園経理規程施行細則

(規程58) 学校法人四国高松学園固定資産及び物品管理規程
(規程108) 高松大学附属図書館図書資料除籍規程
(規程115) 高松大学・高松短期大学情報処理教育センター規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

令和3年5月1日時点の本学の校地面積は、併設の高松大学と共用で 35,902 m²である。短期大学設置基準第30条にある学生収容定員 300 人×10 m²=3,000 m²を充足している。

校地内の運動場の面積は、16,173 m²で適切である。

校舎面積は、短期大学専用部分の面積が 1,784 m²、併設大学との共用部分の面積が 13,942 m²、合わせて 15,726 m²あり、短期大学設置基準31条にある面積 3,650 m²を充足している。校地内には、本館（6階建て）、西館（4階建て）、1号館（4階建て）、2号館（4階建て）、3号館（4階建て）、図書館（3階建て）、体育館（2階建て）、学生会館（2階建て）、クラブハウス（2階建て）がある。

いずれも障がい者に対応できるよう階段や段差等の一部に手すりやスロープが設置されている。また、エレベーター4基、多機能トイレ7箇所を設置し、障がい者に対応した施設の整備が計画的に進められている。

教室は、短期大学設置基準第28条に従い、学科の教育課程編成・実施の方針に基づ

いて、専用及び併設の高松大学と共用で、講義室 20 室、演習室 19 室、実験・実習室 28 室、情報処理学習施設 6 室、語学学習施設 1 室を整備している。特に、保育学科は指定保育士養成施設であるとともに、幼稚園教諭免許の教職課程も有するため、小児保健実習室、栄養実習室、図工室 2 室、電子ピアノ教室 5 室、ピアノ練習室 16 室、模擬保育室を設置している。また、秘書科は秘書教育のための秘書演習室を有している。その他に、本学では研究室制度に基づいて、学科専用の学生研究室 17 室を研究室ごとに整備している。学生研究室は、所属する教員研究室と対面する位置を基本とし、学生生活に必要なロッカーや机、イス等を配置し、学生生活の本拠としている。

本学は通信による教育を行っていない。

すべての教室には、短期大学設置基準第 33 条に従い、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて必要な機器・備品を整備している。例えば、ホワイトボード・黒板、マジック・チョーク、マイク、プロジェクター、スクリーン、ディスプレイ、OHC、DVD プレーヤーを中心に、必要に応じてパソコンやプリンター等の AV 機器、グランドピアノをはじめとする楽器類、体育用具、小児ベッドや小児実習モデル人形をはじめとする保育実習用具類、調理器具・食器類、応接セットが整備されている。また、本学と併設の高松大学と共用で情報処理教育センターを置いて、情報処理学習施設を用意しており、コンピュータ等の機器・備品を整備している。情報関連設備として、学内 LAN を設置するとともに、教育用パソコンを整備しネットワークに接続することにより、情報教育の充実を図っている【**規程 11**】。

次に、本学は、短期大学設置基準第 28 条及び第 29 条に従い、図書館を有している。面積は 1,455 m²で、そのうち、閲覧スペースが 292 m²、書架スペースが 198 m²あり、適切な面積を有している。主な所蔵数は、図書 139,687 冊、購入雑誌 75 種（和雑誌 75 種、外国雑誌 0 種）、AV 資料 6,372 点である。なお、データベースとして「EBSCO Business Source Premier」と「CiNii」が用意され、外国雑誌はデータベースから資料を取得することができる。図書資料の所蔵情報をインターネット上で公開し、利用推進を図っている。また、閲覧室の座席数は 144 席あり、併設の高松大学を加えた収容定員（1,038 名）に対する比率で 13.9%と十分な座席数が確保されている。また、購入図書の選定については、学生が学修・研究上必要とするものを提供できるよう高松短期大学図書館資料収集指針に基づき、各学科教員の推薦図書を中心に、年 2 回附属図書館・情報処理教育センター運営委員会を開催し、選定している。また、ブックハンティングやリクエスト等、学生目線での選書の導入により教員に偏らない選書を心がけている。廃棄についても、高松大学附属図書館図書資料除籍規程に基づき実施している【**規程 108**】。学生の学習を支援するため、授業や卒業研究等に必要な専門図書や白書・統計等の参考資料を整備している。加えて保育の現場で必要とされる絵本や楽譜、秘書科の各種検定対策の図書等の充実を図っている。また、就職の際に必要なキャリア支援図書についても優先的に収集し、就職資料室に配架している。

本学の体育館の面積は 2,241 m²あり、アリーナの面積が 1,442 m²で、バレーボールコートで 3 面、バスケットボールコートで 2 面、ハンドボールコートで 1 面使用することができる。他に武道場として 134 m²を有している。適切な面積を有している。

最後に、本学では学内無線 LAN サービスを提供し、現在、学内 22 ヶ所で利用可能

である【備 9】。また、多様なメディアを高度に利用して教室以外に授業を行う場所として、図書館内にメディアルームが設けられている。その他、学生研究室が設けられており、学生の学習支援のための環境が整備されている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学は、学校法人四国高松学園経理規程、学校法人四国高松学園経理規程施行細則、学校法人四国高松学園固定資産及び物品管理規程が制定されており、固定資産管理、消耗品及び貯蔵品に関する管理規程が整備されている【規程 54、規程 56、規程 58】。

施設設備については、土地台帳、建物台帳、構築物台帳、教機器備品台帳、図書台帳に登載し、関係規程に従って適切に維持管理を行うとともに、物品については、「物品納品検収基準」に基づき検収のうえ、適切に保管管理を行っている。

火災・地震対策、防犯対策の諸規則は、学校法人四国高松学園危機管理規程、学校法人四国高松学園防火・防災管理規程、危機管理マニュアルを整備している【備 17、規程 24、規程 25】。

火災・地震対策、防犯対策のため消防法や建築基準法に基づく定期報告制度等の法令上の定期点検を適正に行っている。また、毎年 11 月に全学生、教職員を対象として火災・地震等を念頭に置いた防災訓練を実施している【備 89】。その他、オリエンテーション期間中に、新入生を対象とした警察署員による防犯、交通安全対策講習を毎年開催している【備 74】。

コンピュータネットワークのセキュリティ対策については、ファイアウォールを整備し、サーバーや学内ネットワークに接続している全てのパソコンにウィルス対策ソフトを導入している。

エアコンの集中管理やデマンド監視、建物照明器具の LED 化を計画的に進めることにより節電に努めている。学生会館、2 号館の地下に雨水を貯留するタンクを設置して散水に活用することにより節水している。その他、紙類の分別収集を行いリサイクルに取り組む等、地球環境保全への配慮に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

なし

備付資料

（提1）2020学生便覧 p.108-109

（提4-1）2020履修ガイド

（9）学内LAN配線経路図

（56）パソコン演習室の配置図

（66-1）平成30年度財産目録及び計算書類

（66-2）令和元年度財産目録及び計算書類

（66-3）令和2年度財産目録及び計算書類

備付資料－規程集

（規程115）高松大学・高松短期大学情報処理教育センター規程

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1）教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- （2）情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- （3）技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- （4）技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- （5）教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- （6）学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- （7）教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- （8）コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、保育学科に小児保健実習室、栄養実習室、模擬保育室、図工室、電子ピアノ教室、ピアノ練習室等を備えており、ピアノ練習室は学生の空き時間に自由に利用できる。秘書科は、電話応対や接客のロールプ

レーン、プレゼンテーションが行える秘書演習室を備えている。また、情報処理教育を行うための施設として、パソコン演習室を設け、併設の高松大学と共同で利用している。情報処理教育センターに専任職員を配置し、情報技術サービスや専門的な支援を行っている【提1、規程115】。

学生の情報技術の向上については、入学後のオリエンテーションで情報処理教育センターが本学の情報機器の使い方等の基本的な事項を説明している。学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、1年次の前・後期に全学共通科目として「情報機器演習Ⅰ」「情報機器演習Ⅱ」を開講し、コンピュータやインターネットの基礎知識、電子メールの使い方、タイピング練習ソフトを利用した演習、文書作成やグラフ、表計算、プレゼンテーションソフトの使用方法等を学習している。また、専門科目においても、情報技術がより向上できる科目を開講している。教職員は、業務において、文書作成、表計算、プレゼンテーション等のソフトや業務用アプリケーションを使用しており、必要に応じ情報処理教育センター情報課の専任職員等による説明会の開催や個別の支援を行っている。令和2年度においては、遠隔授業実施のための説明会（Google Classroomの活用に関する講習会等）を開催した。

技術的資源と設備に関して、情報関連設備として建屋間等の基幹ネットワークの通信速度が1 Gbpsの学内LANを設置するとともに、教育用パソコン約300台を整備しネットワークに接続している。また、インターネットの各種サービス、本学図書館の蔵書検索、授業の履修登録やシラバス検索等の教育支援のサービスも充実を図っている【備9、備56、備66-1、備66-2、備66-3】。これらの設備等については、情報システムに精通した情報処理教育センター情報課職員により適切な状態が維持されている。

学科の教育課程編成・実施の方針に技術的資源の分配については、5年を目途に計画的にパソコンやアプリケーションソフト、設備等の入替えをして維持、整備し、適切な状態を保持し活用している。

コンピュータのハードウェアや学内LAN環境はもちろん、教育支援システムや教務システム、入試システム、会計システム等の大学学事情報システムを整備し、教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるようにしている。

学生の学習支援のために必要な学内LAN（有線）が整備され、さらに学生が利用できる学内無線LANサービスも開始し、現時点で学内22ヶ所の演習室等で利用可能であり、順次利用可能なスポットの増加を図っている。

本学の教員は、プロジェクターとコンピュータや教材提示装置を活用した効果的な授業を行っている。また、電子黒板、クリッカー、教育支援ソフトウェア（moodle）等の教育情報機器やシステムが利用できるように、説明会やオンライン説明を受講し情報活用能力を高めている。特に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、Google for Educationを活用し、資料提示や課題提出のためClassroomを、コミュニケーションの手段としてMeetの利用が進められ、またそのための講習会も開催された。

本学では、コンピュータ利用技術の向上や資格取得試験に対応してコンピュータ教

室として6教室（1号館に第1・2・4・5・7演習室、本館に206講義室）と図書館に整備している。令和3年5月1日時点の学内のパソコンとプリンターの台数は次の通りである。

教室名	パソコン台数	プリンター台数
第1演習室	64	6
第2演習室	32	1
第4演習室	24	1
第5演習室	40	1
第7演習室 (ノートPC)	48	2
206講義室	40	2
図書館2階 (デスクトップPC)	14	2
図書館2階 (貸出ノートPC)	20	-
図書館3階 (貸出ノートPC)	20	1

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>
特になし。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>
特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- (6) 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1]
- (7) 事業活動収支計算書の概要 [書式2]
- (8) 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3]
- (9) 財務状況調べ [書式4]
- (10) 財務計画表
- (14-1) 平成30年度活動区分収支計算書
- (14-2) 令和元年度活動区分収支計算書
- (14-3) 令和2年度活動区分収支計算書
- (15-1) 平成30年度事業活動収支内訳表
- (15-2) 令和元年度事業活動収支内訳表

- (15-3) 令和2年度事業活動収支内訳表
- (16-1) 平成30年度事業活動収支計算書
- (16-2) 令和元年度事業活動収支計算書
- (16-3) 令和2年度事業活動収支計算書
- (17-1) 平成30年度資金収支内訳表
- (17-2) 令和元年度資金収支内訳表
- (17-3) 令和2年度資金収支内訳表
- (18-1) 平成30年度資金収支計算書
- (18-2) 令和元年度資金収支計算書
- (18-3) 令和2年度資金収支計算書
- (19-1) 平成30年度貸借対照表
- (19-2) 令和元年度貸借対照表
- (19-3) 令和2年度貸借対照表
- (21) 令和2年度事業報告書
- (22) 令和3年度事業計画書
- (23) 令和3年度予算書

備付資料

- (1-2) ウェブサイト「教育情報」財務情報 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi13>)
- (1-14) ウェブサイト「高松大学・高松短期大学へのご支援をお考えの皆様へ」 (<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/more/support/>)
- (14) 監査人による会計監査記録
- (16) 監事監査報告書
- (18-1) 議事録－理事会議事録（令和3年5月24日（第1回））
- (18-9) 議事録－自己点検・評価委員会議事録（令和2年6月15日（第1回）、令和3年1月12日（第3回））
- (18-10) 議事録－外部評価委員会議事録（令和2年11月18日（第1回）、令和2年12月23日（第2回））
- (28) 経営改善計画
- (29) 月次報告書
- (40) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う学生支援へのご寄付のお願い
- (45) 高松大学・高松短期大学外部評価委員会報告書
- (47) 高松大学・高松短期大学中期目標・中期計画
- (48-1) 高松大学・高松短期大学ビジョン2030
- (48-2) 高松大学・高松短期大学ビジョン2030アクションプラン
- (63-3) 令和元年度第2回SD研修会（実施結果）
- (63-5) 令和2年度第2回SD研修会（実施結果）
- (66-1) 平成30年度財産目録及び計算書類
- (66-2) 令和元年度財産目録及び計算書類
- (66-3) 令和2年度財産目録及び計算書類

- (67-1) 平成30年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (67-2) 令和元年度自己点検・評価報告書
- (67-3) 令和元年度自己点検・評価報告書（資料集）
- (67-4) 令和2年度自己点検・評価報告書（資料集）

備付資料－規程集

- (規程54) 学校法人四国高松学園経理規程
- (規程55) 学校法人四国高松学園会計管理者事務専決規程
- (規程56) 学校法人四国高松学園経理規程施行細則
- (規程57) 学校法人四国高松学園資金運用細則

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

本学の資金収支及び事業活動収支は、平成 30 年度及び令和元年度はいずれも収入超過であったが、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症への対応として、学生の学習環境の向上を支援することを目的に、全学生に一律 5 万円の学習環境整備支援金を給付したこと等もあり、資金収支については、収入超過を維持したものの、事業活動収支は支出超過となった。なお、本学を運営する法人全体では、過去 3 年連続で資金収支及び事業活動収支ともに収入超過となっている【提 6〔書式 1〕、提 7〔書式 2〕、提 14-1、提 14-2、提 14-3、提 15-1、提 15-2、提 15-3、提 16-1、提 16-2、提 16-3、提 17-1、提 17-2、提 17-3、提 18-1、提 18-2、提 18-3】。

事業活動収支の状況については、収入面においては、定員充足率の増による学生生徒等納付金収入が確保されている一方で、支出面では、人件費をはじめとする諸支出が概ね適正な水準に管理されていたが、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症感染対策のための支出が増加したこと等により支出超過となった。

貸借対照表（令和 2 年度決算）においては、全国同規模法人と比較して固定資産比率、流動資産構成比率、内部留保資産比率、流動比率等良好であり、健全に推移している【提 8〔書式 3〕、提 9〔書式 4〕、提 19-3】。

短期大学の財政と学校法人全体の財政としては、常に財務分析を行い、短期大学、大学、幼稚園において健全な状況下にあることを把握している。

短期大学の存続を可能とする財政維持について、法人の令和 2 年度の運用資産余裕比率で見ると、1.8 年分と健全な運用資産を確保している。

退職給与引当金の引き当てについては、平成 23 年度の基準変更の際に発生した変更時差異について計画的な計上を行い、令和 2 年度末においては、退職金要支給額の全額の引当てが行われている。

資産運用については、「学校法人四国高松学園資金運用細則」に基づき、安全性、分散投資および満期保有を原則として、主として銀行定期預金により、適切に運用を行っている【規程 57】。

本学の教育研究費比率（教育研究経費の経常収入に対する割合）は、平成 30 年度 26.6%、令和元年度 27.8%、令和 2 年度 34.0%で 20%を超えている。

本学の教育研究用機器備品と図書支出の学生生徒等納付金収入に対する割合は、平成 30 年度は 2.6%と 0.4%、令和元年度は 8.2%と 0.5%、令和 2 年度は 3.6%と 0.7%であり、令和元年度の全国短期大学部門平均値（3.1%と 0.3%）と比較して概ね平均的な水準にあり、適切な資金配分が行われている。

公認会計士は、令和 2 年度は 4 回、延べ 7 日間の監査を実施し適正な処理を確認しており、その結果は監査意見に反映されている【備 14、備 16】。

寄付金の募集は、本学ウェブサイト等を活用し常時募集をしている。令和 2 年度は、法人寄付 4 件で 894 万円の寄付金があった。また、令和 2 年度は「新型コロナウイルス感染拡大に伴う学生支援のご寄付のお願い」を実施し、企業、団体、個人を合わせ 1,030 万円の寄付金があり、合計額は 1,924 万円であった。なお、学校債の発行は行っていない【備 1-14、備 40】。

短期大学全体の入学定員充足率と収容定員充足率は、平成 30 年度は 102.0%と

92.3%、令和元年度は 86.0%と 94.3%、令和 2 年度は 87.3%と 84.7%と 100%を割り込んでいるものの、安定的な水準を保っている。

基本金組入後収支比率は、平成 30 年度 94.4%、令和元年度は 107.0%、令和 2 年度は 113.8%となっており、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

本学では、令和元年度から 6 年度を計画期間とした中期目標・計画が策定されており、それに基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、3 月に開催される理事会において、決定している【提 21、提 22、備 47】。

決定した事業計画と予算については、関係部門に周知されており、当該事業計画・予算に基づき、学校内の業務が執行されている。年度予算を適正に執行している。

日常的な出納業務については、「学校法人四国高松学園経理規程」、「学校法人四国高松学園経理規程施行細則」及び「学校法人四国高松学園会計管理者事務専決規程」に基づき適正に処理を行い、経理責任者である総務部長を経て、理事長に報告されている【規程 54、規程 55、規程 56】。

資産および資金（有価証券を含む）は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録され、資金の運用並びに管理については、「学校法人四国高松学園資金運用細則」に基づき適正に運用・管理されている。

月次試算表については、「学校法人四国高松学園経理規程」及び「学校法人四国高松学園資金運用細則」に基づき、毎月月末現在の資金収支月計表を作成され、経理責任者である総務部長から、理事長に報告されている【備 29】。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本学の将来像を明確にするため、今後 10 年間の運営の指針となるビジョンと、それを実現するためのアクションプランを検討し、令和 2 年 8 月に策定した。ビジョンは、本学の建学の精神、教育理念、教育目標を踏まえたものであり、アクションプラン、中期目標・中期計画とそれに基づく年度計画により実現をめざすこととしている。ビジョンにおいては、本学のめざす大学像を『対話と実践』を重ね、人・地域・世界とつながり、地域の未来を拓く」と定めており、それを踏まえて①教育、②研究、③地域連携・地域貢献、④組織・体制、⑤管理・運営の 5 分野においてアクションプランを策定している【備 48-1、備 48-2】。

中期目標・計画に基づく毎年度の事業計画の実施状況について、自己点検・評価を行い、外部有識者を委員とする外部評価委員会において評価を受けることにより、本学の教育研究及び管理運営に関する客観的な分析を把握している【備 18-9、備 18-10、備 45、備 67-1、備 67-2、備 67-3、備 67-4】。また、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づく経営状態の区分を行い、毎会計年度の決算報告を行う理事会において報告している。なお、本学の令和 2 年度決算を経営判断指標で分析すると「A 2」となり正常状態と判断できる【備 18-1】。

経営実態、財政状況に関しては、平成 27～令和 2 年度の 6 ヶ年の経営改善計画が策定されている【備 28】。

改善計画のなかの「学生募集対策と学生数・学納金等計画」においては、学生募集対策として高等学校、塾・予備校への訪問、高等学校教員を対象とした説明会の開催、オープンキャンパスの実施内容の見直しにより学生数の確保を図ることとし、当該内容に基づき学納金等の安定的な収入の確保を図ることとしている。

また、計画中の「人事政策と人件費の抑制計画」においては、人件費比率の目標値を掲げており、教育の質保証の観点から、教員の専門分野を踏まえつつ、教員及び事務職員の人事配置を行っている【提 18-3】。

計画のなかの「施設等整備計画」では、1 号館、3 号館、図書館、本館、体育館は、建築後 20 年以上を経過しており、経年劣化に伴う外壁等の修繕計画やその早期実施を図ることとしている。

計画のなかの「外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画」では、科学研究費補助金についてインセンティブ経費を付与する等の方策により、外部資金の獲得を図ることとしている。

本学の収容定員充足率は、平成 29 年度は 77.0%であったが、令和 2 年度は 84.7%と改善し、人件費依存率は、令和 2 年度は 96.7%で全国短期大学部門平均値（令和元年度 106.8%）と比較して低い水準となっている。また、学生生徒等納付金収入に対する施設関係支出及び設備関係支出の割合は、令和 2 年度は 11.6%と適正な支出が確保されている【提 9〔書式 4〕、提 17-1、提 17-2、提 17-3、提 18-1、提 18-2、提 18-3】。

学内に対する経営情報の公開については、事業報告、決算書類、財務分析資料等を本学ウェブサイトで公開している。また、年度初めに教職員を対象とした事業計画説明会を開催したり、SD活動として特に新規採用職員を対象とした経営状況に関する説明を行う等、学内における経営情報の公開と危機意識の共有を行っている【備 1-2、備 63-3、備 63-5】。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の財政の安定的な運営のためには、収容定員が充足されていることが必要であり、毎年の受験生や入学生の確保に継続的に努める必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

科学研究費助成事業については、申請数 0 件であり、改善できていない。

経営実態、財政状況に基づいた経営（改善）計画（人事計画を含む。）の策定については、中期目標・中期計画のなかでは設定されていない。しかし、中期目標・中期計画策定以前に策定された経営改善計画において設定した法人全体における令和 2 年度の人件費比率の目標値については、これを達成している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学全体の科学研究費補助事業への申請数向上をめざし、研究計画の立案、申請書の作成のノウハウ等について研修会（勉強会）を実施する。また、令和 3 年度に向け、各教員が空き時間を活用して、より効率的に研究活動等が行えるように、各教員の持ちコマ数を平準化（14 コマ程度）する。

経営改善計画の内容を中期目標・中期計画に盛り込みながら一本化し、目標値の設定を行う。なお、採用にあたっては、今後も引き続き、各学科の専門性に適した教育研究業績を有することに加え、職位、年齢等のバランスも鑑み、計画的な人事計画を立案する。

入学生等の確保に向けては、オープンキャンパスの内容等を見直すとともに、県内の高等学校を個別に訪問する等して本学の特色への理解を深めるよう働きかけるとともに、高大連携の推進を図る。また、本学のブランディングを推進し、広報活動の充実を図る。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

(規程1) 学校法人四国高松学園寄附行為

備付資料

(1-1) ウェブサイト「学校法人四国高松学園について」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi17>)

(11) 学校法人四国高松学園役員名簿

(16) 監事監査報告書

(18-1) 議事録－理事会議事録（令和3年5月24日（第1回））

(18-2) 議事録－評議員会議事録（令和3年5月24日（第1回））

(18-3) 議事録－常任理事会決議録

(73) 理事長履歴書

(84) 令和2年度教育研究等実施計画

備付資料－規程集

(規程8) 学校法人四国高松学園理事会業務委任規程

(規程9) 学校法人四国高松学園常任理事会規程

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、副理事長や副学長（高松短期大学・高松大学）を歴任後、学長を併任し、建学の精神及び教育理念・目標を年度当初の事業計画説明会等を通じて教職員に語り伝えていることから、建学の精神及び教育理念・目標を十分に理解し、学園の発展に寄与できる者である【備73】。

理事長は、創設者の理念・理想と建学の精神を十分に理解したうえで、本法人の継続的な発展のために、「学校法人四国高松学園寄附行為」第12条（理事長の職務）に定める通り法人を代表し業務を総理している。また、同第14条（理事の代表権の制限）で、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないと規定し、理事の代表権の制限を明確にしている【備73、規程1】。

理事長は、「学校法人四国高松学園寄附行為」第36条（決算及び実績の報告）に基づき、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている【備18-1、備16、備18-2】。

以上のことから、理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事会は、会議での議論や報告等を通じて、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している【備18-1】。

理事会は、「学校法人四国高松学園寄附行為」第17条第3項の規定により理事長が招集し、同条第7項の規定により理事長が議長を務めている。理事会は年3回程度開催してきたが、最高意思決定機関としての役割をより適切に果たせるよう開催回数を増やすこととし、令和2年度は5月、6月（2回）、8月、11月、1月、3月の7回開催した。また、効率的かつ円滑な法人運営を行うため、必要に応じて常任理事会を開催している。理事会、常任理事会の審議内容については、「学校法人四国高松学園寄附行為」第18条（業務の委任の決定）により、「学校法人四国高松学園理事会業務委任規程」及び「学校法人四国高松学園常任理事会規程」を定め、それぞれ区別して適切に審議を行っている【備18-1、備18-2、備18-3、規程1、規程8、規程9】。

理事会では、中期目標・中期計画や事業計画、事業報告、自己点検・評価結果等について審議しており、今回の認証評価のために提出する自己点検・評価報告書についても、理事会で議案として審議されており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている【備84】。

理事会では、国の法令改正に関する通知や学園の概況、18歳人口の推移、近隣大学の入学状況等の資料を配布する等、理事会は短期大学の発展のため、法人運営や教育改善に必要な情報を積極的に収集している【備18-1】。

「学校法人四国高松学園寄附行為」第17条第2項において、理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を管理すると規定し、理事会が本法人の最高意思決定機関であることを明確にしている。また、本法人の組織及び運営に関する基本方針や事業計画、予算、重要な諸規程等の制定及び改廃など重要事項を理事会で決定するとともに、理事会では関係法令の改正や短期大学の発展のために必要な学内外の情報が報告されており、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している【備18-1】。

理事会は、本法人の管理運営の基礎となる「学校法人四国高松学園就業規則」や「学校法人四国高松学園事務組織規程」、「学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程」、短期大学の上位規則となる「高松短期大学学則」を定める等、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している【規程1、規程8、規程9】。

以上のことから、理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事には、本法人が発行している資料等を定期的に配付したり、ビジョン、中期目標・中期計画、事業計画、事業報告、自己点検・評価結果等の審議に際し、都度、建学の精神、教育理念・目標を説明したりしていることから、建学の精神や、教育方針等を十分に理解したうえで、自らの学識及び見識に基づき法人経営にあたっている【備84】。

理事は、私立学校法第35条（役員）の規定に基づき、「学校法人四国高松学園寄附行為」第6条第1項で理事定数を9人とし、同条第2項で理事のうち1名を理事長とすることとしている。理事の選任は私立学校法第38条（役員の選任）並びに「学校法人四国高松学園寄附行為」第7条（理事の選任）に基づき選任している。理事は、高松短期大学長、高松大学長（ただし、高松短期大学長と高松大学長が同一人であり、選任条項を兼任することから1名減となる）、認定こども園高松東幼稚園長の2名、評議員のうちから評議員会において選任した者4名、学識経験者または功労者のうち理事会において選任した者2名の合計8名を選任している。理事の選任に際しては、法人運営に多様な意見を取り入れ経営機能を強化するため積極的に外部理事を任用しており、理事8名中4名が外部理事となっている【備1-1、備11】。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第11条第2項第四号に準用されている【規程1】。

以上のことから、理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は短期大学長を併任しているため、理事会において学則変更や三つの方針等の教学に関する基本方針等を審議する場合においても教学組織と十分に連携し、迅速な意思決定が行える。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

提出資料

なし

備付資料

- (提1) 2020学生便覧
- (提4-1) 2020履修ガイド
- (提3-2) 2021入学案内
- (7) 学長教育研究業績書
- (8) 学長履歴書
- (18-4) 議事録－教授会議事録（令和2年9月17日（第5回）、令和2年9月25日（第6回）、令和3年3月5日（第15回））
- (18-9) 議事録－自己点検・評価委員会議事録（令和2年9月9日（第2回））
- (18-15) 議事録－IR委員会議事録（令和3年3月24日（第2回））
- (18-16) 議事録－教務委員会議事録（令和2年9月9日（第2回））
- (18-17) 議事録－学生委員会議事録（令和2年5月14日（第4回）、令和2年12月8日（第18回））

備付資料－規程集

- (規程27) 高松短期大学学長選考規程
- (規程29) 高松短期大学副学長に関する規程
- (規程86) 高松大学・高松短期大学運営会議設置要項
- (規程142) 学生に対する懲戒処分基準
- (規程174) 高松短期大学学則
- (規程176) 高松短期大学教授会規程
- (規程177) 高松短期大学学科会議規程
- (規程181) 高松短期大学学生懲戒処分規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、「高松短期大学学則」第9条（審議事項）及び「高松短期大学教授会規程」に基づき、教授会の意見を参酌して、教学運営の最高責任者として意思決定を行っている【**規程174、備18-4、規程176**】。

学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。学長は、短期大学及び大学教員として長期の教育・研究の経歴と副学長の経験があり、現在は高松短期大学及び高松大学の学長として大学運営を行っており、大学運営に関して識見を持ち、本学の改革・運営全般に対しリーダーシップを発揮している【**備8、備7**】。

学長は、オープンキャンパス、入学式、教授会等で、建学の精神や教育方針を説明し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。特に、新規採用職員については、新任職員説明会のなかで、建学の精神、教育方針等を十分に説明している【**提1、提4-1、提3-2**】。

学長は、「高松短期大学学則」、「高松短期大学学生懲戒処分規程」及び「学生に対する懲戒処分基準」において、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定め、当該規程等に基づき、手続を行っている【**規程174、規程181、規程142**】。

学長は、学校教育法第92条に大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することが明記されている他、高松短期大学学則第5条の2（学長）において「学長は、本学の校務全般をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。この規定により、学長は教学組織としての大学の代表者であり、教学の責任者としての職務を担っている【**規程174**】。

学長は、「高松短期大学学長選考規程」により選任されている。また、教学運営の最高責任者として、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮できるよう、学長の下に高松大学・高松短期大学運営会議を設置し、本学の運営に関する重要事項を審議す

ることとしている他、教学に係る特定事項を審議するため各種委員会を設置するとともに、学長を補佐するため副学長を設置し、教学運営の職務執行に努めている【**規程27、規程29、規程86**】。

以上のことから、学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は、「高松短期大学学則」第3章（教授会）及び「高松短期大学教授会規程」に基づき、教授会を招集し、審議機関として適切に運営している【**規程174、規程176、規程176**】。

高松短期大学学則第9条（審議事項）及び高松短期大学教授会規程第3条に学長が決定を行うにあたり意見を述べる事項を明記している【**規程174、規程176**】。

また、学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項については、教授会の意見を参酌したうえで、最終決定している【**規程174、規程176**】。

教授会の議事録は整備しており、総務課にて整理保存している。なお、教授会の議事録はサーバーにある学内グループウェアdesknet's NE0に保存し、学内ネットワークから教職員各々が閲覧できる【**備18-4**】。

関係委員会等において、学生による授業評価や満足度アンケート等の結果を踏まえ、教育目的の達成状況の検証・評価を定期的実施している。また、教授会において最終的な卒業認定を行っており、教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有している【**備18-4、備18-9、備18-15、備18-16、備18-17**】。

学長または教授会の下には、学科会議、自己点検・評価委員会、国際交流委員会、FD活動推進委員会、SD活動推進委員会、IR委員会、教務委員会、学生委員会、人権教育委員会、入学試験委員会、附属図書館・情報処理教育センター運営委員会、地域連携センター運営委員会、地域経済情報研究所運営委員会、子ども研究所運営委員会、衛生委員会等の各種委員会を設置し、各委員会規程に基づき適切に運営している【**規程86、規程177**】。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長のリーダーシップの下、教育の質保証等に向けて、PDCAサイクルを実行し、意思決定の迅速化・効率化を図る必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

（規程1）学校法人四国高松学園寄附行為

備付資料

(1-1) ウェブサイト「学校法人四国高松学園について」(<https://www.takamatsu-u.ac.jp/intro/info/#kakomi17>)

(10) 学校法人四国高松学園評議員名簿

(11) 学校法人四国高松学園役員名簿

(13) 監査計画書

(16) 監事監査報告書

(18-1) 議事録－理事会議事録（令和３年５月24日（第１回）

(18-2) 議事録－評議員会議事録（令和３年５月24日（第１回）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

本法人の監事２名は、私立学校法第37条第３項及び「学校法人四国高松学園」第16条（監事の職務）の規定に基づき、監査計画書を作成のうえ、年４回（令和２年度は５月、８月、12月、３月）定期的に学校法人の業務、財産状況及び理事の業務執行について監査している。監査に当たっては、私立学校振興助成法第14条第３項の規定に基づく監査を行う会計監査人と連携し、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等の計算書類について検討するなど必要と思われる監査手続を実施している。また、毎年開催される文部科学省主催の学校法人監事研修会には、監事２名が必ず出席し、監査業務について理解を深めている【備18-1、備18-2、備13】。

監事は、学校法人の業務、財産状況及び理事の業務執行について、理事会に出席して意見を述べている。評議員会においても同様である【備18-1、備18-2】。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、理事会及び評議員会に出席して監査報告を行っている【備16、備18-1、備18-2】。

以上のことから、監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって、組織している。

- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、私立学校法第41条第2項及び「学校法人四国高松学園寄附行為」第21条第2項に基づき、理事定数9名（選任条項を兼任する理事がいるため8名）の2倍を超える数の20名の評議員（選任条項を兼任する評議員がいるため19名）で組織している【**規程1、備10、備11**】。

評議員会は、私立学校法第42条及び「学校法人四国高松学園寄附行為」第23条の規定に従い、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為の変更等は、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞き、適切に運営している【**備18-1、備18-2、規程1**】。

以上のことから、評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

[**区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。**]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績、入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員、卒業、就職等の教育情報を公表している。

私立学校法第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）の規定に基づき、財務情報、役員に対する報酬等の支給の基準、役員名簿等を公開している【**備1-1**】。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

評議員のなかには会議への欠席が続いている者がおり、今後は可能な限り出席できる者を選任するとともに、評議員が出席しやすいよう会議の開催の仕方についても検討する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項なし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学園運営方針や学園が直面している課題等については、年度当初の4月に開催される事業計画説明会において、当年度事業計画書を配付し、理事長・学長から説明し、周知している。加えて、説明資料を学内グループウェアdesknet's NEOに保存し、学内ネットワークから教職員各々が閲覧、印刷できるようにしている。ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・予防及び4月の入学式、オリエンテーションの準備に例年以上の時間を費やすことが想定され、実施される行事の準備に万全を期するため、集合しての事業計画説明会は中止とし、各部局からの資料を学内グループウェアdesknet's NEOに掲載した。

平成27年度から令和元年度までの経営改善計画を策定し、経営改善に取り組んだ結果、収容定員充足率が上がった。また、秘書科においてはグローバルビジネスコースを設置する等、教育課程の見直しを行った。さらに、高松大学・高松短期大学の今後10年間の運営の指針となるビジョンと、それを実現するためのアクションプランについて検討を重ね、その結果、本学のめざす大学像を『対話と実践』を重ね、人・地域・世界とつながり、地域の未来を拓く」と定め、めざす大学像を踏まえた①教育、②研究、③地域連携・地域貢献、④組織・体制、⑤管理・運営の在り方とアクションプランを策定した。今後はアクションプランを中期目標・中期計画に反映し、年度計画を通じてビジョンの実現を図る。

今後はアクションプランを中期目標・中期計画に反映し、経営改善計画の内容も中期目標・中期計画に盛り込みながら一本化し、中期目標・中期計画に掲げる事業を積極的かつ計画的に推進するため、各学科、各部署それぞれの年度ごとの計画を作成して教育・研究活動及び社会貢献活動の一層の充実を図る。

学長がリーダーシップを発揮できる組織として、学長、副学長を中心とし、大学運営について迅速な意思決定を図るために運営会議を設置した。また、教育の質を保証するため「内部質保証の方針」を策定するとともに、内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を設置した。

寄付金の募集は、本学ウェブサイト等を活用し常時募集をしている。令和2年度は、法人寄付4件で894万円の寄付金があった。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、在宅における情報通信の学習環境の改善を図るため、全ての在学生に対し「学習環境整備支援金」として一律5万円を支給することとし、その財源の一部として同窓会や民間企業等から寄付を募り、1,030万円の寄付金を得た。今後も恒常的に計画的な寄付金募集を実施する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育の質を保証するため「内部質保証の方針」を策定するとともに、内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を設置したところであり、今後は、自己点検・評価委員会、外部評価委員会と連携を取りながら、内部質保証システムを確立し、PDCAサイクルを回すことによって、より一層の教育研究活動の改善、充実を

図る。

廃止された「高松大学・高松短期大学外部資金獲得専門部会」に代わる委員会として、新たに会議体を設けるのではなく、既存の会議体を活用して外部資金獲得に関する事項等について審議することを検討する。

学校法人四国高松学園
高松短期大学
機関別評価結果

令和4年3月11日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

高松短期大学の概要

設置者	学校法人 四国高松学園
理事長	佃 昌道
学 長	佃 昌道
A L O	中村 多見
開設年月日	昭和 44 年 4 月 1 日
所在地	香川県高松市春日町 960

＜令和 3 年 5 月 1 日現在＞

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育学科		80
秘書科		70
	合計	150

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	幼児教育専攻	5
	合計	5

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

高松短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和2年7月20日付で高松短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

高松短期大学は、建学の精神「対話にみちみちたゆたかな人間教育をめざす大学」、「自分で考え自分で行なえる人間づくりをめざす大学」、「個性をのばしルールが守れる人間づくりをめざす大学」、「理論と実践との接点を開拓する大学」、及びこの建学の精神に基づく教育理念の下、全教職員一丸となり教育目的に基づく人材の育成に取り組んでいる。また、地域連携センターによる生涯学習講座の開講、地域経済情報研究所における研究会の開催、教職員及び学生のボランティア活動など、様々な活動を展開し地域・社会に貢献している。

各学科の教育目的・目標は建学の精神及び教育理念に基づき定められ、学生便覧やウェブサイトで学内外に表明している。学習成果は短期大学の3項目を基に、保育学科12項目、秘書科8項目を定め、履修ガイドに掲載するとともに、ウェブサイトで公表している。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針は一体的に策定されており、各学科とも卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に基づき教育活動を展開している。

自己点検・評価に関する規程により自己点検・評価委員会を設け、全教職員による点検・活動を行うとともに、内部質保証を推進するための委員会を整備するなど、内部質保証のための体制を確立している。学習成果の査定については、「学修成果の評価の方針」に基づき評価項目や達成すべき水準を決定して教育の質保証に努めている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針はそれぞれの学習成果に対応しており、教育課程編成・実施の方針に従って教育課程を体系的に編成している。シラバスには必要な項目を明示している。授業評価などを利用して教育課程を定期的に見直している。入学者受入れの方針は学生募集要項等を示され、入学者選抜は多様な方法を設定し公正かつ適正に実施されている。

学習成果は、具体性を持って示され、一定期間内で獲得可能であり測定可能である。学習成果の獲得状況は多岐にわたる量的・質的データを用いて測定しており、それらの指標のうち量的データは教育情報としてウェブサイトで公表している。

卒業後評価として、進路先から卒業生の評価をアンケートによって聴取し、在学生の指導内容や学習成果の点検・改善に活用している。

教職員は連携し、施設設備及び技術的資源を有効に活用して、研究室制度を基盤とした学生と教員の対話を基に、学習成果の獲得に向けて支援し、責任を果たしている。また、学生課を中心として生活支援を行い、キャリア支援課には教職員及びカウンセラーを配置して学生の就職・進路の相談と支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき配置されている。FD 活動推進委員会規程により研修会を充実させ、学習成果向上のため各種委員会との連携が図られている。事務組織は事務関係諸規程により整備され、事務職員は学内外のSD 研修等を通じて知識及び職能を向上させている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための各教室が整えられ、障がい者への対応や学生の学習支援のための環境が整備されている。施設設備等については規程等を整備し、適切に維持管理している。また、火災・地震対策、防犯対策に係る規程を整備し、法令上の定期点検を行うとともに、全学生、教職員を対象とした防災訓練を実施している。情報セキュリティ対策が施され、LED 化等、地球環境保全への配慮にも努めている。情報処理教育センターには専任職員が配置され、情報技術に関する学生や教職員への支援を行うなど、専門的技術の向上に努めている。

財務状況は、短期大学部門では過去2年間、学校法人全体では過去3年間、経常収支が収入超過となっている。貸借対照表は、健全に推移しており、財政維持に必要な運用資産も確保している。

理事長は建学の精神及び教育理念を十分に理解し、学校法人を代表し総理している。また、寄附行為に基づき理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営し、建学の精神に基づいた強いリーダーシップを発揮している。理事は学校法人の運営・経営に関し学識及び識見を有し、その選任は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行われている。

理事長は学長を兼任し、教授会の意見を参酌して意思決定を行っている。また、迅速な意思決定を図るため、学長の下に「高松大学・高松短期大学運営会議」を設置し、短期大学の教学運営の最高責任者としてリーダーシップをとり、職務を執行している。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出して報告を行っている。評議員会は寄附行為に基づき適切に組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、必要な教育情報を公表し、私立学校法に基づき、学校法人の情報を公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

〔テーマ C 内部質保証〕

- 「高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程」により外部評価委員会を設け、自己点検・評価の客観性及び妥当性について学外の学識経験者等による評価を行い、教育研究活動等の優れた点及び改善を要する事項等について客観的意見を聞き、報告書を作成・公表するとともに、学内の自己点検・評価活動にフィードバックし、内部質保証に役立てている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

〔テーマ A 教育課程〕

- 1 年次から少人数制の研究室に所属する研究室制度による活動は、学生と教員が豊かな対話を実現し、周囲と協調しながら取り組む態度を養うとともに、主体性や判断力、表現力を高めるものとなっている。また、学科専用の学生研究室が教員研究室の近隣に設置されており、教員と学生間のコミュニケーションの活性化が図られ、より学習に専念しやすい環境が整備されている。

〔テーマ B 学生支援〕

- 秘書科では、検定において個別指導や直前合格対策、補習授業等を実施するほか、レベルの高い検定を受験するための動機づけとして、複数の検定合格者に対して学長表彰及び学科長表彰を授与する制度が設けられており、学生の学習意欲の向上に資する取り組みがなされている。

（２）向上・充実のための課題

なし

（３）早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基 準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

高松短期大学は、建学の精神「対話にみちみちたゆたかな人間教育をめざす大学」、「自分で考え自分で行なえる人間づくりをめざす大学」、「個性をのびしルールが守れる人間づくりをめざす大学」、「理論と実践との接点を開拓する大学」、及びこの建学の精神を基に短期大学の教育理念・理想を示す4つの教育理念を確立してウェブサイトで公表し、全教職員一丸となり教育に当たっている。

地域連携センターは地域コミュニティの地（知）の拠点として、公開講座や文化講座等の生涯学習講座の開講や、地域の地方公共団体、企業等、教育機関及び文化団体等との連携事業等を展開している。地域社会の産業発展・活性化及び情報化基盤の整備・充実への貢献を目的とした地域経済情報研究所では、短期大学及び併設大学教員による研究会を年1回公開している。また、短期大学周辺地域の清掃活動への参加や地域・社会の団体・施設での活動など、教職員と学生のボランティア活動も活発に行われ、令和2年度においては、香川県医師会へ手作りの医療用ガウンの寄贈等を行っている。

建学の精神及び教育理念に基づき各学科の教育目的を確立し、学生便覧や入学案内、ウェブサイトにより学内外に表明している。特に、学生や保護者からの認識や理解を得るための取組みは、後援会、履修指導や授業開始時のオリエンテーション、教育懇談会等、様々な機会を繰り返し確認し共有できるよう工夫がなされている。

学習成果は、短期大学としての3項目に基づき、保育学科として12項目、秘書科として8項目を定め、履修ガイド、ウェブサイトで学内外に表明している。また、「卒業認定・学位授与の方針と学修成果の対応表」を策定し、各学科の学習成果と卒業認定・学位授与の方針の対応関係を分かりやすく示している。

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針は、一体的に策定されており、各学科とも卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に基づき教育活動を展開している。また、定期的な点検は学科会議において行い、教育の質保証に努め、教育の向上・充実を図っている。三つの方針は学生便覧に記載するとともに、ウェブサイトでも公表され、広く学内外に表明している。

自己点検・評価活動は、規程に基づき「高松大学・高松短期大学自己点検・評価委員会」を組織するとともに、内部質保証の推進を担う組織として「高松大学・高松短期大学内部質保証推進委員会」を整備するなど実施体制を確立している。点検・評価活動は、「香蘭女

子短期大学・高松短期大学相互評価報告書」、「令和元年度高松大学・高松短期大学自己点検・評価報告書」、「令和元年度高松大学・高松短期大学外部評価委員会報告書」としてウェブサイトで公表している。また点検・評価の結果については、高等学校の教員や外部評価委員会からの意見聴取も踏まえ、改善計画を策定して改善に取り組むとともに、各種委員会における企画・立案や事業計画策定に活用している。

平成 30 年度に策定された「学習成果の評価の方針」に基づき、短期大学機関レベル、学科レベル及び科目レベルの評価項目や達成すべき水準を決定し、令和 3 年度からの運用に向けた準備を進め、教育の質保証に努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

教育目的に基づき卒業認定・学位授与の方針を定め、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学則等に明確に示している。それらは社会的・国際的に通用性があり、学科会議において定期的に点検し、教育の質保証に努め、教育の向上・充実に努めている。

教育課程編成・実施の方針を卒業認定・学位授与の方針に基づき定めている。教育課程は短期大学設置基準にのっとり、科目のナンバリングを行うとともに履修モデルを示し、体系的に編成しており、単位数の上限を定めている。シラバスには卒業認定・学位授与の方針に対応した科目の到達目標が示され、成績評価の厳格化のため評価割合や評価方法など、必要な項目が明示されている。教育課程は、学科会議や教授会等において組織的に議論され定期的に見直されている。

教養教育は「全学共通科目」と位置付けられ、実施体制が確立されており、ナンバリング等により専門科目との関連が明示されている。全学共通科目においても、授業評価の各項目の集計結果を基にその教育効果の測定・評価等を行い、改善に努めている。

学科の専門教育は教養教育との関連性を保ちつつ、職業教育の実施体制を確立しており、職業教育の効果の測定・評価を実施して、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項等に表示されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応し、多様な選抜については選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。入学に必要な経費等は学生募集要項やウェブサイトに掲載している。アドミッション・オフィスとして入学センターを整備し、受験の問い合わせ等への対応を行い、高等学校訪問において聴取した意見は、学科運営や入試改善の参考としている。

学習成果は、学科ごとに具体性を持って示され、一定期間内で獲得可能であり、測定可能である。学習成果の獲得状況は、GPA、学位授与率、資格・免許・検定取得率、就職率・進学率等や、学生による授業評価、満足度アンケート等、量的・質的データを用いて測定している。なお、学習成果の獲得状況の測定には、量的評価、質的評価それぞれに、直接評価、間接評価があり、今後はこうした視点からの測定に取り組むことや、量的データに加え、質的データについてもその評価結果等を公表することが期待される。

「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」を実施し、卒業生の進路先からの評価をアンケートによって聴取している。アンケートの結果は、各学科から選出された学生委員による分析、意見交換を基に、在学生の指導内容・学習成果の点検・

改善に活用している。

教職員は研究室制度を基盤とした学生と教員の対話を基に、学生の学習成果の獲得に向けて必要な支援を協働しながら行っている。施設設備及び技術的資源を有効に活用しており、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

学習成果の獲得に向けて教職員が連携して組織的に学習支援を行っている。個人面談では、学生個々の事情や志望に添った将来につながる指導体制を徹底している。習熟度別クラス及び基礎学力レベル別クラスなど、基礎学力が不足する学生、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮もなされている。

学生課を中心として生活支援を組織的に行っており、クラブ活動及び大学祭を支援するための体制も整っている。経済的支援としては独自の奨学金制度を設けている。学生の健康管理やメンタルヘルスケアの体制が整えられ、障がいのある学生等への支援には学生学修支援室を設置し、支援の仕組みを学生便覧等で明示している。社会人学生への生活支援体制も整備されている。

キャリア支援課に教職員及びカウンセラーを配置して、学生の個別カウンセリング、履歴書添削や面接指導等の支援を行っており、様々な試験対策講座等も実施している。また、進学志望者には、キャリア支援課及び研究室担当教員が支援し、留学希望者に対する指導・相談は、研究室担当教員と英語担当教員が中心に行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を満たし、専任教員の職位も教育・研究の実績等により決定され、非常勤教員も含めて、教育課程編成・実施の方針に基づき適切に配置されている。また、教員の採用・昇任は、就業規則、「高松短期大学教育職員任用基準」、及び「高松短期大学教員昇任内規」に基づいて行っている。

専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき研究を行っており、その活動の状況は、教員別に研究者一覧としてウェブサイトに掲載している。研究活動に関する規程は整備され、教育研究活動の発表の機会である研究紀要を発刊し、専任教員には研究室を設け研究時間を確保するほか、倫理教育受講の義務付けなどを行い、研究活動を支援している。また、「高松大学・高松短期大学 FD 活動推進委員会規程」を整備し、研修会の充実を図り、事務職員も構成員とする各種委員会等において連携しながら学習成果向上のための取組みを行っている。

事務組織は、「学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程」等に基づき整備され、責任体制は明確である。SD 活動は規程に基づき、教職員の知識・能力等の向上を目的として、年度ごとの活動事業計画を策定し教職員を対象に SD 研修を実施している。事務職員は、学内の SD 研修会のほか学外の研修等を通じて知識及び職能を向上させている。また、事務連絡会を月 1 回開催し、業務の課題等について相談・調整を行うなど、日常的に事務処理の改善に努めている。教職員の就業については「学校法人四国高松学園就業規則」等の規程を整備し、学内ネットワークを通じて周知の上、適正に管理されている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、校舎や図書館などの施設はいずれも障がい者に対応している。各学科の教育課程編成・実施方針に基づき、各教室には必要

な機器・備品、情報機器等が整備されている。また、研究室制度に基づいて、学科専用の学生研究室を研究室ごとに整備するほか、多様なメディアを高度に利用して授業を行うメディアルームを設けるなど、学生の学習支援のための環境が整備されている。

「学校法人四国高松学園固定資産及び物品管理規程」等を整備し、施設設備や物品を適切に維持管理している。火災・地震対策、防犯対策に係る諸規程を整備し、法令上の定期点検を適切に行うとともに、毎年11月に全学生、教職員を対象として火災・地震等を念頭に置いた防災訓練を実施している。学内ネットワークに接続している全てのパソコンにウィルス対策ソフトを導入し、情報セキュリティ対策を行い、建物照明器具のLED化等、地球環境保全への配慮にも努めている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、各学科の教育内容に必要な実習・演習室等を備え、学生の学習支援のために必要な学内LANが整備されている。情報処理教育センターには専任職員を配置し、学生や教職員への情報技術に関する支援を行うなど、専門的技術の向上に努めている。また、1年次の前・後期に全学共通科目「情報機器演習Ⅰ」、「情報機器演習Ⅱ」を開講して学生の情報技術の向上を図っており、教員も教育情報機器やシステムを効果的に活用した授業を行うため、情報教育に係る説明会に参加するなど、情報活用能力の向上に努めている。

財務状況は、短期大学部門では過去2年間、学校法人全体では過去3年間、経常収支が収入超過となっている。貸借対照表は、健全に推移しており、財政維持に必要な運用資産も確保している。中期目標・中期計画に基づき、適正に業務及び予算が執行されている。

今後10年間の運営の指針となるビジョン及び実現するためのアクションプランを策定し、将来像を明確にしている。また、経営改善計画が策定され、財政上の安定を確保するよう管理している。年度はじめには教職員を対象とした事業計画説明会等を行い、短期大学の経営状況等を説明するなど、危機意識の共有が図られている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念を十分に理解し、学校法人を代表し総理している。また、「学校法人四国高松学園寄附行為」に基づき学校法人の意思決定機関として理事会を適切に運営し、建学の精神に基づいた強いリーダーシップを発揮している。理事は、学校法人の運営管理・経営に関し学識を有し、必要な規程を整備し適正な業務に努めている。理事の選任に際しては、積極的に外部理事を任用するなどして学校法人運営に多様な意見を取り入れ経営機能を強化している。

理事長は学長を兼任しており、教授会の意見を参酌して意思決定を行い、短期大学の向上・充実に努力している。また、短期大学の運営全般にリーダーシップが発揮できるよう、学長の下に高松大学・高松短期大学運営会議を設置して重要事項を審議し、教学運営の最高責任者としての職務を担っている。さらに、各種委員会を設置して、学習成果、教育目的の達成状況の検証・評価を定期的の実施し、教授会において学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

監事は監査計画書を作成の上、年4回定期的に学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行について監査し、かつ理事会、評議員会に出席して意見を述べている。また、毎

会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出し、理事会及び評議員会に出席して報告を行っている。

評議員会は理事定数の２倍を超える人数で組織され、私立学校法に従い、運営されている。評議員会は、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為の変更等についての諮問に対して意見を述べ、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教員組織、教員の数及び各教員が有する学位及び業績、入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員、卒業、就職等の教育情報を公表している。また、私立学校法に基づき、財務情報、役員に対する報酬等の支給の基準、役員名簿等の学校法人の情報を公表・公開している。

あとがき

本報告書は、認証評価を受けるために一般財団法人 大学・短期大学基準協会及び評価員の方々へ提出いたしました「令和3年度 自己点検・評価報告書」です。

本学では、毎年自己点検・評価を行い、改革改善の努力を続けて参りました。そして平成26年度に引き続き、令和3年度に一般財団法人 大学・短期大学基準協会による認証評価を受審し、無事に「適格」の認定をいただきました。コロナ禍でのオンラインによる面接調査という異例の事態にご対応いただいた評価員の皆様には peer to peer の精神による丁寧な面接調査を実施していただきました。この場をお借りして心から感謝の意を表したいと存じます。

今回、「適格」の認定をいただいたことで、自己点検・評価の過程で新たな課題を発見することができました。これらの課題に対しては、各学科、各部署、さらには本学全体でその改善策を検討するとともに、学内外からのご意見ご指摘を賜りながら、Vision2030に掲げた『対話と実践』を重ね、人・地域・世界とつながり、地域の未来を拓く」ためのよりよい教育をめざして、教職員の連携をさらに密にしながら、教育のさらなる質保証に向けて取り組んで参る所存です。本学の建学の精神である対話と実践を通じて、多様性を尊重し、地域や世界とより一層つながるとともに、新たな価値を創造し、社会の変革を担うことができる人材を育成することにより、地域社会の核として、地方創生の時代にふさわしい活力に満ちた地域の未来を切り拓きます。

高松短期大学
ALO 中村 多見

高松短期大学 自己点検・評価報告書

発行日 令和4年3月31日

編集 高松大学・高松短期大学自己点検・評価委員会

発行 高松短期大学

〒761-0194

香川県高松市春日町960番地

TEL 087-841-3255（代表）

FAX 087-841-3064

URL <https://www.takamatsu-u.ac.jp>